





2026

坂東市

暮らしの便利帳

Bando











いざというときに
坂東市ガイド
届出・証明
税金
保険・年金
出産・子育て・教育
各種健診・相談・助成・補助金
高齢者福祉
障がい者福祉・その他の福祉
ごみ・リサイクル・し尿
上下水道
交通・住宅・おくやみなど
情報公開・広報広聴・市民協働
生涯学習・スポーツ施設
公共施設ガイド
議会・選挙
困ったとき
A GUIDE FOR FOREIGN RESIDENTS
生活ガイド

坂東市役所 〒306-0692 茨城県坂東市岩井4365番地

TEL 0297-35-2121(代) 0280-88-0111(代)

FAX 0297-35-8201 開庁時間 午前8時30分～午後5時15分(土曜・日曜・祝日及び年末年始を除く)

坂東市／株式会社サイネックス

わが街事典®

Web版はこちら



いつでも、何度でも、最高のくつろぎ時間を。

ここはどこよりもくつろげる最高の憩いの場所。
普通だけど、普通じゃない。
空間も、コーヒーも、パンケーキも、食事も何もかもがちょっといい。
一つひとつにちゃんとこだわり、一つひとつを丁寧に。
小さな幸せと、ホッと安らげる心地よいくつろぎ時間をお届けします。












感謝

おかげさまで、オープンから8ヶ月で5万人のお客様にご来店いただきました！　これからもよろしくお願い申し上げます！



さかい珈琲
坂東岩井店

茨城県坂東市辺田1095-1
TEL 0297-21-8662
【営業時間】8:00〜22:00
【定　休　日】年中無休（特定日を除く）
https://www.sakaicoffee.jp/

運営：株式会社 南海工業　〒306-0632 茨城県坂東市辺田1085-36　TEL:0297-34-1555　https://nankai-kogyo.co.jp/

市長あいさつ

Mayor of Bando City



坂東市長
木村（きむら） 敏文（としぶみ）

利根川の恵みを受けた大地に広がる田畑の実り、コハクチョウなど生き物の宝庫「菅生沼」、坂東を本拠地として平安時代に関八州を制した「平将門公」、さらには、アメリカへの日本茶輸出の先駆けとなった「さしま茶」。坂東市は、風光明媚で豊かな自然と、綿々と受け継がれる伝統・歴史が融和した都市です。現在、我が国で急速に進行する少子高齢化や人口減少、度重なる自然災害、そして物価高騰への対応など、地方自治体を取り巻く環境は大きく変動しております。本市においても例外ではなく、複合する課題の解決に取り組みながら、さまざまな支援施策の充実と地域の特色を最大限に生かしたまちづくりに努めていかなければなりません。

坂東市では、まちづくりの主役である市民と行政が共有する目指すべき将来都市像を『みんなでつくる　やすらぎと生きがい　賑わいのある都市（まち）坂東』とし、「ひとづくり」「暮らしづくり」「都市づくり」「仕事づくり」の４つのテーマを基本に、市民の皆様の思いに寄り添う施策の実現を目指しております。今後も市民の皆様をはじめ多くの方々に、この水と緑につつまれた自然豊かな坂東市に誇りと愛着を持って暮らしていただけるよう、協働のまちづくりを進めてまいります。

このたび、市民の皆様の日常生活において役立つ情報をまとめた、「暮らしの便利帳2026」を発行する運びとなりました。

この便利帳は、市役所における各種手続きや公共施設などの利用案内のほか、坂東市の名所や歴史、医療情報など、さまざまな情報を掲載しています。ぜひ、身近なところに置いていただき、日々の暮らしの中でご活用いただければ幸いに存じます。

結びに、この便利帳は本市と株式会社サイネックスとの協働事業により制作いたしました。便利帳を発行し、市民の皆様にお届けするため、多くの広告主の皆様にご協力をいただきましたこと、心より感謝と御礼を申し上げます。

令和8年6月

2026 坂東市 暮らしの便利帳

令和8年6月発行

「坂東市 暮らしの便利帳 2026」は、官民協働事業として、坂東市と株式会社サイネックス、地域企業・団体の協働により発行しました。ご協力いただいた皆様に厚く感謝申し上げます。

発行　坂東市／株式会社サイネックス

制作　株式会社サイネックス　東京本部
〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3
TEL.03-3265-6541(代表)

広告販売　株式会社サイネックス つくば支店
〒305-0817 茨城県つくば市研究学園5-20-2
TEL.029-858-0570

※掲載している内容は、特別の記載がある場合を除き令和8年4月1日現在の情報です。
※掲載している広告は、令和8年3月現在の情報です。
※QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

無断で複写、転載することはご遠慮ください。

懐かしくて新しい、タカミの駄菓子

半世紀以上続く駄菓子商品として幅広い世代に親しまれてきました。
今後とも人々に寄り添うような優しく安全なお菓子の製造を続けて参ります。

2026年3月新工場誕生
坂東市辺田1101-2



昭和の「味」へようこそ

坂東市
ふるさと納税
登録事業者

ホームページ

Instagram

正社員・パートアルバイト募集中です。

人々に寄り添うような優しく安全なお菓子の製造を続けて参ります。

株式会社タカミ製菓
茨城県坂東市長谷5036-1　TEL.0297-35-8289

ふるさと納税 返礼品提供事業者を募集しています

市では、ご寄附いただいた方へ感謝の気持ちを込め、市の魅力が詰まった特産品を返礼品としてお届けしています。
ふるさと納税の返礼品を提供していただける事業者を随時募集していますので、ぜひご協力をお願いします。
市内で生産・加工・製造するさまざまな商品やサービスを返礼品として、全国の多くの方に届けてみませんか。
「私たちの商品も返礼品になるのかな?」など、お気軽にお問い合わせください。

問 財政課　0297-21-2182

サイト掲載で全国にPR!
坂東市で寄附受付をしているポータルサイトに掲載できます

掲載料や販売手数料ゼロ!
手数料等は、坂東市が負担します

配送料負担ゼロ!
配送料は、坂東市が負担します

インターネットでの販売経験がなくてもOK!
職員がフォローします

令和6年度の実績（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

寄附件数 **13,641件** ↗　寄附金額 **2億7,246万9,200円** ↗

【参考】令和5年度実績　3,633件　1億4,303万1,000円

坂東市が誇る自慢の返礼品を\多数/お届けしています







Fruits
優れた香り、甘みと酸味のバランスが絶妙

Bread・Sweets
厳選素材と職人の技が光るこだわりの味







Tea
濃厚な味と香り豊かなコクのある銘茶

Rice
しっかりとした旨味と粘りが特徴的





Sake
華やかな香りとフレッシュな味わい



Meat
柔らかな肉質とさっぱりした脂の旨味



CONTENTS
目次



1　市長あいさつ
3　ふるさと納税 返礼品提供事業者を募集しています
6　ライフサイクルインデックス

In case of emergency
いざというときに



8　いざというときに
11　避難所一覧表

Administrative Guide
行政ガイド

32　届出・証明
36　税金
39　保険・年金
47　出産・子育て・教育
56　各種健診・相談・助成・補助金
60　高齢者福祉
64　障がい者福祉・その他の福祉
67　ごみ・リサイクル・し尿
70　上下水道
72　交通・住宅・おくやみなど
77　情報公開・広報広聴・市民協働
79　生涯学習・スポーツ施設
82　公共施設ガイド
84　議会・選挙
85　困ったとき
86　A GUIDE FOR FOREIGN RESIDENTS

Bando City Guide
坂東市ガイド

12　坂東市プロフィール
14　坂東市の情報ツール
16　坂東市の子育て応援特集
18　special feature
　　坂東市と平将門公～郷土の英雄ゆかりの地～
22　文化財をめぐる
24　熱気あふれる三大行事
25　花と歴史のまちを歩く
26　古き良きふるさとの味
28　坂東市の庁舎をご案内します
30　各課の主な業務



〈広告〉

外壁塗装
屋根・雨漏り
専門店
プロタイムズ
KOKUEI
株式会社 克栄
【本社】坂東市矢作 471-1
外壁診断
雨漏診断
無料
LINE
ホームページ
ご相談 見積り 診断 は無料 お気軽にお問合せ下さい
迷ったら聞いてみよう
0297-44-7832
KOKUEI ショールーム
坂東市岩井 3414-8





UD FONT 見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォントを採用しています。

Life guide 生活ガイド

90 医療機関マップ
92 一般社団法人 茨城県きぬ医師会
93 坂東市歯科医師会
94 坂東市薬剤師会
95 坂東市商工会
96 社会福祉法人 坂東市社会福祉協議会
97 坂東市を盛り上げる 地元採用企業 スタッフ大募集
98 リフォームの基礎知識
102 まぁいっか～で…済ませてない？ 愛車の健康



〈広告〉



お客様のニーズに合わせた最適なライフスタイルをご提案します。



有限会社富祥工務店の5つのこだわり

Quality	Design	Durability	Resistant Construction	Cost Performance
品質	デザイン	耐久性	耐震構造	コストパフォーマンス

サービス内容

注文住宅　リフォーム
古民家再生　店舗建築

おかげさまで創業38年。

冨祥工務店の日々の記録をぜひインスタから見てね。様々な施行事例が見れます。 Instagram

お気軽にお問い合わせ下さい。

有限会社富祥工務店
茨城県知事(般-05)第26287号
坂東市矢作972-15
FREE 0120-603-909



車の事なら何でもご相談下さい



有限会社 オークション代行 民間車検場
間中モータース
坂東市長須2264-2
0297-35-0964



Life cycle Index ライフサイクルインデックス







赤ちゃんが生まれたら

出生届…P32

生まれた日から14日以内に届出

Birth 誕生

- 出生届…… P32
- 国民健康保険 …… P39（加入の手続き）
- 母子健康手帳 …… P47

Child Rearing 育児

- 予防接種・健診・相談 …… P49-50
- 保育園・認定こども園 …… P51
- 幼稚園 …… P51
- 子育て支援…… P52



結婚したら

婚姻届…P32

届け出た日から効力

Marriage 結婚

- 婚姻届 …… P32



Adult 成人

- 国民健康保険 …P39
- 国民年金 ……P45

Life 生活

- 証明書の交付‥P34
- 税金 ……P36
- 相談 ……P58
- ごみ……P67
- 上下水道 ……P70
- 公共施設 ……P82



市内で住まいが変わったら

転居届…P32

引っ越した日から14日以内に届出

引っ越してきたら

転入届…P32

住み始めた日から14日以内に届出

市外へ引っ越していくとき

転出届…P32

引っ越しをする14日前からもしくは引っ越し後14日以内



Old Age 老後

- 介護保険 ……P42
- 国民年金 ……P45
- 高齢者福祉 ……P60
- 後期高齢者医療制度 …P60

〈広告〉



Emergency
緊急時

▶防災 …… P8
▶救急・救命 …… P8
▶避難場所 …… P11





Education
教育

▶小・中学校
…… P53
▶放課後児童クラブ
…… P54
▶就学援助制度など
…… P54

必要な方
印鑑登録 …… P33

家族が亡くなったら
死亡届…P32
死亡の事実を知った日から7日以内に届出

〈広告〉

確かな技術で豊かな地域社会を創造する
測量・調査・設計
有限会社不二測量調査



坂東市沓掛4044-2
☎0297-44-3572
FAX0297-44-3856



貨物運送ドライバー募集!
ヤマイチ運輸株式会社
一般貨物運送・一般倉庫業
〒306-0515 坂東市沓掛1789-1(沓掛工業団地内)
☎0297-44-3800 FAX0297-44-2839

一小さなお庭から大きなお庭まで無料ご相談承り中一
庭工事 剪定 伐採 虫予防 植木販売
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
弊社は持続可能な開発目標SDGsを支援しています。



緑化樹木生産販売・卸 造園・設計・施工管理 お気軽にお問い合わせください!
従業員募集中!
有限会社 猿島ガーデン
人と環境に優しい緑の総合企業
〒306-0504 坂東市生子1847-1
☎0280-88-0073 FAX0280-88-0697



いざというときに In case of emergency

問 交通防災課 ☎0297-21-2180

防災ラジオ（防災行政無線）

防災ラジオの有償配布

災害発生時において、市民などへ適切な防災情報をより確実に伝達するため、地域情報配信システムの配信情報を受信することができる防災ラジオを有償配布しています。



寸法（本体のみ）：幅18cm、高さ11cm、奥行き4cm
質量（本体のみ）：重量520g

▷▷機能

防災行政無線の放送内容が防災ラジオから合成音声で流れます。平常時には、AM・FMラジオとして使用できます。

▷▷特徴

- 市内全域をカバーできる受信感度の高いポケットベル280MHz周波数帯を利用します。
- AM・FM放送を受信している状態でも、緊急情報が優先して流れます。
- 最後に受信した放送は何度でも繰り返し聞くことができます。
- 電源は、ACアダプター（家庭用コンセント）または、単三形乾電池（3本）を使用します。
- 防災情報などが流れるときには、照明が点灯します。

▷▷申込方法

「防災ラジオ配布申込書」に必要事項を記入のうえ、交通防災課またはさしま窓口センターにお持ちください（土・日曜日、祝日を除く8：30～17：15）。

対　象 市内に住所を有する世帯主（1世帯につき1台）、市内に事業所を有する事業主（1事業所につき1台）

負担金 3,000円
※生活保護を受けている方は、負担金が免除になりますので、生活保護受給者証明書を必ず添付してください。

緊急時に備えて

119番のかけ方

①火事ですか・救急ですか?➡「火事です」「救急です」
②何が燃えていますか?➡「家が燃えています」
③住所はどこですか?➡「坂東市□□○○番地（○○宅）です」
④近くに何か、目標物がありますか?➡「○○小学校、○側です」
⑤逃げ遅れ、けが人はいませんか?
➡「逃げ遅れ、けが人はわかりません」
⑥あなたの名前と、今お使いの電話番号を教えてください。
➡「坂東一郎です。番号は○○-○○○○です」

携帯電話からの「119番」通報

携帯電話などからの通報も、固定電話からの通報と同様に、いばらき消防指令センターで受信します。ただし、県境に近い場所からの通報の場合、他県の消防本部に接続されることがありますが、受信した消防本部からいばらき消防指令センターに転送されますので、電話は切らずにお待ちください。なお、いばらき消防指令センターは、茨城県内ほぼ全域からの119番緊急通報を受け付けますので、通報時には必ず市町名から「○○市○○町○○番地」と伝えてください。

火災の発生状況の問い合わせ先

茨城西南広域消防本部災害情報テレホンサービス
☎0280-47-1119

住宅用火災警報器の義務化

茨城西南地方広域市町村圏事務組合の火災予防条例により、住宅には住宅用火災警報器等の設置が義務付けられています。住宅用火災警報器等は、消防設備取扱店、電気店、ホームセンターなどで購入することができます。皆さんの大切な命を守るものですので、必ず設置しましょう。

〈広告〉

「お困りごと」お任せください！





株式会社メディコムきむら
営業時間／9：00～19：00　定休日／火曜日
坂東市鵠戸207-1　TEL 0297-35-1523
ホームページ

普通救命講習会

心肺蘇生やAEDの使い方、けがの手当てなど、応急手当ができるようになることを目的とした講習会です。大切な人を、家族を、命を守るため、知識と技術を学びましょう。

- ▶実施日……5回／年　日曜日　9:00～12:00
- ▶会場……市内公共施設
- ▶対象者……高校生以上の方
- ▶講習内容……応急手当の基礎知識、救命に必要な応急手当の基礎実技（AEDの使用・人工呼吸・胸骨圧迫・異物の除去など）

※一定の技能を習得された方に、修了証が交付されます。

こんな時にはAED

Check！

倒れている人がいたら、肩を軽くたたきながら、大声で呼びかける。



反応なし

大声で叫び応援を呼ぶ。119番へ電話・AED依頼

呼吸をみる

普段どおりの呼吸あり

気道確保、応援・救急隊を待つ

呼吸なしまたは途切れ途切れ



ただちに胸骨圧迫を開始（心臓マッサージ）

人工呼吸（省略可能）

AEDの電源を入れ、指示に従う

ON

救急隊に引き継ぐまで繰り返す



災害対策



非常持出品

1 貴重品

現金、権利証書、預金通帳、認印、免許証、マイナンバーカード、資格確認書など（コピーをとれるものはとっておきましょう）



2 非常食品

カンパン、缶詰など火を通さないでも食べられるもの、飲料水など



3 医薬品

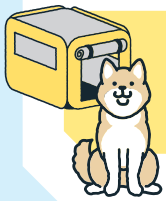
かぜ薬、傷薬、胃腸薬など（病人やお年寄りの常用薬を忘れずに）



4 そのほか

下着、タオル、軍手、紙おむつ、非常用トイレ、携帯ラジオ、懐中電灯など（予備電池は多めに）





ペットの災害対策については環境省ホームページをご覧ください。



〈広告〉

家具・インテリア
シメヤ
岩井店

TEL 0297-35-6232
坂東市辺田1189-2　定休日：水曜日・木曜日
（岩井バイパス沿い）

ホームページQR



家具修理承ります！
（見積無料）



染谷家具チェーン
新宿・銀座・横浜・大宮・流山・岩井・守谷・土浦

NTT災害用伝言ダイヤル171

大災害に際し、被災地との通話が困難になった場合、災害用伝言ダイヤルが提供されています。

TEL ➡ **171** をダイヤルした後、ガイダンスに従ってください。

WEB ➡ https://www.web171.jp/

地震対策



地震はいつ起こるかわかりません。いざというときの備えが大切です。地震が発生したとき、被害を最小限に抑えるには、一人ひとりがあわてずに適切な行動をとることが重要です。いざというとき、落ち着いて行動できるよう、日頃から地震に対する心構えを身に着け、各家庭において地震への備えをしておきましょう。

地震から身を守る10か条

1.まずわが身の安全**をはかりましょう**

何よりも大切なのは命。地震が起きたら、まず第一に身の安全を確保しましょう。

2.すばやく火の始末**、あわてず、さわがず、冷静に**

揺れがおさまったら、調理器具や暖房器具などの火を確実に消しましょう。揺れている最中は、熱せられた油でやけどをするなど危険なため、一度火元から離れましょう。

3.脱出口を確保しましょう

建物内にいるときは、ドアや窓を閉めたままだと、建物がゆがみ出入口が開かなくなることがあります。

4.火が出たらまず消火を

「火事だ！！」と大声で叫び、隣近所にも協力を求め、初期消火に努めましょう。

5.外に逃げるときはあわてずに

外に逃げるときは、瓦やガラスなどの落下物に注意し、落ち着いて行動しましょう。また、可能であれば避難をする前に、通電火災を防ぐためブレーカーを落としましょう。

6.狭い路地、塀ぎわ、がけや川べりには近寄らない

ブロック塀・門柱・自動販売機などは倒れやすいので注意しましょう。

7.がけ崩れ、山崩れ、津波に注意

外出時、山間部や海岸地帯で地震を感じたら、早めに避難体制をとりましょう。

8.避難は徒歩で、荷物は最小限に

避難場所には小中学校などが指定されています。車を使わずに徒歩で避難しましょう。

9.みんなで協力して応急救護を

お年寄りや身体の不自由な方、けが人などに声をかけ、みんなで助け合いましょう。

10.正しい情報をつかみ、余震を忘れない

うわさやデマにまどわされない。テレビやラジオで正しい情報を取得しましょう。

交通

県民交通災害共済

交通事故で、災害を受けた方を救済する制度です。市に住民登録されている方は、どなたでも加入できます。対象となる事故は日本国内の道路上などを運行中の自動車、バイク、自転車等の接触や衝突などによる死傷事故です。

加入希望者は、会費を添えて交通防災課へお申し込みください。

▶会　費……年間　大人900円、中学生以下500円
▶見舞金……死亡　100万円
　傷害見舞金（治療日数に応じて）2～30万円
　身障見舞金（1・2級該当）50万円

交番・駐在所管轄一覧表

▶境警察署　所在地：境町長井戸51-27　☎0280-86-0110

名称	所在地	電話番号
岩井地区交番	岩井2892-3	☎0297-35-0053
飯島駐在所	幸田1473-7	ご用がある方は、境警察署にご連絡ください。
沓掛駐在所	沓掛4993-5	
猫実駐在所	猫実1474-1	
矢作駐在所	矢作79-7	

〈広告〉



避難所一覧表



No	名称	所在地	電話番号
1	岩井第一小学校	岩井2029-1	0297-35-0019
2	岩井第二小学校	辺田1172-7	0297-35-6524
3	弓馬田小学校	馬立30-1	0297-35-1351
4	飯島小学校	幸田新田1468-1	0297-35-3764
5	神大実小学校	猫実805	0297-39-2311
6	七郷小学校	矢作87-1	0297-38-2436
7	中川小学校	小山108	0297-38-2449
8	長須小学校	長須1243	0297-35-5518
9	七重小学校	借宿683-2	0297-34-2301
10	岩井中学校	上出島1053	0297-34-3141
11	東中学校	猫実1093-2	0297-39-2313
12	南中学校	矢作326	0297-38-2602
13	坂東市立岩井公民館 風の砦	岩井3108	0297-35-8800
14	飯島コミュニティ センターいなほの里	大口新田50	0297-39-2988
15	馬立コミュニティ センターふれあい館	馬立680	0297-35-7922
16	新町コミュニティ センターホロニック	岩井4624-8	0297-35-0192
17	莚打コミュニティ センター芽吹の郷	莚打711-1	0297-38-0079
18	公民館 神大実分館	猫実794-2	0297-30-1800
19	市民音楽ホール	岩井5082	0297-36-1100
20	岩井球場	鵠戸255	0297-35-1716
21	坂東市LIXIL 総合体育館	岩井3086	0297-35-1711
22	坂東清風高等学校	岩井4319-1	0297-35-1667
23	岩井保健センター	弓田2145-1	0297-35-3121
24	七郷コミュニティ センターみどりのさと	矢作90-1	0297-38-2101
25	放課後児童クラブ 生子館	生子2743-1	0280-88-0821
26	生子菅小学校	生子2219	0280-88-0001

No	名称	所在地	電話番号
27	逆井山小学校	逆井1825-30	0280-88-1527
28	沓掛小学校	沓掛3775	0297-44-2016
29	内野山小学校	内野山849	0297-44-3159
30	猿島中学校	山2807	0280-88-0907 0297-44-3211
31	猿島公民館	山2730	0280-88-0835 0297-44-3154
32	猿島体育館	山2724	0280-88-0596
33	坂東市猿島前山 記念武道館	山2724	0280-88-0596
34	坂東清風高等学校 (農場)	逆井2833-115	0280-88-8222
35	猿島保健センター	山2717-1	0280-88-0100 0297-44-3907
36	生子菅地区農業構造 改善センター	生子新田879-1	0280-88-0900
37	西村公民館	沓掛2401	0297-44-2934
38	児童福祉センター(福)	岩井4326-1	0297-35-8844
39	岩井福祉センター 「夢積館」(福)	辺田48	0297-36-1901
40	猿島福祉センター 「ほほえみ」(福)	山2721	0297-44-2943
41	特別養護老人ホーム 長寿の里(福)	中里1213	0297-36-8080
42	特別養護老人ホーム 恵愛荘(福)	沓掛337	0297-44-3320
43	特別養護老人ホーム ハートフル広侖(福)	小山258	0297-38-1111
44	特別養護老人ホーム 延寿館(福)	長須1188-2	0297-35-3715
45	特別養護老人ホーム さしまの家(福)	生子1630-1	0280-33-6400

※(福)…福祉避難所

地図はこちらから

〈広告〉

安心・信頼 どんな小さな工事でも！

新築・増改築
リフォーム・内装・浴室・洗面所
外壁・屋根・キッチン・太陽光発電
※赤土・黒土・砕石・砂・改良土販売

外構工事
ブロック・ガーデニング・造園
土木・立木伐採・カーポート
※ガレージ・上下水道

中間処理場
廃プラ　繊維くず
木くず　コンクリート
解　体　収集運搬
茨城県公認　60ｔ台貫

株式会社 茨大
SYNTHESIS・ENTERPRISE・WOOD・WORK・INDUSTRY IBADAI
地震に強い、環境に優しい家造りを
アドバイスします。　坂東市生子1846
☎0280-88-0128

Bando

坂東市プロフィール



茨城県の南西部、首都50km圏内に位置する坂東市は、利根川を挟んで千葉県と接し、茨城県への玄関口となっています。平成17年3月22日に岩井市と猿島町が合併して誕生し、総面積は123.03km²です。中央部は猿島台地と呼ばれる平坦な大地が広がり、田畑や平地林、コハクチョウの飛来で有名な菅生沼など良好な自然環境が残されています。

生鮮野菜の栽培が盛んで、夏ねぎ、レタス、春はくさいは茨城県の銘柄産地の指定を受けた特産品となっています。日本で初めてアメリカに輸出されたお茶「さしま茶」の産地でもあり、さらに、武将・平将門公の本拠地としても知られています。

首都圏中央連絡自動車道「坂東インターチェンジ」の開通を契機とし、茨城県が事業を手掛ける工業団地「フロンティアパーク坂東」、県内初・圏央道初の事業承認を受け整備中の「坂東PAハイウェイ・オアシス」、「産業経済交流施設　坂東将門の里」など、商工農のバランスがとれた職住近接のまちづくりを進めています。

市の花・木・鳥

市の花　チャノハナ



純白で香りも良く、気品が高い花です。さしま茶は江戸時代、日本で初めてアメリカに輸出されたお茶として知られ、地域の伝統と世界への発信のシンボルとしてふさわしい花です。

市の木　ケヤキ



市内には県内有数の名木があり、地域の景観を彩っています。その堂々とした風格から、坂東市の発展のシンボルとしてふさわしい木です。

市の鳥　ウグイス



美しい鳴き声とその姿は、坂東市の豊かな自然環境のシンボルとしてふさわしい鳥です。自然を大切にする市民の願いを表しています。

市章

坂東市の「ば」の文字をモチーフに、緑で豊かな自然や農作物を、青で利根川の流れをイメージし、2つの点で岩井と猿島が一緒になって、「夢と希望に満ちた活力ある明るいまちづくり」を目指す姿を表現しています。一般公募1,511作品の中から採用されました。

〈広告〉

伝統と革新で、みどりの未来を創造する

ZOUEN
HORIKOSHI JAPAN LANDSCAPE STYLE
茨城県知事許可（般-04）第33245号

剪定、造園に関してのご質問は、お気軽にお問い合わせください。

堀越造園株式会社　茨城県坂東市長谷953番地23　TEL:0297-36-2460

市のキャラクター

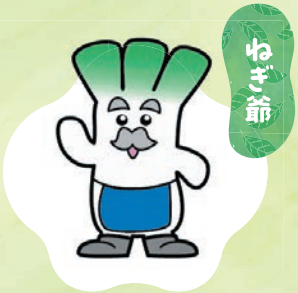


坂東市 マスコットキャラクター



郷土の英雄「平将門公」をモデルにした「将門くん」。将門公生誕1111周年を記念して誕生しました。坂東市の知名度アップと市民に愛されるキャラクターになるように頑張っています。

坂東市 あぴ～るキャラクター



働き者のねぎの妖精。國王神社の山奥で、ねぎ婆とばんなちゃんと一緒に3人で暮らしています。坂東野菜がみんなから愛されるように日々たくさんの努力をしています。



坂東市で採れる野菜を使った美味しい料理を作ってくれます。服装は地元のお茶「さしま茶」の色合いをした和服に、地元の桜「ベニサシマ」がプリントされた割烹着を着ています。

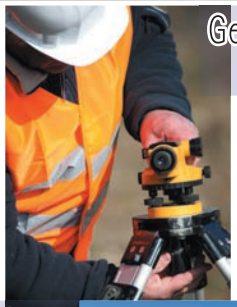


平将門公の娘「五月姫（滝夜叉姫）」の生まれかわりの魔女っ子。坂東のアイドル「バンドール」として、人気アイドルになることを目指しています。

〈広告〉

有限会社
日東測量

正確さは勿論のこと、誠実さ、顧客満足を常に追求し、
信頼されるパートナーであり続けます。
また、地域に根ざし皆さまの安心・安全な"暮らし"を支援します。



General survey
一般測量



Civil engineering survey
土木測量



Architectural survey
建築測量

〒306-0642
茨城県坂東市長谷906番地2
TEL. 0297-35-1516

社会の発展を支え
明るい未来を創造する



■ 社会を支える電源装置 ■

信号／通信用電源装置





防食用電源装置
水処理／電解用電源

無停電電源装置（UPS）
特殊電源





工場／ビル設備／
防災設備用電源装置
（消防法型式認定品）

芝電機株式会社
SHIBA ELECTRIC CORPORATION

【茨城工場】茨城県坂東市長谷1160
TEL 0297-35-1216　FAX 0297-35-7228
【本社】東京都港区芝浦1-3-11　【関西出張所】兵庫県尼崎市金楽寺町2-5-52

坂東市の情報ツール

坂東市では市民の皆さんの多様なニーズにお応えするため、紙媒体以外にもSNSやウェブサイトを活用した情報発信に力を入れています。



WEB・PAPER・MAIL

坂東市 公式ホームページ

公式ホームページでは行政手続きやイベント情報、子育て支援など、市民の暮らしに役立つ情報をまとめて発信しています。





SNS

坂東市 LINE公式アカウント

イベントや観光情報、防災・災害、移住・定住などに関する情報などをリアルタイムで配信しています。

アカウントID:@bando-city

坂東市 Facebook

公式ホームページと連携して、市からのお知らせや防災・防犯などに関する最新情報を配信しています。



〈広告〉

光 株式会社 光和テック

エアコンで空気を変える！

一般～業務用 エアコンクリーニング

一般～業務用 エアコンレンタル

HP見てね！

管工事業　茨城県知事許可　「般－06」38578
電気工事業　茨城県知事許可　「般－06」38578
冷媒回収事業所認定
東京電力登録工事店

本所在地　茨城県坂東市小山291-1
TEL：0297-21-3307　https://kouwatech.com/
営業所　埼玉県三郷市早稲田1-17-6ライゼホビー05
TEL：048-954-8875

広報ばんどう



行政情報や市の話題などを掲載する「広報ばんどう」、行事案内などを掲載する「広報ばんどうお知らせ版」を発行しています。

▼電子書籍版

情報メール 一斉配信サービス

メールアドレスを登録すれば、市からのお知らせや防災・防犯などに関する最新情報をメールで受け取ることができます。



坂東市 YouTube



坂東市公式YouTubeチャンネルでは、市の魅力やイベント、職員の仕事紹介など、多彩な動画を発信しています。

アカウント名：@citybando

坂東市観光協会のYouTubeチャンネル。楽しい・おいしいチャレンジ＆体験をレポート！



アカウント名：@Bando-channel

坂東市 Instagram



ユーザーネーム：@bandocity_official

坂東市の公式インスタグラム。四季折々の風景やイベント、市の魅力を写真や動画で発信中。#いいじゃん坂東 #そこどこ坂東で検索！

〈広告〉

SANWA SYOKUKEI GROUP

私たち「株式会社三和食品」は、三和食鶏グループの中で、親鶏のミンチやスープの製造および三和食鶏グループ全体の製品販売を担っております。

下記リンクのメルカリ Shops でも販売しております♪
是非ご覧くださいませ



株式会社三和食品

従 業 員 募 集

坂東市逆井 1718-13

TEL.0280-88-1155

ホームページ

メルカリ Shops





徹底した品質管理で安全な商品をお届けします。

株式会社ファミリー食品
Family Foods Co.,Ltd.

〒306-0504 坂東市生子1542-2

☎0280-88-7365

「大丈夫だよ」が、すぐそばに

坂東市の 子育て応援 特集

支援給付金

妊婦支援給付金

妊娠届出時（5万円）と出生時（5万円）の2回に分けて支給しています。

児童学資金（ひとり親家庭の方へ）

小中学生のお子さんを養育しているひとり親家庭を対象に児童一人につき月額2,500円を支給しています。



子育てガイドブック

坂東市で子育てする方を応援する冊子です。子育ての様々な情報、関連施設や子育てマップも掲載しています。

△ウェブ版はこちらから

子育て支援センター



遊びの場、ママたちの出会いの場、子育ての相談の場として自由に利用できます。楽しいイベントを企画してお待ちしています。

こども家庭センター「バンビィ」

こども家庭センターは、妊娠・出産・子育てに関する身近な相談窓口です。経験豊かな家庭相談員が、子育てや家庭の心配事などの相談に対応しています。

一時預かり

保護者がお仕事や病気、その他の理由により、家庭保育が困難な場合、市内の認定こども園で一時的にお子さんをお預かりします。

医療費助成（マル福・すこやか）

妊産婦、高校生までの小児が保険診療で医療機関などにかかる際の一部負担金を助成します。

病後児保育事業

保育所等に入所している病後（病気の回復期）のお子さんを対象施設の専用スペースでお預かりします。

〈広告〉



坂東市 独自の 制度です!

新生児応援給付金

新生児一人につき5万円を支給しています。

児童手当

3歳未満	3歳以上高校生年代まで	第3子以降
月額15,000円	月額10,000円	月額 30,000円

高等技能訓練促進費 (ひとり親家庭の方へ)

ひとり親家庭を対象に、その保護者が就職に有利な資格を取得するため養成機関で1年以上修学する場合の給付制度です。

児童扶養手当

父母の離婚や死別などにより、父または母と生計を同じくしていない高校生年代までの児童を監護・養育する方に支給されます(所得制限あり)。

小・中学校給食費0円!

令和6年9月分から小・中学校給食費が無償になりました。同時に、市外へ通学するなど、市の学校給食を利用していない小中学生の保護者へ補助金を支給しています。

就学援助

経済的に困窮する保護者へ、学用品などの支援をしています。

電子母子手帳アプリ「こそだてアプリ バンビィ by母子モ」

子育てに役立つ情報の発信・妊娠中の経過やお子さんの成長の記録・予防接種のスケジュール管理などの機能がありますので、ぜひご利用ください。

※このアプリは、従来の紙の母子健康手帳と併用してお使いいただくものです。健診や予防接種の際には、必ず紙の母子健康手帳をお持ちください。

母子手帳アプリ 母子モ

最大50万円! 子育て世代定住促進奨励金

市内で一戸建ての住宅を取得された子育て世代の方に支給しています。

〈広告〉

ほりこし音楽教室
ピアノ はじめてみませんか?



ピアノレッスン
楽 典
ソルフェージュ

基礎から音楽の楽しさまで
ゆっくり丁寧にレッスンいたします



生徒募集中
☎0297-44-6955



かんがえる・やり抜く・思いやる
生きるチカラの基礎をはぐくむ

認定こども園
岩井保育園

一時預かり
子育て支援センター

〒306-0631 坂東市岩井2720−8
0297-35-1555

special feature

坂東市と平将門公

～郷土の英雄ゆかりの地～



およそ千年前、荒野にすぎなかったこの地に、
将門公は道を拓き、暮らしの礎を築きました。
今もなお、杉木立に包まれた國王神社や田畑に佇む九重の桜に、
将門公の記憶が、そっと重なります。
時の声に耳を澄ませながら、
歴史とともにこのまちを歩いてみませんか。



平将門公之像

坂東将門の里





自然と文化歴史がつながる 坂東の交流基地

令和7年4月18日に、坂東市産業経済交流施設「坂東将門の里」がオープンしました。施設には、農産物直売所・観光情報ブース・サイクルステーション等があり、将門公ゆかりの地ならではの歴史や文化にふれながら、地域の味覚や人のあたたかさと出会える場所として、観光客にも住民にも親しまれています。

長須9621-1　0297-44-7321

△サイクリングマップはこちらから



長旅の疲れを癒すシャワー室や、愛車のメンテナンスに役立つ工具類の貸し出しも完備



市周辺の新鮮な野菜や地元特産品がずらりと並ぶ、地元密着型の直売所です



〈広告〉







――贈る喜び 贈られる嬉しさ――

こちらの２次元コードを読み込み弊社ホームページから直接商品をご購入いただけます！お気軽にアクセスください。▶

将門煎餅　検索

有限会社 将門煎餅本舗

〒306-0631　坂東市岩井 4448

TEL.0297-35-0506　FAX.0297-35-2009

https://www.masakadokou.co.jp/

坂東PAハイウェイ・オアシス



令和6年10月に、ハイウェイ・オアシスの一部（売店、駐車場、広場の一部）が先行して供用開始したことに伴い、地元の方々や圏央道利用者の利便性が向上しました。

引き続き、駐車場・広場等の拡張工事を進めるとともに、ハイウェイ・オアシスの賑わい創出に向けて飲食店、遊具など公園施設の充実を図っていきます。

△整備状況はこちらから

売店（ローソン）内のPRコーナー



坂東市
情報発信のコーナー

ポスター、チラシ、広報紙などを設置。



坂東市
ふるさと納税返礼品のコーナー

地元の名産品を販売しています。

ハイウェイスタンプコーナー

スタンプのデザインは、市内小学生が坂東市をイメージして描いたデザインです。



内回りデザイン



外回りデザイン

〈広告〉







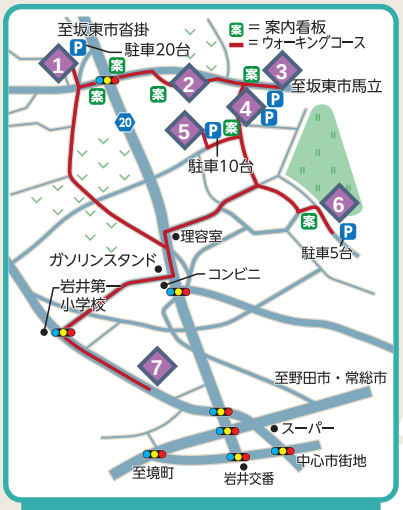


将門公ゆかりの地を歩く

将門公、坂東とともに在り

今から1100年前の東国は、坂東と呼ばれる未開拓の地でした。その荒地の開拓に農民たちと取り組んだのが将門公であったと伝えられています。将門公は新しい時代を予期した馬牧の経営と製鉄による農具の開発などに取り組み、荒地の開拓を容易にしました。そうした進歩的な考えが一族内の争いを生み、やがて国家権力との衝突に発展。郷土の夢は目前で潰えました。

郷土の民を想い奔走した将門公。将門伝説には、その夢の実現を見ずに散った悲劇性と庶民の願望が、今日まで語り継がれています。



詳細は左記二次元コードよりアクセスしてください

1 start 國王神社

将門公を祭神とする神社で、公の三女如蔵尼（にょぞうに）が三十三回忌に父の姿を刻んだ木像がご神体になっています。拝殿・本殿・座像が県指定有形文化財。茨城観光100選の一つです。



終焉の地に静かに佇む古社

2 島広山（いわい）・石井営所跡

承平5年（935）将門公がここに石井の営所を築き、軍事上の拠点としました。



政治、経済、軍事の拠点

まだまだ見どころあります

延命院



将門公の遺体を葬ったと伝わる胴塚

将門公の胴塚があり、将門山ともいわれています。市民の浄財による顕彰碑と東京大手町の首塚から移された石塔婆が建てられています。

深井地蔵尊



将門公妻子の受難 哀れんだ土地の人々

将門公の妻子が亡くなった場所で、その最期を哀れんだ土地の人々が妻子を祀るため創建したといわれています。

松崎天神社



菅原景行が将門公の開拓思想を受け継いだ

将門公没後の天慶8（945）年、菅原道真公の子息である景行・兼茂・茂景がこの地に立ち寄り「天穂日命」と菅原道真を祀った神社です。景行はここを腰掛け天神と称し、将門公の開拓思想を受け継ぎ、飯沼の開発構想を練ったといわれています。

〈広告〉

みやこじ 都

美味しい卵にこだわっています

都路のたまごのこだわり

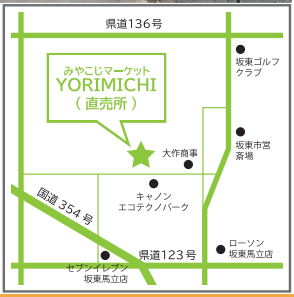
都路のたまごの「卵」は、すべてグループ農場のみで生産されています。鶏種と飼料にこだわり、濃厚な旨味と、マリーゴールド由来の鮮やかな黄色が特徴です。生まれたその日に集卵し、徹底した日付管理のもと、安全・安心で新鮮な卵をお届けしています。

鮮度の追究　安心・安全の追究　味の追究

YORIMICHI

毎日24時間 新鮮たまご販売中！！





MIYAKOJI

有限会社　都路のたまご
〒306-0605　坂東市馬立 1204-3
https://www.miyakoji-egg.co.jp
TEL.0297-35-3144
FAX.0297-35-3339
都路のたまご　検索

認証取得：岩井 GP 工場



1445年に相馬氏によって創建された山門

3 延命寺山門

将門公の守り本尊である「薬師如来」を祀り、現在は山門だけが昔の面影を残しています。茨城観光100選の一つです。

将門公ののどを潤したと伝わる湧水



4 石井（いわい）の井戸

将門公が水に困っている時、老翁が水を湧き出させたという伝説の井戸です。



石井の井戸の老翁

5 一言神社

「石井の井戸」の伝説に出てくる老翁を祀った神社と伝えられています。

6 九重の桜

将門公が紫宸殿前から分株したとも、また、郡司平守明が植えたとも伝えられています。

京都御所から根分けしたと伝わる桜







調練された軍馬の馬市

7 富士見の馬場

将門公が馬の訓練をし、軍馬や伝馬の市を開いたといわれる所です。

神田祭 ～坂東市が武者行列に参加～







令和7年5月10日、東京都千代田区で行われた神田祭「附け祭」に坂東市が武者行列として参加しました。

将門公を御祭神とする神田明神との長きに渡る交流により実現したもので、平成6年以来31年ぶりの参加となりました。

将門公役や姫役に扮し、総勢20名が日本橋など東京の街中を練り歩き、沿道に詰めかけた多くの来場者から声援をいただきました。

〈広告〉

その土台、全開の底力。
私たちは100年を支え抜く。





基礎工事・外構工事
公共工事・舗装工事・土工事

NOGUCHI
野口工業有限会社
一級建築士事務所
野口工業有限会社 KAZ 設計
坂東市逆井 2833-29
TEL 0280-88-1644
野口工業㈲ 坂東
従業員随時募集中！

坂東の日本酒「秀緑・将門」
お酒は二十歳になってから
古谷醤油酒店
酒類小売事業・酒類卸売事業・飲食事業（ふるや角打ち）
坂東市岩井4949-1 ☎0297−35−0062

中山観光では、お客様のニーズにあわせた貸切バスを多数ご用意しております
安心だから 笑顔がいっぱい



NAKAYAMA KANKO
中山観光自動車株式会社
NAKAYAMA KANKO
貸切バス・バスツアーのご用命は、中山観光自動車㈱へお問い合わせください
【本社営業所】〒306-0642 坂東市長谷734-11
【本　社】〒306-0632 坂東市辺田1521-11
【千葉営業所】〒270-0222 千葉県野田市木間ケ瀬2764-50
☎0297-35-0057

文化財をめぐる

市に息づく文化財や伝統芸能は、
地域の歴史と人々の思いを今に伝えています。
ここでは、市内各地に受け継がれる
貴重な文化財をご紹介します。





聖徳太子木像

県指定文化財

太子が16歳の時に父・用明天皇の病気の快復を祈る姿をあらわしたもので、『孝養の太子像』と呼ばれます。大きめの目をしており、頬にも張りがあり聡明な太子の相をよくあらわしています。

妙安寺蔵

木造阿弥陀如来坐像



平安時代末期の作といわれる阿弥陀如来像で、小さくきちんと並んだ髪、おだやかな面相、伏し目がちの目などは定朝様の特色をとどめています。

西念寺蔵



国指定文化財

絹本著色聖徳太子絵伝

室町時代初期の作といわれ、聖徳太子の生涯を四幅に渡り描いた伝記絵です。各幅とも階段式の構図をとっていますが、出来事の配列は厳密に年代順を追わず、ある程度自由な配置を取っています。

妙安寺蔵



絹本著色来迎弥陀三尊像

阿弥陀如来と観音・勢至の二菩薩が出現する様子を描いた三尊来迎図と呼ばれる絵画です。細密な描法で描かれており、仏身には金彩と截金が施されています。

延命寺蔵



木造大日如来坐像

鎌倉時代の作といわれる大日如来像です。目には水晶が使用され、像は金箔で塗られています。地髪部と宝髻を毛筋彫とし、穏やかな表情を見せています。

延命寺蔵



市指定文化財

八幡神社社殿

明治初期に造営された社殿で、建物の多くに彫刻がちりばめられているのが特徴です。向拝の龍、脇障子の孔雀、頭貫の唐獅子など、とても精巧で芸術性の高い作品です。彫刻はすべて地元出身の彫工である後藤縫之助氏が手掛けています。

Bando City Photo Gallery



令和7年 坂東市写真コンクール

【最優秀賞】
虹と市役所



令和7年 坂東市写真コンクール

【優秀賞】
錦秋の八坂公園



絹本曼荼羅（けんぽんまんだら）

曼荼羅とは、密教における仏の二大世界のことで金剛界と胎蔵界からなり、この曼荼羅は金剛界を表現したものです。縦138.5センチ、横118センチ。鎌倉時代中期の作で、絹地に金泥で彩った豪華絢爛なものです。

萬蔵院蔵

金剛力士像

高さ1.5メートルの木像の阿（あ）金剛、吽（うん）金剛の2体。運慶の鎌倉時代中期の作と伝えられ、渾身の力がみなぎっている様は、鎌倉彫刻の特徴をよくあらわしています。

萬蔵院蔵





阿弥陀寺御文（おふみ）

親鸞より8代目の蓮如上人が親鸞聖人の教えを講寺（こうじ）や門徒に広めるために、自分の考えを入れて書いたものを、実子の実如上人が書き写したものです。

阿弥陀寺蔵

護摩壇（ごまだん）・礼盤（らいばん）・脇机（わきづくえ）

護摩壇一基、礼盤二基、脇机五基。護摩壇は、密教で護摩の修法を行うとき使用する道具のことです。寛永10年（1633）の銘文のある貴重な仏具です。

萬蔵院蔵





香取神社本殿

1852（嘉永5）年、美しさを長く保存するために氏子の手で上屋が造られしっかりと保護されています。平成3・4年の修復作業により、鮮やかな色彩がよみがえりました。

沓掛香取神社

神田ばやし

口伝により伝えられた音符台本により合奏するお囃子で、あわせて神楽舞も行われます。おはやしは神楽舞の種目により異なりますが、おもなものは三番、獅子舞、降臨、岩戸神楽などがあります。使用する楽器は大太鼓、小太鼓、手すり鐘、笛で高い技法が必要とされます。





沓掛の大ケヤキ

神明社の御神木として、人々の信仰の対象として古くから敬われる大ケヤキです。幹まわり約8.5メートル、樹の高さは約30メートルにも及びます。

神明社

猿島ばやし



生子にある八坂神社の祭礼に奉納するためのお囃子で、江戸初期から続くとされています。大太鼓・小太鼓・小鼓・笛などを用い「しゃんぎり」「からす」などの曲を演奏します。逆井城まつりや市内の祭礼において演奏されています。

〈広告〉

心に残る 旅のエスコート
乗務員募集中!!

有限会社 橘観光バス
坂東市逆井2826-50 TEL 0280-82-1170
たちばな観光トラベルセンター
境町長井戸731-14 TEL 0280-81-1235
沓掛交通 有限会社
坂東市逆井2826-10 TEL 0297-44-2163


金網・各種ネットの
プロフェッショナル
お客様の多様なニーズに合わせて、品質の向上に取り組んでいます。
日本フィルコングループ
関西金網株式會社
【本社】〒556-0023 大阪市浪速区稲荷2-7-8
J-VAC JVAC・QM0798
金網及び金網関連製品の設計・開発、製造、販売及び付帯サービス（据付施工等）
ISO9001:2015 認証取得
【坂東工場】〒306-0658 茨城県坂東市緑の里6
☎0297-38-8010


Yショップ 後藤酒店
坂東市長須1548
TEL 0297-35-0371
定休日：毎週日曜・月曜の祝日

熱気あふれる三大行事

将門公ゆかりの地・坂東市では、
武者行列や伝統芸能、
スポーツ大会など多彩な催しが
開催され、地域が熱気に包まれます。

坂東市逆井城まつり

県指定史跡・逆井城跡で4月上旬に行われ、いつもは静かなたたずまいの「逆井城跡公園」も、この日は幟（のぼりばた）旗や陣幕で華やかに飾られます。猿島ばやし（県指定無形民俗文化財）などの郷土芸能の演奏、伝承に基づいた「出陣式」など、さまざまな催しで会場内は盛り上がります。







坂東市将門ハーフマラソン大会

将門公が拠点を築いたとされる岩井の地で開催しているハーフマラソン大会。日本陸上競技連盟公認のコースとなっています。坂東市将門まつりと同日開催で、伝統のあるマラソンコースを全国から集まった多数のランナーが駆け抜けます。
「走れ疾風の如く将門の里を!!」

大会公式インスタグラムはこちらから▶

坂東市将門まつり

郷土の英雄「将門公」の勇姿を現代に甦らせようと昭和47年に始まり、毎秋を彩る風物詩として市内外の方々から親しまれています。

國王神社での戦勝祈願に始まり、お囃子が響き渡る中、勇壮な武者や雅やかな姫が街へ繰り出します。総勢100名の武者行列や弓道模範演武、神田ばやしの山車など、みどころ満載です。







〈広告〉

クリーンで快適なビル環境をつくる YAMANI

建築物環境衛生総合管理

■建物内外清掃 ■害虫防除 ■空調・給排水設備メンテナンス

株式会社ヤマ二商会

〒306-0505 坂東市菅谷71 お気軽にお問い合わせください

☎0280-88-0019 FAX0280-88-0188

あなたの建物をしっかり
トータルマネジメント!

従業員募集中!!

CLEANING



一緒に働く仲間募集
未経験者歓迎!



八坂公園





四季折々の花が美しい公園

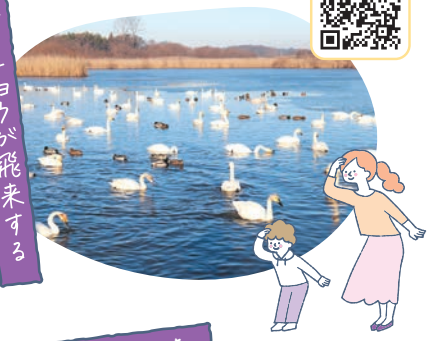
観光交流センター秀緑





ガラス、陶芸、木工の体験工房

菅生沼



コハクチョウが飛来する自然観察フィールド

ミュージアムパーク 茨城県自然博物館



自然の魅力がつまった自然史系博物館

歓喜寺の桜



樹齢約400年の大樹「江戸彼岸桜」

坂東郷土館 ミューズ



地域の歴史や文化の発信基地

逆井城跡公園

逆井城は、今から400年以上前の戦国時代末期（1577年）に後北条氏の北関東進出拠点として築城されました。1590（天正18）年、豊臣秀吉が小田原城の後北条氏を滅ぼしたため、逆井城も廃城になりましたが、現在もその外堀と土塁が残っています。調査によって櫓（やぐら）門、橋、堀、主殿、二層櫓などが復元されています。また、園内には四季折々の花が咲き、広々とした風景の中、ゆったりと散策を楽しむことができます。



歴史と豊かな自然、地桜ベニサシマが咲く

花と歴史のまちを歩く

坂東市には、戦国の歴史を感じる史跡や四季の花々が彩る公園、体験が楽しめる施設など、訪れて楽しいスポットが点在しています。

〈広告〉

竹林管理にお困りではありませんか？



【竹林伐採・間伐】
【竹チップ・竹パウダー】
～伐って活かす！伐採竹の「エコ循環」～

土壌改良に　飼料に
防草マルチに　消臭に

HPはこちら

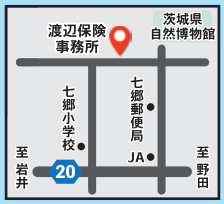
竹林のお手入れなら当社にお任せ下さい！
有限会社 みなば商会

「地域に笑顔と、確かな安心を！」

～自動車保険・火災保険・傷害保険等～



暮らしに寄り添う各種損害保険を取り扱っております。



東京海ジョー「東京海ジョー」は東京海上日動のキャラクターです。

TOKIO MARINE NICHIDO
東京海上日動 代理店
株式会社 渡辺保険事務所

お気軽にお電話・お問い合わせください。
☎0297-38-1747
坂東市大崎140-8（自然博物館そば）
Mail：minaba@globe.ocn.ne.jp

古き良き ふるさとの味

歴史とともに育まれた食文化が息づく坂東市。
土地の恵みと人の知恵が織りなす、
味わい深い特産品をご紹介します。

特産品の詳細はこちら

雫しぼり 純米大吟醸 将門

贅沢に磨かれ、ゆっくりとしぼられた大吟醸。つややかで瑞々しく、優しい酸味が広がります。「珠玉」という言葉がふさわしい逸品です。



Alc.16%
精米35%

Alc.16%
精米60%



2021 全米日本酒歓評会 グランプリ受賞 純米酒部門

酒カタログはこちら

特別純米 秀緑

かつて、市内で造られ、広く親しまれ愛された銘柄「秀緑」が、さまざまな縁と熱い想いで復刻されました。華やかな香りとフレッシュな味わいです。



セルリー

香りの良さとシャキシャキの食感が特徴です。市場からの品質評価が高く、産地自慢の一品です。



トマト

甘みが強く熟してもくずれないのが特徴です。選ぶポイントは、へたがピンと張った緑色で、全体の赤みにムラがないものです。

冬春トマト：
茨城県銘柄推進産地指定

レタス

葉肉がやわらかくシャキシャキの食感が魅力です。春は「サラダ」で、冬は「しゃぶしゃぶ」がおすすめです。

レタス：茨城県銘柄産地指定



はくさい

春はくさいはみずみずしく、秋冬はくさいに比べて柔らかさが増すため、サラダなどの生食にもおすすめです。

春はくさい：
茨城県銘柄産地指定



巨峰

寒暖差が少ない気候と適度な降水による、豊富な果汁と強い甘みが特徴です。市内では昭和29年から巨峰作りがスタートしました。





ねぎ

夏ねぎは全国一の生産量を誇り、やわらかくて辛みと甘みのバランスに優れた「シャキシャキねぎ」です。

夏ねぎ：茨城県銘柄産地指定



米

利根川水系にある市内中小河川の豊潤な水を利用し、各種ブランド米が多く栽培されています。どのお米もしっかりとした旨みと粘りがあるのが特徴です。

〈広告〉

荒木米店





おいしいお米は
日本人の宝物です

アラキ
リースキン



暮らしの中の“きれい”をリースキンは追及し、
様々なアイテムでご家庭のお掃除を支えます。



米穀・小麦粉などの卸売・小売
モップ、マット等のレンタル・浄水器・空気洗浄機の販売及びリース
その他の清掃関連商品の販売・ハウスクリーニング・エアコンクリーニング

株式会社アラキ 坂東市岩井 4463 TEL0297-35-0038

さしま茶の歴史



さしま茶「将門」

深いうまみと緑茶らしい渋みを感じられる深蒸し茶です。贈答用にも喜ばれるパッケージで、市内茶販売店でお買い求めいただけます。

～茶顚中山翁製茶紀功碑（ちゃてんなかやまおうせいちゃきこうひ）～







「茶顚中山翁製茶紀功碑」は1895年に建立され、中山元成（もとなり）の茶業での貢献を称えた碑です。碑文には、日本が開国後、生糸と茶が主要な輸出品となり、関東で外国向けに精製茶を売り出した最初の人物が中山であると記されています。

中山の回想録によると、1859年には外国商人との取引を開始し、アメリカやイギリスにも茶を販売。この取引をきっかけに、日本茶の品質が評価され、需要が増加しました。

中山は、天保年間に宇治の製茶法を導入して猿島地方で茶業の基礎を築き、江戸に藩の産物会所を設立。明治期には官職に就き、現在の茨城・千葉で茶栽培を推進。中央茶業組合創設にも関わり、『日本茶業史』では民間人として最も功績があった人物と評価されています。

坂東市名産品会


1 創作和菓子すずき


2 将門蕎麦


3 お茶のあらき園


4 (有)スズキ スズキ養鶏


5 和菓子工房きくや


6 (有)将門煎餅本舗


7 川魚専門店 川せみ


8 松本屋商店


9 (有)菊地煎餅店


10 将門漬本舗 荒木漬物店


11 五島豆腐店


12 猿島茶業組合直販部


13 野口蒟蒻


14 (有)大久保醤油店


15 佳味のかしや



16 和の膳・うなぎ あらきや


17 山西牧場



18 間中製麺所

坂東市
名産品会の
詳細はこちら

〈広告〉




明治創業 さしま茶 製造直売
こだわりのお茶を造り続けて百余年
農林水産大臣賞受賞
のぐち園本店®
坂東市逆井2833-11 TEL 0280-88-1446

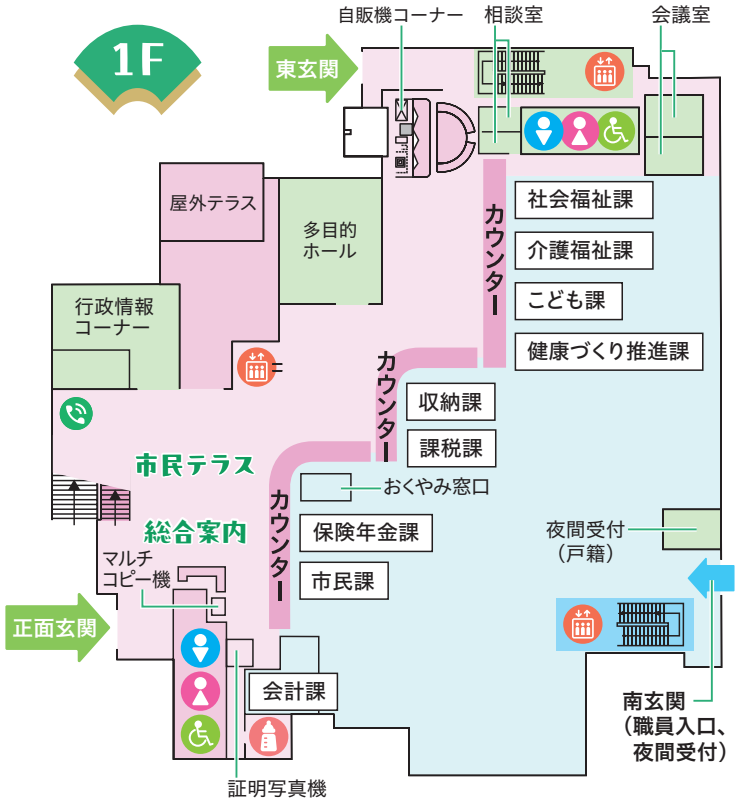
坂東市の庁舎をご案内します



所在地 岩井4365

坂東市役所は、旧岩井庁舎と旧猿島庁舎を統合し、平成28年に新庁舎として開庁。地上5階・地下1階の免震構造で、災害時にも対応可能な非常用電源やエコ設備を備えた先進的な庁舎となりました。本ページではその特徴的な機能を紹介するとともに各課の業務内容もご紹介します。

5F	サーバー室
4F	議場/議会事務局
3F	市長室/副市長室/秘書広報課/交通防災課/総務課/管財課/特定事業推進課/市民協働課/財政課/企画課/監査委員事務局
2F	教育長室/学校教育課/指導課/生涯学習課/都市整備課/道路建設課/道路管理課/上下水道課/生活環境課/商工観光課/農業政策課/農業委員会事務局/市民相談室/結婚相談室/消費生活相談室
1F	会計課/市民課/保険年金課/課税課/収納課/健康づくり推進課/こども課/介護福祉課/社会福祉課/行政情報コーナー/多目的ホール
B1	駐車場

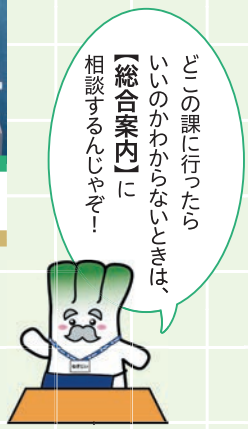


安心・快適な庁舎



総合案内

【総合案内】では、担当職員が案内することで、市民の皆さんにとって分かりやすく親しみやすい窓口づくりを目指しています。



〈広告〉

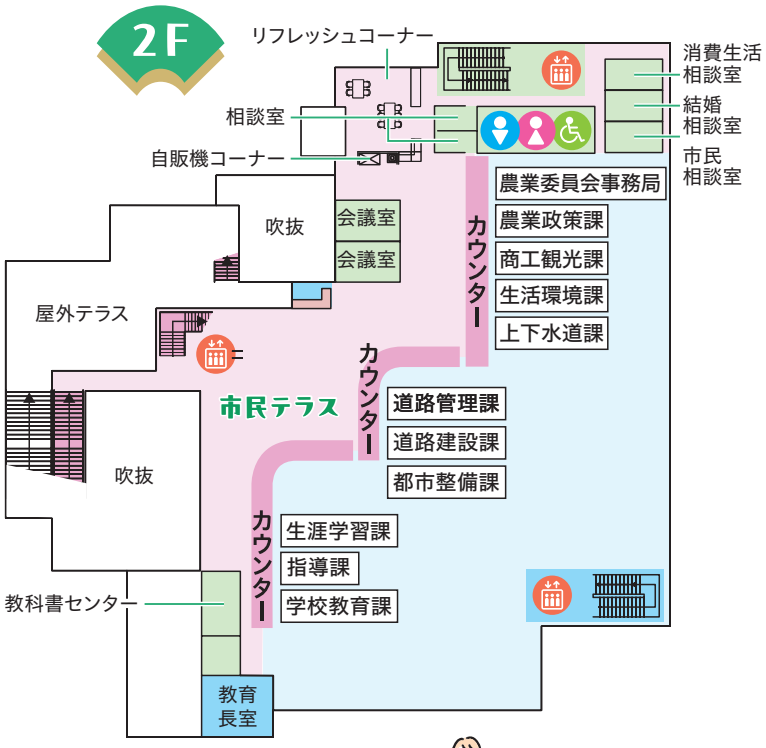
MOST ACTIVELY DESIGN
PRINTING DESIGN MOVIE PHOTO
WRITING DISPLAY NOVELTY

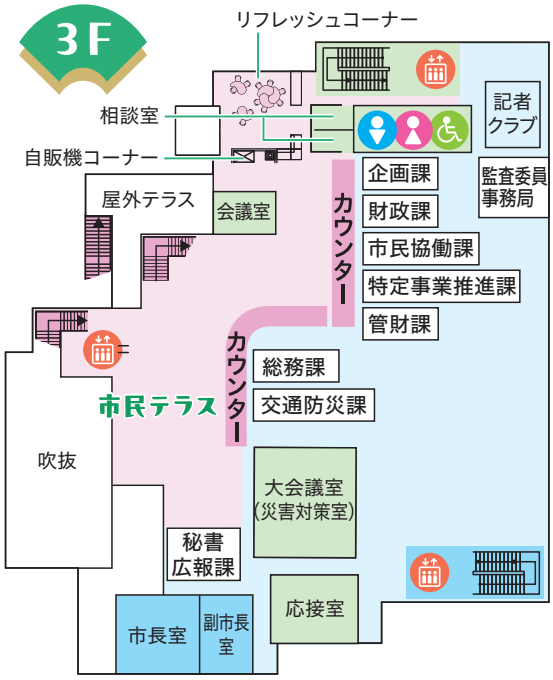
ひと・コミュニケーション
inext
株式会社アイネクスト

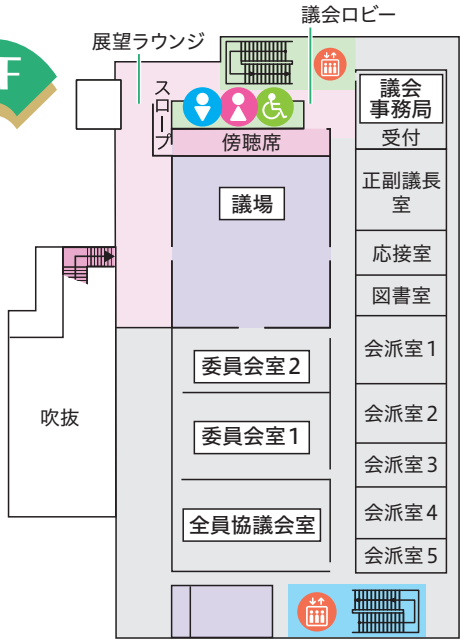
inext-print.com
坂東支店 〒306-0514 茨城県坂東市内野山1517
Tel. 0297-34-0190 Fax. 0297-34-0191
本社 〒305-0854 茨城県つくば市上横場267-2 Tel. 029-836-5765

総合印刷／システム開発／映像／バリアブル 企画・デザインから製作・発送までワンストップでお受けいたします。

凡例　トイレ・多目的トイレ　エレベーター　公衆電話　授乳室　市民利用　職員利用　共用利用









ソーラーチムニー・防災ラジオ

庁舎の外観でひときわ目を引く大きな塔は「ソーラーチムニー」と呼ばれ、上昇気流を利用して内部の気温を自然に調整します。塔の頂部には防災用アンテナが設置され、防災ラジオを通じて広範囲に災害情報を発信しています。

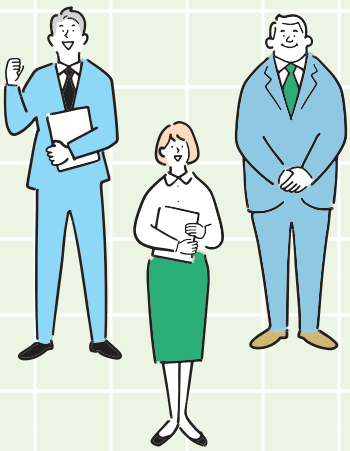




市民テラス

玄関から最上階の議場フロアまで見渡せる開放的な市民テラスが、庁舎内の空間を一体化させています。自然通風システムを機能させるほか、どなたでも利用できる憩いの場です。

〈広告〉



測量全般・GIS・GNSS・UAV・土木設計・補償調査

会株社式 青木測量設計

本社
〒306－0502　坂東市山149
TEL0280－82－1711　FAX0280－82－1712

境営業所
〒306－0433　境町162－3
TEL0280－87－2784　FAX0280－87－7181

測量士・土補・その他、坂東市地元技術者募集中!!

https://www.sakai-town.jp/category/1430551.html

各課の主な業務

部	課名	電話番号	業務
市長公室	秘書広報課	0297-20-8265	市長および副市長の日程調整、栄典・表彰事務、広報紙の発行やシティプロモーション業務、ホームページ管理など
	企画課	0297-21-2181	施策の総合調整、行政改革、政策の推進・PR、公共交通（コミュニティバス、デマンドタクシー、路線バスなど）、地下鉄8号線の誘致活動、人口政策、統計調査など
	財政課	0297-21-2182	歳入歳出予算の編成、ふるさと応援寄附など
総務部	総務課	0297-21-2178	市議会に関すること、選挙事務、文書法制、情報公開、区長等に関すること、職員の人事管理と能力開発、福利厚生など
	（デジタル政策室）	0297-21-2214	市役所内の電算機器管理や行政のデジタル化など
	管財課	0297-21-2179	庁舎等の管理、各種工事の入札・契約、市有バスの運行、公営住宅など
	（公有財産活用室）		市有財産の有効活用に関すること、公の施設の建築営繕など
	交通防災課	0297-21-2180	交通安全施設の整備、交通安全指導、防犯灯の設置および管理、県民交通災害共済、消防など
	（防災危機管理室）		市の防災危機管理、地域防災計画、防災会議、防災行政無線など
	市民協働課	0297-21-2183	市民協働のまちづくり、まちづくり出前講座、多文化共生、国際交流、男女共同参画、結婚支援、行政相談、市民相談など
市民生活部	市民課	0297-21-2186	戸籍の届出受付（出生届、婚姻届、死亡届出等）、住所異動、戸籍証明書、住民票の写し、印鑑証明書、パスポートの申請・交付、マイナンバーカード交付など
	さしま窓口センター	0280-88-0884	戸籍の届出受付（出生届、婚姻届、死亡届出等）、住所異動、住民票の写し、印鑑証明書、戸籍証明書などの窓口業務、市税等の収納、上下水道料金の収納、税関係の各種証明書の交付、国民健康保険、医療福祉、後期高齢者医療保険、国民年金に係る各種申請や届出など
	保険年金課	0297-21-2187	国民健康保険、医療福祉、後期高齢者医療保険、国民年金など
	課税課	0297-21-2213	市民税・固定資産税・軽自動車税等の賦課および調定、税関係の証明書等の交付など
	収納課	0297-21-2208	市税等の収納、納税証明書等の交付など
保健福祉部	社会福祉課	0297-21-2190	障害者手帳、障害福祉サービス、生活困窮者自立支援、生活保護、人権擁護、民生委員・児童委員、日本赤十字活動、災害援護など
	（こども発達センター）	0280-88-0100	児童の発達支援や放課後等デイサービスに関することなど
	こども課	0297-21-2191	児童手当、認定こども園、入園業務、母子・父子福祉、家庭児童相談、こども家庭センター、放課後児童クラブ、児童福祉センター、認定こども園の管理運営など
	介護福祉課	0297-21-2193	介護保険、地域支援事業、高齢者福祉事業、敬老事業に関することなど
	健康づくり推進課	0297-35-3121	健康づくり、予防接種、感染症対策、母子保健、成人保健、健康相談など

〈広告〉







部	課名	電話番号	業務
産業経済部	農業政策課	0297-21-2194	農業の振興、担い手の育成、農産物の病害虫駆除、土地改良事業、霞ヶ浦用水事業、農道の整備など
	商工観光課	0297-20-8666	商工業の振興、中心市街地の商業等活性化、観光協会事業に関すること、観光交流センターの管理運営、消費生活相談事業など
	生活環境課	0297-21-2189	環境保全、公害防止、産業廃棄物の処理対策、斎場の管理、犬の登録、リサイクルの推進、ごみ処理施設、ごみの減量化など
	特定事業推進課	0297-21-2184	企業誘致、工業団地、企業立地の企画・調整、土地開発公社など
都市建設部	道路管理課	0297-21-2196	道路、水路および橋りょうの維持補修・占用許可など
	（地籍調査推進室）		地籍調査事業の推進に関することなど
	道路建設課	0297-21-2195	幹線道路、生活道路および水路の新設に伴う用地買収および改良工事など
	都市整備課	0297-21-2197	開発行為、建築確認申請事務、都市計画に関する事務、都市公園の管理など
	（PA関連事業推進室）		坂東PAハイウェイ・オアシスの整備促進に関することなど
	上下水道課	0297-35-2114 0297-21-2198	生活用水の供給、水道使用の開始・中止等の届出、料金徴収、水道施設の維持管理、下水道の工事、水洗化の普及、浄化センター・ポンプ場の運転・維持管理、農業集落排水事業など
教育委員会	▶事務局		
	学校教育課	0297-21-2202	児童・生徒の就学業務、学級編制および学校施設の整備・管理、学校保健業務など
	（学校給食センター）	岩井：0297-36-8888 猿島：0280-88-0268	小中学校の献立作成、調理、配送、食育指導、給食費の無償化など
	生涯学習課	0297-21-2204	コミュニティ・スクール、青少年の健全育成、逆井城跡公園の管理、文化財の保護など
	（公民館）	岩井：0297-35-8800 猿島：0297-44-3154 0280-88-0835	公民館講座の開催、公民館・公民館分館の管理など
	スポーツ振興課	0297-35-1711	体育施設の整備・管理、各種スポーツイベント、スポーツ教室の開催、地域のスポーツ振興、健康増進事業など
	指導課	0297-21-2205	教育課程、教育相談、教職員の研修など
	▶教育機関		
	市民音楽ホール	0297-36-1100	文化振興事業団の運営、施設の利用許可・維持管理など
	図書館	岩井：0297-36-1300 猿島：0297-44-0055 0280-88-8700	図書資料の収集、閲覧、貸出、おはなし会、読み聞かせ、映画会、コンサートの開催など
	資料館	0297-44-0055 0280-88-8700	歴史・民俗・美術資料の収集・調査・研究、企画展・天体観望会等の開催など
その他の機関	会計課	0297-20-8240	市税等の収納、現金の記録管理、支払事務など
	議会事務局	0297-21-2199	市議会の運営や事務の補助など
	農業委員会事務局	0297-21-2206	農地等の権利移動・設定・転用等の受付、農業者年金など
	監査委員事務局	0297-21-2207	市全体の予算の執行状況と決算に対する監査など
	選挙管理委員会事務局	0297-21-2178	選挙に関する事務など

〈広告〉







届出・証明

戸籍に関する届出

問 市民課 ☎0297-21-2186

戸籍は日本国民の身分関係を登録・公証する重要な公簿です。届出期間が決められておりますので、期間内の届出をお願いします。

種類	届出期間	届出人	届出地	必要なもの
出生届	生まれた日から14日以内	父または母 父母も可	本籍地・出生地、届出人の所在地	●届出書（医師または助産師が作成した出生証明書付きのもの） ●母子健康手帳
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	親族、同居者、死亡地の家主・地主・家屋管理人・土地管理人など	死亡者の本籍地・死亡地、届出人の所在地	●届出書
婚姻届	届出をした日から効力を生じます	夫妻	夫妻の本籍地・所在地	●届出書
離婚届（協議）	届出をした日から効力を生じます	夫妻	夫妻の本籍地・所在地	●届出書
転籍届	届出をした日から効力を生じます	筆頭者および配偶者	転籍地、本籍地、所在地	●届出書

※上記届出のほかに養子縁組届、養子離縁届、認知届などがあります。
※土・日曜日・祝日は日直がお預かりします。住所変更の手続きがあるなど、届出内容によっては後日あらためて来庁いただく場合があります。
※婚姻・離婚・養子縁組・養子離縁・認知の届出については、窓口来庁者の本人確認を行っています。来庁時には本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど）をお持ちください。
※届出に関連するその他の手続きについては、各担当課にお問い合わせください。

住民登録に関する届出

問 市民課 ☎0297-21-2186

住民登録をすると住民基本台帳が作成され、あなたの住所や世帯主が記録されます。これをもとに、選挙、保険、年金、就学などの資格や権利義務関係の基礎として使用されます。

住所や世帯に変更が生じた場合には、定められた期間内の届出をお願いします。

届出の種類		届出期間	届出人	必要なもの
転入届	坂東市に転入してきたとき	転入した日から14日以内	本人、世帯主（委任状可）	●転出証明書 ●賃貸借契約書（アパート等の場合） ●地番のわかる書類（新築の場合） ●同意書（既に住民登録をしている方（親子、配偶者以外の方）のいる所に転入される場合） ●マイナンバーカード（暗証番号必須）※ （※来庁しない同一世帯員の署名用電子証明書の再発行をご希望の場合、委任状が必要です）
転出届	他の市区町村に転出するとき	転出する日の14日前から転出した日の14日後まで	本人、世帯主（委任状可）	●印鑑登録証または市民カード（登録者のみ）
転居届	市内で住所が変わったとき	転居した日から14日以内	本人、世帯主（委任状可）	●賃貸借契約書（アパート等の場合） ●地番のわかる書類（新築の場合） ●同意書（既に住民登録をしている方（親子、配偶者以外の方）のいる所に転入される場合） ●マイナンバーカード（暗証番号必須）※ （※来庁しない同一世帯員の署名用電子証明書の再発行をご希望の場合、委任状が必要です）
世帯主変更届	世帯主が変わったとき	変更した日から	本人、世帯主（委任状可）	−

※小・中学校の転校の手続は住民異動届と同時に行います。
※上記の届出について、窓口来庁者の本人確認を行っています。来庁時には本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど）をお持ちください。

印鑑登録

問 市民課　☎0297-21-2186

登録資格は満15歳以上で、坂東市に住民登録をしている方です。登録できる印鑑は、1人につき1個です。

印鑑登録をするには

(1)本人が申請する場合

登録する印鑑、顔写真付きの本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)をお持ちください。

※本人確認書類は、有効期限内のものに限ります。

①顔写真付きの本人確認書類をお持ちでない場合

- 坂東市に印鑑登録をされている方に保証人となっていただくことにより、印鑑登録ができます。登録する印鑑、本人確認書類(資格確認書など)をお持ちになり、保証人と一緒にお越しください。
- 保証人の方は、登録している印鑑と本人確認書類をお持ちください。

②顔写真付きの本人確認書類がなく保証人もいない場合

- 登録する印鑑と本人確認書類(資格確認書など)をお持ちください。
- 申請を受けた後、本人確認のため、本人宛に照会書および回答書を郵送します。書類が届きましたら、本人が回答書に署名および登録する印鑑を押印し、照会書および回答書と登録する印鑑、本人確認書類(資格確認書など)をお持ちください。

(2)代理人が申請に来る場合

- 登録する印鑑、登録する本人が作成した委任状、代理人の印鑑、代理人の顔写真付き本人確認書類をお持ちください。
- 申請を受けた後、登録する本人の登録意思を確認するために、登録する本人宛に照会書および回答書を郵送します。
- 書類が届きましたら、登録する本人が回答書に署名および登録する印鑑を押印し、本人または代理人が照会書および回答書と登録する印鑑をお持ちください(代理人の場合は、登録する本人が作成した委任状、代理人の印鑑、代理人の顔写真付き本人確認書類が必要です)。

(3)成年被後見人の方が申請する場合

- 登録する印鑑と顔写真付きの本人確認書類をお持ちください。
- 法定代理人と一緒にお越しください。代理人による申請はできません。
- 法定代理人の方は、法定代理人である証明(3か月以内発行の登記事項証明書)と顔写真付きの本人確認書類をお持ちください。

登録できない印鑑

住民基本台帳などに記載されている氏名以外のもの、印鑑の大きさが一辺が25mmの正方形に収まらないものまたは8mmの正方形に収まるもの、ゴム印やスタンプ形式のもの、変形しやすいもの、欠けていたり、すり減っていたりして不鮮明なものなどは登録できません。

パスポートの申請・交付

問 市民課　☎0297-21-2186

坂東市に住民登録のある方は市役所でパスポートを申請・受領できます。

申請できる方

坂東市に住民登録のある方

受付および交付の時間・場所

月～金曜日　9:00～16:45
(土・日曜日、祝日、年末年始は除く)

※交付に限り、予約制で日曜日の9:00～12:00も行っています

必要書類

①一般旅券発給申請書(市役所にあります)
②戸籍謄本(発行の日から6か月以内のもの)
③写真(たて45mm×よこ35mm、6か月以内に撮影されたもの)
④申請者本人を確認できる書類(コピーは不可)

※1つで確認が足りる書類と2つ必要とする書類がありますので、詳しくは旅券申請のご案内(市役所にあります)や、県パスポートセンターのホームページでご確認いただくか、市民課までご連絡ください。

⑤前回発行の旅券(お持ちの方)

申請から交付までの日数

申請日から平日だけを数えて11日目以降です。申請の際に旅券引換書を交付しますので、手数料とあわせてお持ちください。

電子申請（オンライン申請）

マイナンバーカードを利用して、マイナポータルからオンラインでの申請ができます。

オンライン申請をした場合のみ、クレジットカードによるオンライン納付も利用できます（領収書は発行されません）。

必要なもの

- マイナンバーカード（署名用電子証明書が搭載されているもの）
- マイナンバーカードの読み取りに対応したスマートフォン等
- マイナポータルアプリ
- 前回発行の旅券（交付時にお持ちください）

申請日の取扱い

土・日曜日、祝日、年末年始の申請は翌開庁日申請分として処理されます。

種類と手数料

種類	申請方法	収入印紙	茨城県証紙	合計
10年	窓口申請	14,000円	2,300円	16,300円
	オンライン申請		1,900円	15,900円
5年	窓口申請	9,000円	2,300円	11,300円
	オンライン申請		1,900円	10,900円
12歳未満用	窓口申請	4,000円	2,300円	6,300円
	オンライン申請		1,900円	5,900円
残存期間同一旅券（記載事項の変更）	窓口申請	4,000円	2,300円	6,300円
	オンライン申請		1,900円	5,900円

※収入印紙および茨城県証紙は市役所で購入できます。
（土・日曜日、祝日、年末年始は除く）

証明書の交付

問 市民課 ☎0297-21-2186

戸籍や住民票などの各種証明は、市民課およびさしま窓口センターの窓口で直接または郵送で請求してください（電話による請求はできません）。また、証明書を申請する際には、本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど）をお持ちください。

	証明の種類	手数料	内容	郵便請求	備考
戸籍に関する証明	戸籍謄本・抄本	450円	戸籍に記載されている全員のもの（謄本）と、必要とする人のみのもの（抄本）があります。	○	戸籍に関する証明などは、本人・配偶者・直系の親族以外は委任状が必要です。
	除籍謄本（改製原戸籍を含む）	750円	除かれた戸籍に記載された全部を写したもの	○	
	戸籍の附票の写し	300円	住所の履歴を記載しているもの	○	
	身分証明書	300円	成年後見人や破産宣告などを受けていないことの証明書 ※本人以外は委任状が必要	○	
	受理証明書	350円	戸籍の届出が受理されたことの証明書 ※届書を提出した市町村のみで発行 ※届出人以外は委任状が必要	○	
	記載事項証明書	350円	戸籍に記載されている事項についての証明書	○	
	死亡診断書の写し	350円	年金証書・簡易保険証書	×	
住民登録に関する証明	住民票の写し（世帯全員）	300円	住民票に記載されている世帯全員を写したもの	○	第三者が住民票を請求する際には委任状が必要です。
	住民票の写し（個人）	300円	住民票に記載されている個人を写したもの	○	
	除住民票の写し（個人）	300円	除かれた住民票に記載されている個人を写したもの	○	
	住民票記載事項証明書	300円	住民基本台帳に記載されている事項についての証明	○	
印鑑証明	印鑑登録証明書	300円	登録されている印鑑の印影の証明	×	本人または代理人

休日の窓口業務

問 市民課　0297-21-2186

毎週日曜日は、坂東市役所およびさしま窓口センターで証明書交付窓口を開設します（委任状不可）。

日曜日の証明書発行業務

- 戸籍謄本・抄本
- 身分証明書
- 印鑑登録証明書
- 戸籍の附票の写し
- 独身証明書
- 住民票の写し

休日の戸籍届出

日直がお預かりします。住所変更の手続きがあるなど、届出内容によっては後日あらためて来庁いただく場合があります。

マイナンバーカードを利用した証明書交付

問 市民課　0297-21-2186

有効な利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードをお持ちの方は、庁舎や全国のコンビニエンスストアなどに設置しているマルチコピー機で、証明書交付サービスがご利用いただけます。

取得できる証明書の種類と手数料

種類		手数料（1通）
住民票の写し	本人、世帯全員、世帯の一部 ※住民票コード入りの住民票は、コンビニ交付ではお取りいただけません。	200円
印鑑登録証明書	本人のみ ※印鑑登録されている方	200円
課税（非課税）証明書【最新年度分】	本人のみ ※本人の課税情報のない方、未申告の方は交付できません。	200円
所得証明書【最新年度分】	本人のみ	200円

必要なもの

マイナンバーカード、利用者証明用電子証明書の暗証番号（数字4桁）

庁舎内のマルチコピー機

設置場所

市役所1階　総合案内付近

ご利用可能時間

月～金曜日　8:30～17:15

※祝日、年末年始とシステムメンテナンス日等を除きます。

利用できるコンビニエンスストア等

全国のセブン‐イレブン、ローソン、ファミリーマート、セイコーマート、ミニストップ、イオンリテールなど

※サービスに対応するマルチコピー機が設置してある店舗に限ります。

ご利用可能時間

6:30～23:00

※システムメンテナンス日等を除きます。



税金

住民税

問 課税課 ☎0297-21-2213

市・県民税（個人住民税）

前年中（1月～12月）の所得（給与・事業など）を基礎として、1月1日現在に居住している市区町村で課税します。なお、個人住民税は、均等割と所得割から構成されます。原則として税率や算出方法に市町村による差はなく、同じ条件であれば全国どこでも同額になります。

申告の時期

毎年3月15日までに1月1日現在に居住している市区町村へ申告します。

申告が必要な方

市内に住所がある方は、原則として申告をしなければなりません。ただし、次の方は必要ありません。

- 所得税および復興特別所得税の確定申告をする方
- 給与所得、または公的年金所得のみの方（支払者が給与支払報告書を市役所に提出している場合）

なお、他に所得のある場合や所得控除の追加、または変更がある場合には申告が必要になります。

法人市民税

市内に事務所、事業所がある法人に課税されます。各事業年度終了の日の翌日から2か月以内に確定申告が必要となります。また、事業年度が6か月を超える法人は、当該年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内に中間申告が必要になります。

市たばこ税

問 課税課 ☎0297-21-2213

市たばこ税は、製造たばこの製造者、特定販売業者または卸売販売業者が市内の小売業者に売り渡した「たばこ」に対してかかる税です。税率は、たばこ1,000本につき6,552円です。つまり、20本入りのたばこ1箱に131.04円の市たばこ税が含まれています。

固定資産税

問 課税課 ☎0297-21-2213

固定資産税

固定資産税は、毎年1月1日現在、市内に土地、家屋、償却資産を所有されている方に対し、年4期に分けて（年税額4,000円未満の場合は、第1期に全額）課税されます。税額は評価額から求められる課税標準額に、税率1.4％をかけて算出します。

固定資産課税台帳の縦覧

固定資産税の納税者が、他の土地や家屋の価格と比較をすることにより、自己の土地や家屋の評価が適正なものかを判断する資料として、毎年4月1日～4月30日（土・日曜日・祝日を除く）に、市内全ての土地や家屋の内容を確認することができます。



新築住宅に対する固定資産税の減額措置

住宅を新築すると、その住宅の構造により新築後一定期間、固定資産税が2分の1に減額されます。

対象となる住宅

専用住宅または居住部分が2分の1以上の併用住宅のうち、その居住部分の床面積が40平方メートル以上240平方メートル以下のもので、減額されるのは床面積が120平方メートルまでの部分です。

減額される期間

- 一般住宅…新築後3年間（長期優良住宅は5年間）
- 3階建て以上の中高層耐火住宅…新築後5年間（長期優良住宅は7年間）

都市計画税

都市計画税は、毎年1月1日現在、市街化区域内に土地、家屋を所有されている方に課税されます。

税額は評価額から求められる課税標準額に、税率0.3％をかけて算出します。固定資産税と同一納付書で納めていただきます。

軽自動車税

問 課税課　0297-21-2213

軽自動車税は、4月1日現在原動機付自転車や軽自動車などを所有している人に対し課税されます（年度途中で廃車しても課税されます）。使用しなくなった場合には、速やかに廃車の手続きをしてください。

軽自動車の登録

市で登録・廃車ができるのは、125cc以下のバイクと小型特殊自動車です。それ以外の場合、二輪車は茨城運輸支局土浦自動車検査登録事務所（050-5540-2018）四輪車は軽自動車検査協会茨城事務所土浦支所（050-3816-3106）で手続きをしてください。

登録に必要なもの

①標識交付申請書（窓口にあります）
②販売証明書または譲渡証明書
③運転免許証

廃車に必要なもの

①廃車申告書（窓口にあります）
②標識交付証明書
③ナンバープレート

税務の証明手数料

問 課税課　0297-21-2213

各申請の受付の際に、申請者の本人確認を行っています。本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど）をご持参ください。代理人が申請する場合は委任状、法人申請は代表者の印が必要です。

証明・閲覧手数料

証明の種類	手数料	備考
★市県民税所得証明書	300円	必要とする年度の1月1日現在に、坂東市に住所のある方が申請できます。
★市県民税非課税証明書	300円	
★市県民税課税証明書	300円	
◆★納税証明書	300円	証明書に反映されるまでに10日前後かかる場合がありますので、納付後2週間以内の申請の際は領収書をご持参ください。
◆★未納のない証明書	300円	
◆★軽自動車税納税証明書（継続検査用）	無 料	
◆★国民健康保険税普通徴収納付済確認書	無 料	
★固定資産評価証明書（土地・家屋）	300円	所有者または相続人以外の申請の場合は委任状が必要となります。相続人確認のため、戸籍謄本の提示をお願いすることがあります。
★固定資産公課証明書（土地・家屋）	300円	
★資産証明書（土地・家屋）	300円	
名寄帳	300円	
現況証明書	300円	証明願が必要となります。
滅失証明書	300円	
無資産証明書	300円	
住宅用家屋証明書	1,300円	
固定資産税土地一覧表閲覧	300円	一覧表1枚につき
地番図	10円	1/1000縮尺　A3（横）
土地公図写	300円	1/500縮尺　A3（横）
★事業所所在証明書	300円	

※◆は収納課、★はさしま窓口センターで交付できるものになります。その他は課税課で交付しています。
※軽自動車の登録、住所変更などが1か月以内の場合で軽自動車税納税証明書（継続検査用）が必要な時は、車検証または車検証のコピーをご持参ください。

納税

問 収納課 ☎0297-21-2208

納付方法

窓口納付

市役所・さしま窓口センター、常陽銀行、筑波銀行、結城信用金庫、茨城県信用組合、中央労働金庫、茨城むつみ農業協同組合、岩井農業協同組合、関東および山梨県のゆうちょ銀行および郵便局（島しょ地域を除く）、コンビニエンスストア（取扱店は納付書の裏面をご覧ください）で納付することができます。

口座振替

金融機関またはゆうちょ銀行が、納税者に代わって指定した預貯金口座からご希望の市税等を自動的に振り替えて納付する制度で、市役所、金融機関、郵便局に出向く必要がなく、納め忘れがないため大変便利です。

振替方法は、各税目の納期限に期別税額を振り替える期別振替か、第1期の納期限に年税額を振り替える全納振替のどちらかを指定できます。

取扱金融機関は、常陽銀行、筑波銀行、結城信用金庫、茨城県信用組合、中央労働金庫、茨城むつみ農業協同組合、岩井農業協同組合、ゆうちょ銀行および郵便局です。

スマホ決済アプリ納付（QRコード読み取り）

スマホ決済アプリの「請求書の支払いサービス」を利用して、スマートフォンやタブレット端末で納付書に印刷されている地方税統一QRコードを読み取ることにより納付することができます。

スマホ決済アプリ納付（バーコード読み取り）

スマホ決済アプリの「請求書の支払いサービス」を利用して、スマートフォンやタブレット端末で納付書に印刷されているバーコードを読み取ることにより納付することができます。

地方税お支払サイトを利用した納付（QRコード読み取り）

納付書に印字された「地方税統一QRコード」や、「納付書番号等（eL番号）」を利用することで、スマートフォンやパソコンを使って、地方税共同機構が運営する「地方税お支払サイト」からクレジットカード（別途手数料が発生します）やインターネットバンキング等によるオンライン納付をすることができます。

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

夜間・休日窓口の開設

夜間窓口

毎月第4火曜日の19:15まで市役所収納課の窓口で納付することができます。

休日窓口

毎月第1日曜日の8:30～17:15市役所収納課の窓口で納付することができます。

※両日とも納税に関する相談も受け付けます。



保険・年金

国民健康保険

問 保険年金課 ☎0297-21-2187

国民健康保険は、病気にかかったりけがをしたときに、安心して医療を受けられるよう、経済的な負担をお互いに助け合う社会保障制度のひとつです。

国民健康保険の加入対象者

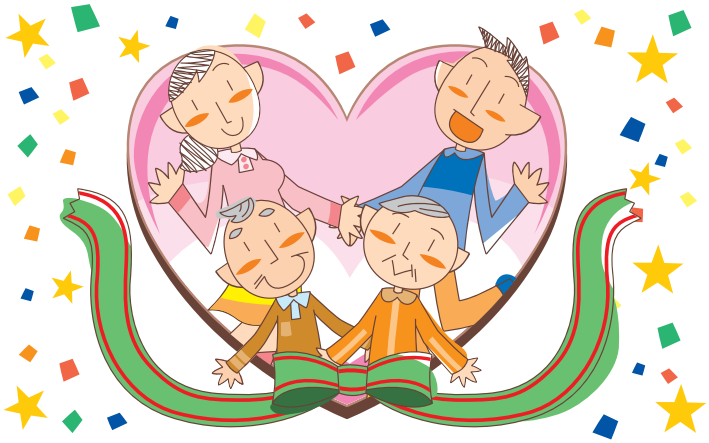
職場の健康保険や後期高齢者医療制度に入っている方、生活保護を受けている方を除くすべての方。

国民健康保険の手続き

国民健康保険の加入対象者に該当するようになったり、該当しなくなったときは、14日以内に届出をしてください。手続きには、来庁者等の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど）が必要です。

	こんなとき	手続きに必要なもの
加入するとき	転入したとき	前の市区町村の転出証明書
	職場などの健康保険をやめたとき	職場などが発行する健康保険等資格喪失証明書
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
	子どもが生まれたとき	扶養する方の健康保険の資格確認書または資格情報のお知らせ、母子健康手帳
	外国籍の方が加入するとき	在留カード、パスポート
やめるとき	転出するとき	国民健康保険の資格確認書※
	職場などの健康保険に加入するとき	国民健康保険の資格確認書※、職場から交付された資格確認書または資格情報のお知らせ
	生活保護を受けるようになったとき	保護開始決定通知書
	死亡したとき	国民健康保険の資格確認書※
そのほか	市内で住所が変わったとき	国民健康保険の資格確認書※
	世帯主が変わったとき	
	氏名が変わったとき	
	世帯が分かれたり、一緒になったとき	
	資格確認書等を失くしたとき	来庁者の本人確認書類のみ
	修学のため子どもが他の市町村に住むとき	国民健康保険の資格確認書※、在学証明書、転出先の市区町村の住民票

※国民健康保険の**資格確認書はいずれも発行されている場合のみ**



国民健康保険税の納付

保険税は、国や県の補助金と同様に国民健康保険事業の運営を支える貴重な財源です。保険税は前年の所得金額や世帯の加入者数などにより算定し、世帯主に課税されます。保険税の納税義務者は、世帯主自身が国民健康保険に加入されていない場合でも原則、世帯主になります。また、65歳以上の年金受給者世帯の世帯主の方は、年金から天引き（特別徴収）されます。対象となる年金は、老齢年金や退職年金などで、年金の年間受給額が18万円以上であり、介護保険料と国民健康保険税の合算額が年金受給額の2分の1を超えない場合に限ります。

国民健康保険の給付

種類	給付内容
高額療養費	同じ人が同じ月内に同じ医療機関に一定額以上の自己負担金を支払った場合、その超える額について国民健康保険が負担します。ただし、差額ベッド代や食事代、自由診療などは対象になりません。
出産育児一時金	国保の加入者が出産したときに支給されます。妊娠85日以降であれば、死産・流産でも支給されます。出産育児一時金は原則として、国保から直接医療機関に支払う「直接支払制度」が導入されています。また、産科医療補償制度に加入している分娩機関で出産した場合には、1万2千円が上乗せして支給されます。 ※ほかの医療保険から出産育児一時金が支給される方は、国保から給付を受けることはできません。
葬祭費	国保の加入者が亡くなったときは、その葬儀を行った方に葬祭費が支給されます。
療養費	緊急のときややむを得ない理由で国民健康保険の資格確認を受けずに診療を受けたときなどは、申請により支給されます。また、医師が必要と認めたコルセットなどの補装具代、はり、きゅうなどの費用の自己負担分を除いた額の払い戻しを受けることができます。申請の際は、医師の証明書（同意書）や領収書が必要となります。 ※海外療養費について 海外の病院等で病気やけがの治療を受けた場合、日本国内同様の療養費の支給が受けられます。支給額は、日本国内で同様の病気にかかった場合の国民健康保険で扱う範囲内です。ただし、治療を目的とした海外診療は支給対象外となりますのでご注意ください。 なお、申請時に必要な書類等は、次のとおりです。 1. 診療内容明細書（診察を受けた病院の医師による証明）、2. 領収書、3. パスポート、4. 印鑑、 5. 世帯主名義の振込先の確認できるもの ※1. および2. の書類が外国語で作成されている場合は、日本語の翻訳文（翻訳者の住所・氏名を記載）が必要です。

特定健診

特定健診は、40歳以上75歳未満の国保加入者を対象に、メタボリックシンドロームやその予備群となる人を早期に発見し、生活習慣病を未然に防ぐことを目的として実施しています。

特定健診内容

身体測定（身長・体重・腹囲測定）、血圧、血液検査（血糖・脂質・肝機能検査）、尿検査（尿糖・尿たんぱく）

健診に必要なもの

特定健診受診券

人間ドック等の健診

40歳以上75歳未満の国保加入者を対象に人間ドック、併診（人間・脳）ドックの健診費用助成を実施しています。

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度については、60～61ページをご覧ください。

医療費の助成制度

問 保険年金課 ☎0297-21-2187

医療福祉費支給制度（マル福）…県の制度

『医療福祉費支給制度（**マル福**）』では、小児・妊産婦・ひとり親家庭（父子・母子家庭）・重度心身障害者を対象とし、保険診療を受けた際の一部負担金を公費で助成する制度です。申請により窓口で「マル福医療福祉費受給者証」の交付を受けてください。ただし、所得制限があるため、所得によっては非該当となります。

	対象者	県内医療機関での受診	県外医療機関での受診
小児	出生してから18歳に達する日以後の最初の3月31日まで ※中学生以上は入院による治療が必要となる疾病または負傷に限る	マイナ保険証や資格確認書等と「マル福医療福祉費受給者証」を提示し受診してください。 自己負担金 ＜外来＞ 医療機関ごとに1日600円まで（月2回限度） ＜入院＞ 医療機関ごとに1日300円まで（月3,000円を限度）	「マル福医療福祉費受給者証」は使えません。 ◎医療保険各法に定める一部負担金をお支払いください。保険診療で外来・入院の一部負担金を超える金額を支払った場合は、支給申請の手続きをしてください。
妊産婦	母子健康手帳の交付を受けた方 ※妊娠の継続または安全な出産のために治療が必要となる疾病または負傷に限る		
ひとり親家庭	●父または母もしくはその両方のいない児童とその者を監護、養育するひとり親 ●重度心身障害で継続して1年（すぐに収入がなくなる場合は3か月）以上働くことができない方の配偶者とその子		
重度心身障害者	以下のいずれかの障害の程度の状態にある方 ●身体障害者手帳1級または2級 ●身体障害者手帳3級の内部障害 （心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルス、肝臓） ●療育手帳マルAまたはA ●身体障害者手帳3級または4級かつ知能指数が50以下 ●精神障害者保健福祉手帳1級 ●精神障害者保健福祉手帳2級かつ知能指数が50以下 ●精神障害者手帳2級かつ身体障害者手帳3級または4級 ●特別児童扶養手当1級 ●障害年金1級 ※65歳以上の方は、後期高齢者医療保険加入が要件	マイナ保険証や資格確認書等と「マル福医療福祉費受給者証」を提示し受診してください。 自己負担金はかかりません。	

支給申請に必要なもの

マル福医療福祉費受給者証・領収書・金融機関等の通帳



すこやか医療費支給制度…坂東市独自の制度

坂東市独自の制度である『すこやか医療費支給制度（以下すこやか）』では、小児・妊産婦の方を対象とし、保険診療を受けた際の一部負担金を、**マル福**と同様に公費で助成します。申請により窓口で「すこやか医療費受給者証」の交付を受けてください。

	対象者	県内医療機関での受診	県外医療機関での受診
小児	出生してから18歳に達する日以後の最初の3月31日まで ※所得制限等により**マル福**非該当となった方、または中学生以上の入院以外による治療が必要となる疾病または負傷を対象	マイナ保険証や資格確認書等と「すこやか医療費受給者証」を提示し受診してください。 自己負担金 ＜外来＞ 医療機関ごとに1日600円まで（月2回限度） ＜入院＞ 医療機関ごとに1日300円まで（月3,000円を限度）	「すこやか医療費受給者証」は使えません。 ◎医療保険各法に定める一部負担金をお支払いください。ただし、保険診療で外来・入院自己負担金を超える金額を支払った場合は、支給申請の手続きをしてください。
妊産婦	母子健康手帳の交付を受けた方 ※**マル福**に該当しない疾病に限る	◎医療保険各法に定める一部負担金をお支払いください。保険診療で外来・入院自己負担金を超える金額を支払った場合は、支給申請の手続きをしてください。	

支給申請に必要なもの

すこやか医療費受給者証・領収書・金融機関等の通帳

介護保険

問 介護福祉課　☎0297-21-2193

介護保険は、将来介護が必要となったとき住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように介護を社会全体で支えていく制度です。また、できる限り介護を要する状態にならないように介護予防にも重点を置いています。

介護サービスを利用できる方

- 65歳以上の方（第1号被保険者）は、介護や支援が必要と認められたときにサービスを利用することができます。
- 40歳以上65歳未満で医療保険に加入している方（第2号被保険者）は、加齢に伴う疾病が原因で介護や支援が必要と認定されたときにサービスを利用することができます。

〈広告〉

私たちは介護を通して高齢者の皆様が住み慣れた地域で安心して生活できるようお手伝いさせていただきます。





ケアハウス



ご家庭の環境や住宅事情などの理由から居宅での生活が困難な高齢者を対象に「住まい」を提供する施設です。

ご兄弟・ご夫婦で入れる二人部屋もございます。



トイレ　洗面所　キッチン

特別養護老人ホーム　ハートフル広畠
短期入所生活介護事業（ショートステイ）
通所介護事業所（デイサービス）
居宅介護支援事業所
坂東市南部地域包括支援センター

ホームページ

社会福祉法人中川福祉会 ハートフル広畠　茨城県坂東市小山258　tel：0297-38-1111

介護保険被保険者証の交付

被保険者証は、65歳の誕生日を迎えられましたら郵送により交付します。

なお、次の場合は、14日以内に届出をしてください。

			手続に必要なもの
資格取得	転入したとき	要介護・要支援認定されていないとき	特になし
		要介護・要支援認定されているとき	受給資格証明書（前住所地市町村で発行）
資格喪失	転出するとき		被保険者証、印鑑、通帳
	被保険者が死亡したとき		
その他	他市町村の介護老人福祉施設等に入所したとき		被保険者証
	市内で住所が変わったとき		
	氏名が変わったとき		
	被保険者証を無くしたとき（汚れて使えなくなったとき）		本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許、パスポートなど）

介護保険料とその納め方

保険料

世帯の市民税課税状況や本人の所得に応じて決まります。ただし、65歳以上の方と40～64歳の方では異なります。

納め方

①40歳以上65歳未満の方（第2号被保険者）
それぞれ加入している国民健康保険や社会保険者が徴収します。加入している健康保険料と一緒に納めます。

②年度途中で65歳になった方
半年から一年ほどは、市から送付された納付書で納めます。

③65歳以上の方（第1号被保険者）
年金が年額18万円以上の方（特別徴収）
支給される年金から天引きされます。
年金が年額18万円未満の方（普通徴収）
市から送付された納付書で納めます。

介護サービスを受けるには

要介護等認定が必要です。

申　請
介護保険被保険者証を添えて介護福祉課に申請します。

↓

訪問調査
ご自宅等を訪問し、心身の状況を調査します。

↓

認定審査
調査の結果や主治医からの意見書をもとに介護サービスが必要な度合を審査します。

↓

結果通知
要支援（1・2）、要介護（1～5）までに分けられた結果を通知します。

↓

介護サービス計画の作成
申請者は、認定結果をもとに介護サービス計画の作成を居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）に依頼します。

↓

介護サービスの利用
サービス計画に基づき、サービス提供事業者に介護保険被保険証を提示してサービスを利用します。サービスの利用料は、サービス費用の自己負担分を事業者に支払います。

↓

更新申請
認定期間は、一定の期間で終了しますので、必要に応じて更新の申請をします。

〈広告〉

特別養護老人ホーム
長寿の里
cyoujyunosato
豊かなシルバーライフをご提供します
豊かな自然に囲まれた「長寿の里」
入所サービス 特別養護老人ホーム
在宅サービス ショートステイ
在宅サービス デイサービス
〒306-0634 茨城県坂東市中里1213番地
☎ 0297-36-8080
FAX 0297-36-8081

ASAHIYA CO.,LTD.
外構工事一式・設計施工
朝日屋工業株式会社
TEL（0297）35-3133
E-mail asahi-20100611@orchid.plala.or.jp
介護支援センターあさひ
PRODUCED.BY, ASAHIYA.CO.,LTD.
坂東市幸田 367 TEL（0297）47-3533
Instagram
HP

訪問介護
さわやかケア
・生活のお手伝い
・からだサポート
・見守り / 健康サポート
・外出や通院の付き添い
坂東市猫実 1421-2
TEL0297-39-2115
さわやかケア 坂東
松崎医院
Matsuzaki Clinic
坂東市猫実 1421 TEL0297-39-2011

介護保険で利用できる主なサービス

居宅サービス（在宅サービス）

介護や入浴介護、看護、リハビリなどを自宅で、あるいは、サービス事業所への通所や短期入所して受けられます。また、福祉用具や住宅改修などの費用支給などもあります。

施設サービス

要介護認定を受けた方は、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等に入所し介護や看護、リハビリなどのサービスを受けることができます。

地域密着型サービス

市内の地域密着サービス事業所を利用して居宅サービスや施設サービスを受けることができます。

保険給付で申請が必要なもの

給付の種類	申請書の種類	必要なもの
福祉用具の購入（※1）	介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書	購入品のカタログ、領収書
住宅改修（※1）	介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書	住宅改修が必要な理由書、平面図、見積書、写真、領収書
自己負担が高額になったとき（※2）	介護保険高額介護（予防）サービス費支給申請書	印鑑、通帳
医療費と介護の自己負担が年間合算して高額になったとき（※2）	高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書	印鑑、通帳
低所得の方が施設を利用したとき（※3）	介護保険負担限度額認定申請書	被保険者証、通帳

（※1）介護サービスを依頼しているケアマネジャーへご相談ください。
（※2）該当する方には、介護福祉課から通知します。
（※3）市民税非課税世帯の低所得者が施設利用が困難とならないように、申請により居住費（滞在費）食費は、自己負担限度額の上限を超えた分は、介護保険から給付されます。

地域支援事業

地域包括支援センターでは、高齢者や介護者などを対象に介護予防や自立支援、介護支援に関する事業を実施しています。

介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防・生活支援サービス事業	要支援者の訪問型サービスと通所型サービスに加え、民間企業やボランティアなどが主体となり、サービスを行います。
	一般介護予防事業	65歳以上を対象に生活機能の改善や生きがいづくり、シルバーリハビリ体操など介護予防に関する普及を行います。
	ケアマネジメント事業	介護保険の要支援認定者のケアプラン作成を行います。
包括的支援事業	総合相談事業	高齢者の日常生活における相談支援を行います。
	権利擁護事業	判断能力が低下した場合や虐待を受けたなど、高齢者の権利擁護のために必要な支援を行います。
	包括的・継続的ケアマネジメント事業	介護サービス事業所との連携を通じて事例に即した指導や助言を行い、質の高い介護サービスの提供を図ります。
	在宅医療・介護連携推進事業	医療と介護双方を必要とする高齢者などが自宅で安心して暮らせるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するための支援体制の構築を行います。
	認知症総合支援事業	認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう、認知症の方やその家族の支援を行います。また、認知症サポーター養成講座を行い、認知症の理解と知識の普及と啓発を行います。
任意事業	家族介護支援事業	要介護高齢者の介護に関する知識・技術の習得や、サービスの適切な利用方法の習得などを内容とした教室を開催しています。

坂東市北部地域包括支援センター　☎0280-82-1284
坂東市南部地域包括支援センター　☎0297-38-2161
坂東市中央地域包括支援センター（介護福祉課内）
☎0297-21-2193



国民年金

問 保険年金課　☎0297-21-2187

日本に住む20歳以上60歳未満の方は、国民年金に加入することが義務付けられています。

国民年金の加入の種別（3種類）

第1号被保険者（自営業・学生など）
第2号被保険者（会社員・公務員）
第3号被保険者（会社員・公務員に扶養されている配偶者）

任意加入被保険者

…希望すれば加入することができる方

- 日本国内に住所がある60歳以上65歳未満の方（保険料の納付月数が480月未満かつ老齢基礎年金を受けていない方）
- 日本国内に住所がある65歳以上70歳未満の方（昭和50年4月1日以前生まれで、受給資格期間を満たしていない方に限ります）
- 海外に在住し、日本国籍を有している20歳以上65歳未満の方

国民年金保険料

月額17,920円（令和8年度）です。

※保険料を納め忘れた場合、2年以内であればさかのぼって納めることができますが、2年を過ぎると時効により納められなくなります。

付加年金

国民年金基金に加入していない第1号被保険者は、定額の保険料を納付する際に、あわせて付加保険料を納めると、老齢基礎年金を受給するときに、上乗せの付加年金を受けることができます。

『付加保険料額』　月額400円
『付加年金額』　年額200円×納付月数

免除制度（納付が困難な方）

申請免除

申請して承認されると免除になります。所得の減少や失業などで保険料を納めるのが困難なときには、本人の申請によって保険料の納付が免除されます。本人と配偶者と世帯主の所得に応じて保険料の全額または一部（4分の1、2分の1、4分の3）が免除になります。

※承認された一部保険料を納付しなかった場合、その期間の一部免除は無効となり、未納扱いになりますのでご注意ください。

若年者納付猶予制度（50歳未満の方）

同居している世帯主の所得にかかわらず、本人と配偶者の所得が一定以下の20歳以上50歳未満の方は、申請により保険料の納付が猶予されます。

学生納付特例制度（学生）

本人の所得が一定以下の学生は、申請により在学期間中の保険料の納付が猶予されます。



保険料の追納

免除または猶予の承認を受けた期間については、保険料を全額納付したときに比べ、受け取る年金額が少なくなります。そこで、10年以内であれば、後から保険料を納めること（追納）ができます。承認を受けた年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料に対し、経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

老齢基礎年金

老齢基礎年金は、保険料を納めた期間や免除期間などの受給資格期間が10年以上ある方が、原則として65歳から受けられる年金です。20～60歳になるまでの40年間保険料を納めた方は満額を受けることができます。

- 年額847,300円（令和8年4月）
  （原則として20～60歳までの40年間すべて保険料を納めたときの額）

障害基礎年金

国民年金に加入中（もしくは20歳前や60歳以上65歳未満で日本に住んでいる間）に初診日のある病気やけがで政令に定める1級または2級の障がいの状態になった方が受けられます。

※初診日とは障がいの原因となった病気やけがで初めて医療機関を受診した日のことです。

- 年額1,059,125円…1級障がい（令和8年4月）
- 年額847,300円…2級障がい（令和8年4月）

生計を維持されている子（18歳到達年度末日までの子、または20歳未満で障害年金の障害等級1・2級の状態にある子）がいるときは加算されます。

遺族基礎年金

国民年金加入中（もしくは60歳以上65歳未満で日本に住んでいる方）や老齢基礎年金を受けている方、受けられる方が亡くなったとき、亡くなった方に生計を維持されていた子※のある配偶者または子が受けられます。

※子とは18歳到達年度末日までの子、または20歳未満で障害年金の障害等級1・2級の状態にある子をさします。

（子のある配偶者…子1人の場合の例）

- 年額1,091,100円（令和8年4月）
  （基本額847,300円＋子1人の加算額243,800円）

寡婦年金

第1号被保険者として保険料を納めた期間（免除期間を含む）が10年以上ある夫が亡くなったとき、10年以上婚姻関係（事実婚も含む）のあった妻が60～65歳になるまで受けられます。

死亡一時金

第1号被保険者として保険料を納めた期間（免除制度により一部納付した期間は納付率に応じて期間を算出）が3年（36か月）以上ある方が老齢基礎年金、障害基礎年金などを受けずに亡くなったとき、亡くなった方と生計をともにしていた遺族が受けられます。

特別障害給付金

国民年金の任意加入期間に加入していなかったことで障害基礎年金などを受給できない方に対し、福祉的措置として給付を行う制度です。

変更があったら、忘れずに届け出を

こんなとき		変更後の被保険者の種別	届出先
自営業・学生など	会社員・公務員になった	第2号被保険者	勤務先
	会社員・公務員と結婚し扶養されるようになった	第3号被保険者	配偶者の勤務先
会社員・公務員	退職した	第1号被保険者	市区町村
	退職し、すぐに再就職した	第2号被保険者	新しい勤務先
	会社員・公務員と結婚し扶養されるようになった	第3号被保険者	配偶者の勤務先
会社員・公務員に扶養されている配偶者	扶養資格を喪失した	第1号被保険者	市区町村
	配偶者が退職して自営業（第1号被保険者）になった	第1号被保険者	市区町村
	会社員・公務員になった	第2号被保険者	勤務先

出産・子育て・教育

妊娠が分かったら

母子健康手帳・妊産婦健康診査受診票等の交付

問 健康づくり推進課　☎0297-35-3121

お母さんと赤ちゃんの健康を守るため、母子健康手帳、妊婦・産婦・乳児一般健康診査・新生児聴覚検査受診票綴りを交付しています。

妊産婦健康診査や新生児聴覚検査等を受ける際は、受診票を医療機関へお持ちください。

マタニティ・ファミリークラス

問 健康づくり推進課　☎0297-35-3121

歯科医師や栄養士、保健師、助産師による講話や実習を通して出産や育児について学びます。

妊産婦の医療費助成

問 保険年金課　☎0297-21-2187

妊産婦の方が、保険診療で医療機関などにかかる場合に一部負担金を助成します。

※41ページの医療費の助成制度をご覧ください。

こそだてアプリ バンビィ by母子モ

問 健康づくり推進課　☎0297-35-3121

子育てに役立つ情報の発信・妊娠中の経過やお子さんの成長の記録・予防接種のスケジュール管理ができるアプリです。

国民年金保険料の産前産後期間の免除制度

問 保険年金課　☎0297-21-2187

出産予定月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除される（納付したものと扱う）制度です。

多胎妊娠の場合は、出産予定月の3か月前から6か月間の免除となります。

国民健康保険税の産前産後期間の免除制度

問 保険年金課　☎0297-21-2187

出産予定月の前月から4か月間の国民健康保険税が免除される制度です。

多胎妊娠の場合は、出産予定月の3か月前から6か月間の免除となります。

いばらきKids Clubカード

問 こども課　☎0297-21-2191

いばらき子育て家庭優待制度として、妊娠中の方や18歳未満のお子さんのいる世帯に2枚までお渡ししています。制度に協賛している全国のお店や施設でカードを見せると、割引や優待サービスが受けられます。

妊婦のための支援給付金

問 健康づくり推進課　☎0297-35-3121

妊婦に対して、1回の妊娠につき5万円、出産後、赤ちゃん1人につき5万円を支給します。流産や死産の場合も対象となります。



出産したら

出生届（戸籍の届出）

問 市民課　☎0297-21-2186

赤ちゃんが生まれたら、14日以内に出生の届出をしてください。その際に、病院で証明を受けた出生証明書・母子健康手帳・出生連絡票・医療保険の資格情報が確認できるもの（マイナ保険証、資格確認書のいずれか）をお持ちください。

出生連絡票

問 健康づくり推進課　☎0297-35-3121

出生連絡票を出生届提出後に提出してください。2,500g未満で生まれた赤ちゃんの低体重児出生届も兼ねています。出生連絡票の様式は母子健康手帳と一緒にお渡ししています。

予防接種予診票・乳幼児健診問診票の交付

問 健康づくり推進課　☎0297-35-3121

出生届提出後に、窓口にて交付します。

予診票や問診票を利用して、予防接種や健診を受けることができます。受ける際は、予診票や問診票を医療機関へお持ちください。

国民健康保険への加入

問 保険年金課　☎0297-21-2187

国民健康保険に加入している方は、赤ちゃんが生まれたら、14日以内に加入の届出をしてください。

出産育児一時金の支給

問 保険年金課　☎0297-21-2187

国民健康保険に加入している方が出産したときは、出産育児一時金が支給されます。在胎週数22週以後の出産は、1人につき一律500,000円（産科医療補償制度に未加入の医療機関での出産は488,000円）を支給します。

妊娠12～21週の死産、流産でも出産育児一時金（この場合の支給額は488,000円）は支給されます。

小児の医療費助成

問 保険年金課　☎0297-21-2187

小児の方が、保険診療で医療機関などにかかる場合に一部負担金を助成します。

※41ページの医療費の助成制度をご覧ください。

新生児応援給付金

問 こども課　☎0297-21-2191

新たに出生した児童1人につき5万円が支給されます。出産日から申請を行う日まで引き続き坂東市の住民基本台帳に記録されている方が対象です。支給時期は申請日の翌月です。申請が必要です。

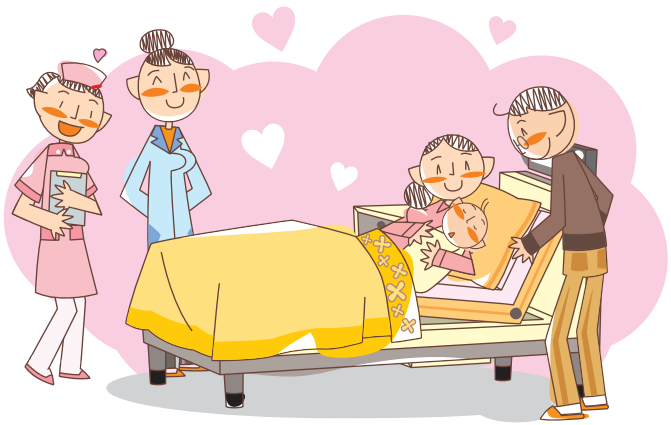
未熟児養育医療費の給付

問 健康づくり推進課　☎0297-35-3121

生まれたときの体重が2,000g以下の未熟児で、医師が入院養育の必要を認めた児に対して、医療機関において必要な医療の給付を行います（住民税額に応じた自己負担金があります）。

〈広告〉





乳児期からの各種手当

問 こども課　☎0297-21-2191

児童手当

受給資格	18歳到達後の最初の年度末までにある児童を養育している方。
手当額	3歳未満　月額15,000円 3歳以上　月額10,000円 第3子以降　月額30,000円
支給時期	2・4・6・8・10・12月（前月分まで）

児童扶養手当

受給資格		離婚、死亡、障がいなどにより父または母と生計を同じくしていない18歳までの児童（障がいがある場合は20歳未満）を養育している方で、支給要件に該当する方。
手当額（所得に応じて決定）	全部支給	対象児童1人　月額46,690円 対象児童2人　月額57,720円 対象児童3人　月額68,750円 ※4人目以降は11,030円ずつ加算
	一部支給	対象児童1人　月額46,680～11,010円 ※2人目以降は所得に応じて11,020～5,520円加算
支給時期		1・3・5・7・9・11月（前月分まで）

こども家庭センター　バンビィ

母子保健・児童福祉

問 健康づくり推進課　☎0297-35-3121
こども課　☎0297-21-2191

妊娠届、母子健康手帳交付など、妊娠期から子育て期にわたる相談や子育て情報の発信を行います。



家庭児童相談室

問 こども課　☎0297-21-2191

子どもの健やかな成長のためのあらゆる問題について、相談に応じるところです。子どもと家庭の悩み、どんなことでもお気軽にご相談ください。秘密は守ります。平日の10:00～16:00の間、相談員が相談をお受けします。

予防接種

問 健康づくり推進課　☎0297-35-3121

定期予防接種

予防接種法で実施が定められた予防接種で、一定の年齢になったら受けることが望ましいとされているものです。費用は市が負担します。

種類		対象者
ロタウイルス	ロタリックス	生後6週～24週
	ロタテック	生後6週～32週
小児用肺炎球菌		生後2～60か月未満
B型肝炎		生後12か月未満
五種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ・ヒブ）		生後2～90か月未満
BCG		生後12か月未満
麻しん風しん混合	1期	生後12～24か月未満
	2期	小学校就学前の1年間（年長児）
水痘（水ぼうそう）		生後12～36か月未満
日本脳炎1期		生後6～90か月未満

※接種場所：協力医療機関

任意予防接種

保護者の判断によって受ける予防接種です。使用するワクチンは厚生労働省によって認可されています。市では、次の予防接種費用の一部助成をしています。

- おたふくかぜ……満1～2歳になる前日までに1回　3,000円
- 小児インフルエンザ…1回につき1,000円
  満1歳～小学6年生　2回
  中学生　1回

また、骨髄移植等の医療行為により、すでに接種した予防接種の効果が期待できないと医師に判断され、予防接種の再接種を希望する場合、費用の一部助成制度があります。申請には条件がありますので、事前にお問い合わせください。

発達支援（児童発達支援）

問 こども発達センター つくし　☎0280-88-0100

ことばや行動、情緒などの発達に心配のある0歳～小学校就学前までのお子さんを対象に、遊びや活動を通して発達を促す支援をしています。発達相談、個別療育やグループ療育に加え、言語や心理などの各専門家が相談をお受けします。

施設名	住所	電話番号
こども発達センターつくし（0歳～就学前）	山2717-1 猿島保健センター内	0280-88-0100

各種健診・相談

問 健康づくり推進課　0297-35-3121

乳児家庭全戸訪問

生後4か月までの乳児がいるご家庭に、助産師や保健師などが訪問します。

バンビィアンケート

妊娠8か月の妊婦にアンケートを実施します。

マタニティ面談

バンビィアンケートに基づき助産師等によるマタニティ支援を行います。

ひよこサロン（2か月児相談）

ママと赤ちゃんの交流と育児相談を行います。

3か月児健診

健診（内科）、身体計測、育児相談、ブックスタート（絵本配付）を行います。

医療機関で行う乳児健診

①生後1か月頃の乳児
②生後3～7か月の乳児
③生後8～11か月の乳児
※①から③の期間に1回ずつ、乳児一般健康診査票を医療機関に提出して、健康診査を受けることができます。

離乳食のお話

離乳食の進め方・作り方の講話・相談を行います。

1歳6か月児健診

健診（内科・歯科）、身体計測、育児相談、歯科衛生士によるブラッシング指導、フッ素塗布を行います。

2歳児歯科検診

歯科検診、歯科衛生士によるブラッシング指導、フッ素塗布を行います。

3歳児健診

健診（内科・歯科）、身体計測、尿検査、スポットビジョンによる視力検査、聴力検査、育児相談を行います。

乳幼児相談

身体計測、育児相談を行います。

産後ケア

ママと赤ちゃんを対象に、こころとからだのケアや育児サポートを行います。

発達支援

ことばの発達が遅い、落ち着きがない、コミュニケーションがとりにくい、歩きはじめるのが遅いなどの心配に専門職が相談に応じます。

母子テレホン相談

妊娠や出産・育児に関すること、思春期の悩み事などの相談に応じます。

家庭訪問

妊産婦・乳幼児を対象に保健師が家庭に訪問します。

〈広告〉

特定非営利活動法人 みゆうじえん 夢遊児園



子どもが笑顔でいられ、
保護者からも信頼される保育園を目指します。

保育士の温かい愛情の中で、
子ども同士のかかわりを基盤として
優しさと思いやりと自由な心を育てます。

茨城県坂東市辺田976-14 TEL:0297-35-1149 / FAX:0297-35-1249



認定こども園

問 こども課　0297-21-2191

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、教育と保育を同時に受けることができる施設です。市内9か所あり、対象者は0歳～就学前となります。

私立

園名	住所	電話番号
あかつき保育園	大谷口1037	0297-38-0101
岩井保育園	岩井2720-8	0297-35-1555
小山保育園	小山123	0297-38-1171
さしま保育園	生子2220	0280-88-7505
サンキッズ	岩井4678-3	0297-35-0334
すずのき	長須3746	0297-35-4501
若草明徳保育園	逆井3503-14	0280-88-8000

公立

園名	住所	電話番号
ひまわり	辺田1188-3	0297-44-8555
ふたば	岩井2211-25	0297-38-7654

幼稚園

問 こども課　0297-21-2191

市内には幼稚園が1か所あります。

私立

園名	住所	電話番号
若草明徳幼稚園	逆井3503-10	0280-88-1919

保育園等

問 こども課　0297-21-2191

保護者が仕事をしているなどの理由で乳幼児を家庭で保育できない場合、保護者に代わって保育する施設です。対象者は0歳～就学前までとなります。

小規模保育（対象者0歳～2歳）

園名	住所	電話番号
夢遊児園	辺田976-14	0297-35-1149
七星	沓掛4484-3	0297-44-0028
家庭的保育園バンビ	小山972	0297-38-2316
小山保育園ひよこ教室	小山224-1	0297-38-1171

〈広告〉



病後児保育

問 こども課　0297-21-2191

病気やケガの回復期で、集団や家庭での保育ができない期間、お子さんを一時的にお預かりします。お預かりできるお子さんは、市内に居住し、認可保育園または市内の認可外保育園等を利用し保育を必要とする乳幼児です。

利用時間は、7:30～18:00(土曜日は13:00まで)。利用料金は無料です。

実施施設

病後児保育施設「七星」
沓掛4484-3
0297-44-0028
※詳細は、事前に施設にお問い合わせください。

子育て支援センター

問 こども課　0297-21-2191

子育て支援センターは、子育てに関する相談や情報交換をすることができ、親子同士の交流を図れる場です。小学校入学前のお子さんがいるご家庭やマタニティーの方などを対象に、市内9か所の保育施設で開所しており、親子で参加できるイベントや講座なども実施しています。

園名	開放時間
認定こども園 あかつき保育園	月～金曜日 9:00～14:00
認定こども園 岩井保育園	月～金曜日 9:00～14:00
認定こども園 小山保育園 (さくらの森)	月～金曜日 8:00～13:00
認定こども園 さしま保育園	月～金曜日 8:00～13:00
認定こども園 サンキッズ (キッズクラブ)	月～金曜日 9:00～14:00
認定こども園 すずのき (はぐみぃ)	月～金曜日 8:00～13:00
認定こども園 若草明徳保育園	月～金曜日 9:00～14:00
認定こども園 ひまわり	月～金曜日 9:00～12:00・13:00～15:00
認定こども園 ふたば	月～金曜日 9:00～12:00・13:00～15:00

一時預かり事業

問 こども課　0297-21-2191

一時預かり事業

保護者が仕事や病気等により、家庭保育が困難な場合、一時的にお子さんをお預かりします。

園名	対象	時間・料金
認定こども園 あかつき保育園	生後6か月～ 就学前児童	月～金曜日 8:00～16:00 0歳4,000円 1歳以上3,000円
認定こども園 岩井保育園	満1歳～ 就学前児童	月～金曜日 8:00～16:00 1日3,000円 正午までの利用:1,500円
認定こども園 小山保育園	生後6か月～ 就学前児童	月～金曜日 8:00～16:00 0歳4,000円 1歳以上3,000円
認定こども園 さしま保育園	満1歳～ 就学前児童	月～金曜日 8:30～16:00 1日3,000円 4時間以内1,500円

〈広告〉



園名	対象	時間・料金
認定こども園 サンキッズ	生後10か月～ 就学前児童	月～金曜日 8:00～16:00 0歳4,000円 1歳以上3,000円
認定こども園 すずのき	生後6か月～ 就学前児童	月～金曜日 8:00～16:00 0歳4,000円 1歳以上3,000円
認定こども園 若草明徳保育園	生後2か月～ 就学前児童	月～金曜日 8:00～17:00 0歳4,000円 1歳以上3,000円
認定こども園 ひまわり	生後6か月～ 就学前児童	月～金曜日 8:30～17:00 0歳4,000円 1歳以上3,000円
認定こども園 ふたば	生後6か月～ 就学前児童	月～金曜日 8:30～17:00 0歳4,000円 1歳以上3,000円

こども誰でも通園制度

全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため創設された新たな通園制度です。利用には、事前の利用認定と初回の面談、利用予約が必要となります。利用申請方法等は市ホームページをご確認ください。

実施施設

認定こども園　あかつき保育園＜大谷口1037＞

対象児童

市内在住で保育施設に在籍していない、0歳6か月～3歳未満のお子さん

利用時間

月10時間まで

利用料金

1時間当たり300円。他おやつ代の実費負担あり。

小・中学校

問 学校教育課　0297-21-2202

小学校

小学校名	住所	電話番号
岩井第一小学校	岩井2029-1	0297-35-0019
岩井第二小学校	辺田1172-7	0297-35-6524
弓馬田小学校	馬立30-1	0297-35-1351
飯島小学校	幸田新田1468-1	0297-35-3764
神大実小学校	猫実805	0297-39-2311
七郷小学校	矢作87-1	0297-38-2436
中川小学校	小山108	0297-38-2449
長須小学校	長須1243	0297-35-5518
七重小学校	借宿683-2	0297-34-2301
生子菅小学校	生子2219	0280-88-0001
逆井山小学校	逆井1825-30	0280-88-1527
沓掛小学校	沓掛3775	0297-44-2016
内野山小学校	内野山849	0297-44-3159

中学校

中学校名	住所	電話番号
岩井中学校	上出島1053	0297-34-3141
東中学校	猫実1093-2	0297-39-2313
南中学校	矢作326	0297-38-2602
猿島中学校	山2807	0280-88-0907 0297-44-3211

〈広告〉



学区外就学・区域外就学

就学する市立小中学校は、お住まいの住所によって指定しています。相当の理由がある場合には、保護者からの申請により、教育委員会にて審査したうえで、指定された学校を変更することができます。

小・中学校の転校手続き

転入のとき

他の市区町村から市内の小・中学校に転入学する場合、市民課またはさしま窓口センターで転入手続きを行った後、前の学校で発行された「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」を持って指定された学校へ行き、転入学手続きを行ってください。

転出のとき

市内の小・中学校から他の市区町村に転校する場合、在学している学校で「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」を発行してもらい、市民課またはさしま窓口センターで転出手続きを行った後、転出先の教育委員会等で転校手続きを行ってください。

市内転居のとき

市内の小・中学校から市内の小・中学校に転校する場合、在学している学校で「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」を発行してもらい、市民課またはさしま窓口センターで転居手続きを行った後、転校先の学校へ行き、必要なものなどの確認をしてください。

就学援助・特別奨励費制度

公立小中学校に就学している児童生徒のご家庭で、経済的な理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費・通学用品費・修学旅行費などの一部を援助する制度です。

放課後児童クラブ

問 こども課　0297-21-2191

労働等により保護者が放課後や長期休暇中の昼間に児童の保育が困難な家庭を対象に、各小学校区に児童クラブを設置しています。

対象区域	クラブ名	住所
岩井第一小	児童クラブ「けやき」	岩井2849-3
岩井第二小	ニコニコクラブ	辺田1172-3
弓馬田小	元気クラブ	馬立30-1
飯島小	なつめっ子クラブ	幸田新田1468-1
神大実小	ちびっ子クラブ	猫実805
七重小	なかよしクラブ	借宿683-2
七郷小	児童クラブ「あかつき」	矢作80-1
中川小	児童クラブ「ひまわり」	小山88
長須小	児童クラブ「青空」	長須3746
生子菅小	さしま保育園児童クラブ	生子2743-1
逆井山小	若草児童クラブ	逆井3503-14
沓掛小	明徳児童クラブ	沓掛6083-3
内野山小		

保護者負担金

通常月（7・8月以外）	月額5,000円
7月	月額6,000円
8月	月額8,000円

閉鎖日

日曜日・祝日・盆休・年末年始



小学生からの各種手当

問 こども課　☎0297-21-2191

母子家庭等児童学資金

受給対象	母子家庭、父子家庭または両親のいない家庭の小学校児童および中学校生徒（交通遺児学資金の受給者は除く）
手当額	対象児童1人につき月額2,500円
支給時期	9月・3月（当月分まで）

交通遺児学資金

受給対象	交通遺児の小学校児童および中学校生徒
手当額	対象児童1人につき月額5,000円
支給時期	9月・3月（当月分まで）

就学後の予防接種

問 健康づくり推進課　☎0297-35-3121

種類	対象者
日本脳炎2期	9歳以上13歳未満
ジフテリア・破傷風混合（ＤＴ）	11歳以上13歳未満
子宮頸がん	小学6年生～高校1年生の女子

※接種場所：協力医療機関
※最新情報は市ホームページをご確認ください。

教育相談

問 指導課　☎0297-21-2205

教育支援センター「ひばり」「ちゃのはな」

学校に行きたいけれど思うように行けないでいるお子さん（市内の小学3年生以上～中学生までの児童・生徒）のための生活・学習の場です。

同じような悩みをもつ仲間との交流やさまざまな体験活動を通して、一人ひとりの心の不安を軽くし、心にエネルギーを蓄え、学校生活への復帰や社会生活への自立を支援していきます。

在籍は現在の小・中学校のままで、「ひばり」「ちゃのはな」に来た日は小・中学校で出席扱いとなります。指導課または各小・中学校へお問い合わせください。

活動の内容

自分の長所を伸ばす学習、わからないところの学習、スポーツやゲーム、野外活動、工作・絵画・読書　など

開室の時間

月～金曜日の9:00～15:00

教室の場所

- 「ひばり」
  〒306-0632
  岩井3108（坂東市立岩井公民館風の砦内）
  ☎0297-20-8380
- 「ちゃのはな」
  〒306-0502
  山2730（猿島公民館内）
  ☎0280-23-1120

発達支援（放課後等デイサービス）

問 こども発達センターにじ　☎0297-30-3639

ことばや行動、情緒などの発達に不安のある小学校入学～高校卒業前までのお子さんを対象に、親子通所により社会性を育む遊びや活動を通して、生活力・コミュニケーションスキルの向上を促す支援を行っています。個別療育やグループ療育に加え、育児や学校・家庭での生活に関する相談もお受けしています。

施設名	住所	電話番号
こども発達センターにじ（小1～高3）	沓掛1781-2	0297-30-3639

各種健診・相談・助成・補助金

各種健(検)診・相談

問 健康づくり推進課　☎0297-35-3121

総合健診(胃がん検診あり)

保健センターにおいて、40歳以上の方を対象に特定健診または一般健診(身体測定、血圧測定、尿検査、血液検査など)、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、前立腺がん検診(50歳以上男性)、肝炎ウイルス検診などを行います。

基本健診(胃がん検診なし)

保健センターにおいて、16歳以上の方を対象に特定健診または一般健診(身体測定、血圧測定、尿検査、血液検査など)、40歳以上の方を対象に肺がん検診、大腸がん検診、前立腺がん検診(50歳以上男性)、肝炎ウイルス検診などを行います。

女性のがん検診(子宮がん・乳がん)

子宮がん検診は20歳以上、乳がん検診は30歳以上の女性を対象に、集団検診(保健センター)または医療機関検診を行います。

骨粗しょう症検診

保健センターにおいて、25・30・35・40・45・50・55・60・65・70歳の女性を対象に、超音波による踵(かかと)の骨量測定を行います。

歯周疾患検診

市と契約をしている市内の医療機関で、20・30・40・50・60・70歳の方を対象に、口腔内の検査を行います。

いきいき健康相談

健診結果の説明や栄養相談、高血圧・脂質異常症・肥満など健康についての相談を行います。

ヘルスアップ教室

運動教室や栄養教室などを行います。

電話相談

保健師・栄養士が健康についてのご相談に応じます。

こころの健康相談

精神科医師による個別相談を行います。
※詳しくは、坂東市保健事業予定表をご覧ください。



各種助成・補助金

問 健康づくり推進課　☎0297-35-3121

不妊治療費の助成

不妊治療を受けた夫婦に対し、保険適用の生殖補助医療と先進医療を併用して行われる先進医療に係る保険外診療費用の一部について、1回の治療につき、50,000円を限度に助成します（一定の要件を満たす夫婦が対象）。

不育症治療費の助成

不育症治療を行った夫婦に対し、1回のみ50,000円を限度に助成します（一定の要件を満たす夫婦が対象）。

茨城県肝炎治療費助成の申請受付

申請には条件があります。事前にお問い合わせください。

骨髄移植ドナーの助成

日本骨髄バンクが実施する事業において、骨髄または末梢血幹細胞を提供した場合、助成金が交付される場合があります。申請には条件がありますので、事前にお問い合わせください。

風しんの予防接種一部助成

平成2年4月1日までに生まれた妊娠を希望する女性およびその夫または妊婦の夫に対し、予防接種の一部助成をしています（一人1回限り）。予診票をお渡ししますので、接種前に申請をお願いします。

問 商工観光課　☎0297-20-8666

創業支援事業補助金

市内において個人事業主もしくは法人の代表者として創業した方または創業を予定している方に対し、創業に要する経費の一部を補助します。

問 市民協働課　☎0297-21-2183

坂東市いばらき出会いサポートセンター入会助成金

結婚を希望する独身の方の出会いを応援するため、「いばらき出会いサポートセンター」に入会した方に、入会登録料（3年間で11,000円）の一部（5,500円）を助成します。

問 企画課　☎0297-21-2181

結婚新生活支援補助金

結婚を機に市内で新生活を始める夫婦に、60万円を上限に住宅の取得費用・リフォーム工事費用・賃借費用・引越し費用を補助します。

子育て世代定住促進奨励金

市内で戸建て住宅を取得された子育て世代の方に、最大50万円の奨励金を支給します。

奨学金返還支援補助金

高校・大学等を卒業して、働きながら奨学金を返還している市内在住の方に、返還額の一部を補助します。

医療福祉職奨学金返還支援補助金

前記の奨学金返還支援補助金の要件を全て満たしており、医療福祉分野の資格を生かして働いている方に、補助金を支給します。

移住支援金（わくわく茨城生活実現事業）

東京23区内に在住または東京圏から通勤・通学していた方が、提携企業への就職等、一定の要件を満たして市内に転入した場合に移住支援金を支給します。移住前に事前手続きが必要です。詳細はお問い合わせください。

問 特定事業推進課　☎0297-21-2184

工業団地人材確保移住奨励金

市内の工業団地で働く方や、事業所の開設準備に従事している方が、坂東市外から転入された際に、奨励金を支給します。



各種相談業務案内(1)

相談名	相談内容	日時	場所	相談員	担当課など(問合せ)
法律相談	法律に関する相談	毎月第1月曜日 10:00～15:00 ※祝日の場合は翌日	市役所2階 市民相談室	弁護士 市民相談員	市民協働課 ☎0297-21-2183 ※事前予約が必要
		奇数月第3火曜日 10:00～15:00 ※祝日の場合は翌日	猿島公民館 会議室		
一般 市民相談	日常生活の困りごと	毎週月・火・水・金曜日 (法律相談日を除く) 9:00～12:00 13:00～16:00	市役所2階 市民相談室	市民相談員	市民協働課 ☎0297-21-2183 ※電話相談も可能
行政相談	行政に関する相談	4、7、10、1月第2木曜日 13:30～15:30	市役所2階 市民相談室 ※10月は市役所1階 多目的ホール	行政相談委員	市民協働課 ☎0297-21-2183
結婚相談	結婚支援に関する 相談	毎週月・水曜日 毎月第3日曜日 (翌日の月曜日は除く) 9:00～15:00	市役所2階 結婚相談室	結婚相談 推進員 結婚相談員	市民協働課 ☎0297-21-2183 ※事前予約が必要
女性相談	女性が抱える悩みの 相談	毎月第2火曜日 10:00～12:00	市役所1階 会議室	女性相談員	市民協働課 ☎0297-21-2183 ※事前予約が必要 ネット予約はこちらから
		毎月第4火曜日 13:00～15:00			
消費生活 相談	消費生活に関する 相談	毎週月～金曜日 9:00～12:00 13:00～16:00	市役所2階 消費生活相談室	消費生活 相談員	市消費生活センター ☎0297-36-2035 ※電話相談も可能
税の相談	税金に関する相談	毎月第3木曜日 13:30～16:30 (2月・3月を除く)	市役所2階 市民相談室	税理士	関東信越税理士会 古河支部(坪野) ☎0280-31-1540 ※事前予約が必要
就職・ 求人相談	求職者の就職相談	毎月第3金曜日 10:00～12:00 13:00～15:00	中心市街地活性化 センター	就職支援 センター職員	いばらき就職支援センター ☎0296-23-3811 ※事前予約も可能



各種相談業務案内(2)

相談名	相談内容	日時	場所	相談員	担当課など〔問合せ〕
人権相談	人権に関する相談	毎月第1金曜日 13:30～15:30 (6月・12月は特設相談のため要問合せ)	①市役所1階会議室 ②猿島福祉センター研修室 (交互に開催)	人権擁護委員	社会福祉課 ☎0297-21-2190
児童相談	児童の養育に関する悩み事	毎週月～金曜日 10:00～16:00	市役所1階 こども課	家庭相談員	こども課 ☎0297-21-2191
子どもの発達相談	子どもの発達に関する相談	毎週月～金曜日 9:00～16:00	こども発達センターつくし(乳幼児期対象) にじ(就学期対象)	発達指導員	こども発達センター ☎0280-88-0100 ☎0297-44-3907
高齢者相談	介護・認知症等に関する相談	毎週月～金曜日 8:30～17:15	北部地域包括支援センター(猿島福祉センター内) 南部地域包括支援センター(特別養護老人ホームハートフル広畠内) 中央地域包括支援センター(市役所1階介護福祉課内)	保健師 社会福祉士 主任ケアマネジャー	北部地域包括支援センター ☎0280-82-1284 南部地域包括支援センター ☎0297-38-2161 中央地域包括支援センター(介護福祉課内) ☎0297-21-2193
こころの健康相談	こころの病でお困りのとき	毎月1回(木曜日) 14:00～16:00 (実施日は要問合せ)	市役所1階 健康づくり推進課	精神科医師	健康づくり推進課 ☎0297-35-3121 ※事前予約が必要
交通事故相談	交通事故に関する相談	毎週月～金曜日(第1～3、5水曜日と第4木曜日は除く) 9:00～12:00 13:00～16:45	県西地方交通事故相談所 (筑西合同庁舎内) 〈筑西市二木成615〉	専門の相談員	県西地方交通事故相談所 ☎0296-24-9112 ※弁護士への相談は事前予約が必要
	弁護士への交通事故相談	毎月第4水曜日 13:00～16:00		弁護士	
子ども救急電話相談	お子さんが急な病気で心配なとき	毎日(年中無休)24時間対応	「☎#8000」または「☎050-5445-2856」	専門のオペレーター	茨城県医療政策課 ☎029-301-3186
おとな救急電話相談	大人の方が急な病気で心配なとき		「☎#7119」または「☎050-5445-2856」		
金融相談	事業資金融資に関する相談	毎月第1木曜日 13:30～15:00	坂東市商工会	日本政策金融公庫職員 商工会職員	坂東市商工会 ☎0297-35-3317 ※事前予約が必要



高齢者福祉

後期高齢者医療制度

問 保険年金課　☎0297-21-2187

後期高齢者医療保険への加入

後期高齢者医療制度は、都道府県単位で「後期高齢者医療広域連合」が設立され、茨城県内すべての市町村が加入する「茨城県後期高齢医療広域連合」が保険者となって運営を行います。市町村は各種申請の窓口受付と保険料の徴収等を行います。

対象となる方

75歳以上の方
65歳以上75歳未満の一定の障害がある方

自己負担

医療機関等の窓口でマイナ保険証や資格確認書を提示することで、一定の負担で医療を受けることができます。自己負担の割合は1割、2割または3割で、住民課税所得および総収入額によって判定され、世帯単位で決まります。

後期高齢者医療制度の届出

手続きに必要なものは次のとおりです。

こんなとき	届出に必要なもの
一定の障害のある方が65歳になったとき	●資格確認書等 ●障害の程度のわかる書類（国民年金証書、身体障害者手帳等、障害の程度を証明する書類）
65歳を過ぎて一定の障害がある状態になり、この制度の適用を受けようとするとき	
県外に転出するとき	●資格確認書等
県外から転入したとき	●負担区分証明書
県内で住所が変わったとき	●資格確認書等またはそれに準ずる証明書等
資格確認書を紛失したとき	●本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許、パスポートなど）
生活保護を受けるようになったとき	●資格確認書等
死亡したとき	●死亡した方の資格確認書等 ※葬祭費の申請を行うときは、喪主の方の預金通帳、会葬礼状等
マイナ保険証の利用等登録を解除するとき	●本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許、パスポートなど）

※被保険者以外の方が申請する場合は、委任状が必要になることがあります。

後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療制度では、被保険者全員が個人ごとに保険料を納付します。保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で算定します。

個人ごとの保険料の決め方

1年間の保険料額＝均等割額＋所得割額（賦課のもとになる金額×所得割率）
※賦課のもとになる金額＝総所得金額等－基礎控除額
※保険料率は2年ごとに見直されます。
※茨城県内は均一の保険料率となります。



保険料の軽減

＜所得が低い方に対する軽減＞

世帯の所得水準にあわせて、均等割額が軽減されます。軽減割合、基準額は定期的に見直されます。

保険料の納付方法

保険料は、年金からの天引き（特別徴収）または納付書や口座振替（普通徴収）により個人ごとに納付します。年金を受給している方は、原則、年金からの天引きになります。

※次のような場合には、特別徴収になりません。

- 年金受給額が年額18万円未満の方
- 介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、年金額の2分の1を超える方　など

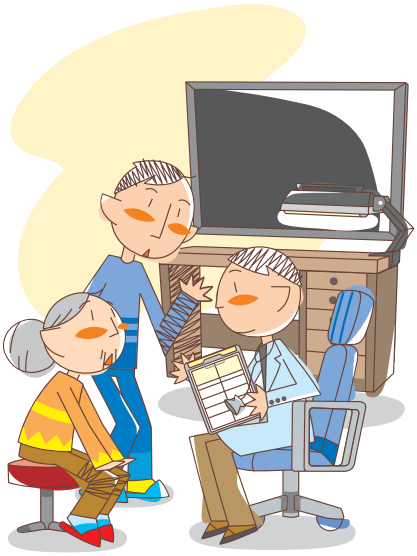
※7月に当該年度の保険料額が算定され、市町村から通知が届きます。年度の途中で後期高齢者医療制度に加入した方は、資格取得月の翌月以降に市町村から保険料の納付書が届きます。

保険料を滞納したとき

特別な理由がなく保険料を一定期間滞納した場合は、延滞金の加算や財産の差押を受けることがあります。保険料は、公費や現役世代からの支援金とともに、後期高齢者医療制度の大切な財源となりますので、必ず期限内に納付してください。

保険料の納付が困難な場合

保険料の納付に関する相談は、市町村の窓口で受け付けております。特別な理由により保険料の納付が困難な場合は、滞納のままにせず、お早めにご相談ください。



健康診査（集団健診）

糖尿病や高血圧症・脂質異常症などの生活習慣病等の早期発見、早期治療による重症化予防に役立てていただくため、後期高齢者健康診査を実施しています。

基礎検査項目

問診、身体計測（身長、体重、BMI）、血圧測定血液検査（脂質、肝機能、血糖検査）、尿検査（尿糖、尿蛋白）

※上記の検査項目は無料で受診できます。追加の検査項目を実施する場合は、別途自己負担が発生します。

実施場所、実施期間、予約方法

市の後期高齢者医療制度被保険者に対して、健康診査受診券を送付していますのでご確認ください。また、ホームページや広報等にも掲載しています。

健康診査に必要なもの

健康診査受診券、決定通知書（申込み後に送付します）

人間ドック等の健診

後期高齢者医療被保険者を対象に人間ドック、併診（人間・脳）ドックの助成を実施しています。

実施場所、実施期間、補助額

市の後期高齢者医療制度被保険者に対して、健康診査受診券を送付していますのでご確認ください。また、ホームページや広報等にも掲載しています。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業　～みんなでのばそう健康寿命～

健診や健康相談などの「保健事業」とフレイル・要介護を防ぐための「介護予防」を、市や地域の関係団体・医療機関等が協力し一体的に行います。

実施内容（個別支援）

糖尿病等の重症化の可能性のある方等に個別支援を実施します。対象となる方へは、手紙等でお知らせいたします。

実施内容（通いの場の支援）

医療専門職によるフレイル予防講座や健康相談等を実施します。具体的な内容、実施場所については、広報やホームページ等でお知らせいたします。

高齢者へのサービス

問 介護福祉課 ☎0297-21-2193

事業名	内容	対象
公共交通利用料金助成	医療機関などへの往復に要する公共交通料金を助成します(1年15,000円)。	65歳以上のひとり暮らしの方 ※「公共交通利用料金助成」は、交通手段のない75歳以上の高齢者のみ世帯に1人分の利用券を交付(市民税非課税世帯のみ2人分の利用券を交付)
緊急通報システム	急病・事故など緊急時に消防署へ瞬時に通報できるシステムを設置します(所得状況により費用負担あり)。	
簡易火災警報器	火災発生時に警報音により、避難を促す機器を設置します。	
愛の定期便	乳製品を届けながら、安否確認や健康保持・孤独感の解消をします(無料、週2回配達)。	
配食サービス	食事の調理が困難な方に、栄養のバランスのとれた食事を届けながら、安否確認を行います(平日週3回まで、1食400円程度、昼食のみ)。	ケアプランまたは介護予防プランにおいて、サービスの提供が適切であると認められた65歳以上のひとり暮らしの方または高齢者のみの世帯
生きがいデイサービス	施設にて生活指導、日常動作訓練、入浴、給食サービスを提供します(1日450円程度、食事実費、そのほかの加算あり)	介護保険認定されない65歳以上の虚弱な方
高齢者ショートステイ	在宅で虚弱の方を、介護者に代わって短期間施設でお預かりします(1日450円程度、食事実費)	
徘徊高齢者家族支援サービス	徘徊の見られる認知症高齢者を介護している家族に位置情報端末機を貸与し、徘徊高齢者の保護を支援します(市民税課税状況により費用負担します)。	65歳以上のかたで徘徊の見られる認知症高齢者を在宅で介護している方
高齢者歩行補助車購入費補助	高齢者歩行補助車の購入費の一部を補助します(購入価格の2分の1、上限6,000円)。	70歳以上で常時つえなどを使用する方 ※過去5年度でこの補助を受けていない方
通話録音装置等購入費補助	特殊詐欺等からの消費者被害の防止を図るため、通話録音装置等の購入費の一部を補助します(購入価格の2分の1、上限4,000円)。	75歳以上のみの世帯の方 ※過去にこの補助を受けていない世帯の方
紙おむつ購入費助成	在宅で、常時おむつを使用している方に対し、紙おむつ購入助成券を支給します(1,250円券、1か月2枚交付)。	65歳以上の市民税非課税者で、要介護3・4・5の方(入院・入所を除く)
訪問理髪サービス	在宅のねたきり・認知症の方に対し、理美容師が自宅に訪問して理髪します。利用は市内の理美容室に限ります(2,000円券、2か月1枚交付)。	
介護慰労金支給	在宅のねたきり・認知症高齢者などを介護する方に支給します。長期入院・入所の方を除きます(①2万円、②10万円)。	①65歳以上で要介護3・4・5の方を6か月以上介護している方 ②65歳以上の要介護4・5で、介護保険のサービスを1年間使っていない方を介護している市民税非課税世帯の方
高齢者虐待に関する相談	高齢者への虐待に関する相談、虐待に気づいた方からの通報などに対応し、高齢者・養護者への支援を行います。	全市民
高齢者運転免許証自主返納等支援事業	タクシーやコミュニティバスなどの交通機関で利用できる公共交通利用券を発行します(1人1回限り15,000円分)。 問 交通防災課 ☎0297-21-2180	満65歳以上で、運転免許証を自主返納された方、もしくは免許証を更新せずに失効された方

敬老・シニアクラブ

問 介護福祉課 ☎0297-21-2193

事業名	内容	対象
敬老会	長年にわたり社会・地域の進展に貢献してきたことに敬意を表し、開催します。	75歳以上の方
米寿顕彰	敬老と長寿を祝福し顕彰状を贈呈します。	88歳に到達する方
長寿訪問	誕生日に訪問してお祝いします。	100歳以上の誕生日を迎える方
敬老祝金支給	敬老と長寿を祝福し敬老祝金を支給します。	77・88・99歳に到達する方
シルバー人材センター	臨時的または軽易な業務に係る就業機会を提供し、社会参加の促進を図ります。	60歳以上の方
シニアクラブ活動補助	身近な地域での高齢者の活動や交流、また、介護予防の場としてシニアクラブ活動を支援します。	シニアクラブ

養護老人ホーム入所

問 介護福祉課 ☎0297-21-2193

	内容	対象
養護老人ホーム入所	環境上または経済的な理由により、自宅での生活が困難な方を養護老人ホームへ入所措置します（本人の収入および扶養義務者の所得に応じての負担あり）。	65歳以上で経済的、環境的にお困りの方

予防接種助成

問 健康づくり推進課 ☎0297-35-3121

事業内容	内容	対象
インフルエンザ予防接種の一部助成	年度内1回限り ※助成内容、実施期間は広報などでお知らせします	●満65歳以上の方 ●満60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器疾患、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能などの障がいのある方（身体障害者手帳1級程度※内部疾患に限る）
新型コロナウイルス予防接種の一部助成	年度内1回限り ※助成内容、実施期間は広報などでお知らせします	●満65歳以上の方 ●満60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器疾患、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能などの障がいのある方（身体障害者手帳1級程度※内部疾患に限る）
高齢者肺炎球菌予防接種の一部助成	1回限り3,000円	【定期予防接種】…過去に肺炎球菌ワクチンを接種していない方（初めて接種する方）で ●満65歳の方 ●満60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器疾患・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能などの障がいのある方（身体障害者手帳1級程度※内部疾患に限る） 【任意予防接種】…市の助成を1回も受けていない方 ●満66歳以上の方で定期予防接種対象年齢以外の方
帯状疱疹予防接種の一部助成	生ワクチン 4,000円1回 不活化ワクチン 11,000円2回	①年度内に65歳を迎える方 ②60～64歳で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害があり、日常生活がほとんど不可能な方 ※令和7年度から5年間の経過措置として、その年度に 70、75、80、85、90、95、100 歳になる方も対象となります。

障がい者福祉・その他の福祉

障がいのある方の各種手当・助成

問 社会福祉課　0297-21-2190

身体障害者手帳

視覚、聴覚、肢体など永続する障がいのある方が、各種サービスを利用するために必要な手帳で、障がいの程度によって1級から6級の等級があります。

療育手帳

児童相談所または福祉相談センターで知的障がいと判断された方が、各種サービスを利用するために必要な手帳で、マルA（最重度）、A（重度）、B（中度）、C（軽度）の4つの等級があります。

精神障害者保健福祉手帳

精神の疾患により、日常生活や社会生活に制約のある方が各種サービスを利用するために必要な手帳です。障がいの程度によって1級から3級の等級があります。

自立支援医療（精神通院）制度

通院による治療を継続的に必要とする精神疾患（てんかんを含む）のある方を対象に医療費の助成を行います（利用者負担額は原則1割）。所得に応じて自己負担上限月額が設定されています。

自立支援医療（更生医療・育成医療）制度

身体機能の改善、維持などに確実な効果のある治療に係る医療費の助成を行います（利用者負担額は原則1割）。所得に応じて自己負担上限月額が設定されています。

特別障害者手当

精神または身体に重度の障がいがあるため、日常生活で常時特別な介護を必要とする20歳以上の在宅の方に支給されます。

障害児福祉手当

精神または身体に重度の障がいがあるため日常生活で常時介護を必要とする20歳未満の在宅の方に支給されます。

特別児童扶養手当

精神または身体に障がいのある20歳未満の児童を家庭で養育している方に支給されます。

在宅障害児福祉手当

精神または身体に障がいのある20歳未満の児童を家庭で養育している方に支給されます。特別児童扶養手当に該当する程度の障がいのある児童が対象です。

〈広告〉



補装具の給付

身体障害者手帳をお持ちの方や難病の方で判定の結果、補装具が必要と認められた方は、歩行補助つえ、義足、義手、車椅子、補聴器などの交付や修理を受けることができます（利用者負担額は原則1割）。

日常生活用具の給付

身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方（給付する用具によって対象となる障がいが異なります）や難病の方に、入浴補助用具、特殊寝台、特殊マット、ストマ用装具などの費用の一部を支給します（利用者負担額は原則1割）。

公共交通利用料金助成

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳をお持ちの方（手帳によって対象となる等級が異なります）が医療機関などへの通院で公共交通機関を利用する際に、年15,000円分の助成券が支給されます。ただし、自動車税・軽自動車税の減免措置を受けている方を除きます。

心身障害者扶養共済制度

心身障がいのある方の保護者が、毎月一定の掛け金を納めることにより、万一のことがあった場合は、その心身障がいのある方に対して終身年金が支給されます。



障害福祉サービス

障がいのある方の状態やニーズに応じた適切な支援が効率的に行われるよう、個別に支給決定を行います。生活上または療養上の必要な介護を受ける「介護給付」、身体的または社会的なリハビリテーションや、就労につながる支援を受ける「訓練等給付」、市が地域の実情に応じて実施する「地域生活支援事業」があります（利用者負担額は原則1割）。

生活にお困りの方のために 各種手当・助成

問 社会福祉課　☎0297-21-2190

生活保護制度

病気や高齢などの理由で仕事ができなくなったり、その他の理由で収入が減少し、最低限度の生活を維持できない世帯に対して、状況に応じた援助を行い、一日でも早く自立できるよう支援することを目的としています。

生活保護を受けるためには、世帯全体の働く能力や資産の活用、親族からの援助など、できる限りの努力を行ったうえで、国が定めた最低生活基準に満たない分だけが保障されます。

生活困窮者自立支援制度

働きたくても働けない、住む場所がないなどの困りごとをご相談ください。相談窓口では、一人ひとりの状況に応じた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して解決に向けた支援を行います。

〈広告〉

あなたはこの地球で
たった一人の大切な存在です。



あなたらしく、あたりまえに暮らしていけるように
障がいのある人と、家族を支援します。

障がい福祉サービス事業所
NPO法人
オンリーワン

〒306-0515 坂東市沓掛1805-1
☎0297-44-0722

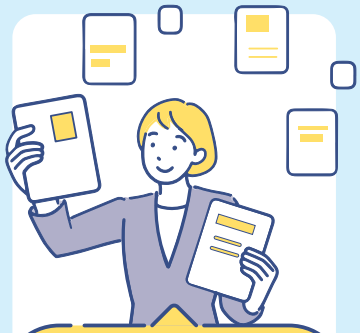
いつでも！誰でも！どこからでも！



坂東市
暮らしの便利帳
電子ブック案内



電子ブックはこんなときに活用できます



このまちの
手続きを知りたい



友だちに
地元の特徴を伝えたい



外出時に
防災情報が気になった



地元目線の
観光情報を知りたい



冊子が
見つからない

ブックマークは
こちらから

ごみ・リサイクル・し尿

ごみ収集

問 生活環境課　0297-21-2189

ごみの分け方・出し方ポスター

ごみの分け方・出し方

岩井・猿島地域共通

生活環境課・市民課・さしま窓口センターで配布している「ごみの分け方・出し方ポスター」「ごみと資源の分別ガイド」のとおり、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、有害ごみ、資源ごみ（空き缶、紙類・布類、空きビン、ペットボトル）にごみを分別し、決められた収集日の6:00～8:00に出してください。

ごみ袋は、無色透明で最長の辺の長さが80cm以下（45ℓ以下）の市販されているビニール袋の使用をお願いします。

- 収集日が祝日の場合は、可燃ごみ該当地区のみ収集を行います（中止する場合は広報などでお知らせします）。
- 年末年始・大型連休・お盆休みの収集については、広報などでお知らせします。
- ごみの減量、資源の回収にご協力ください。

集積所のごみ収集曜日

地区	可燃ごみ	不燃粗大有害ごみ	資源ごみ	
			空き缶紙類布類	空きビンペットボトル
猿島地域 岩井地区 （岩井・辺田・鵠戸・みどり町・桃山団地）	火・金	水	月	木
弓馬田地区 長須地区 七重地区	月・木	水	金	火
飯島地区 神大実地区 七郷地区 中川地区	月・木	水	火	金

6:00～8:00に出してください。

粗大ごみの個別収集

ご自宅まで粗大ごみを引き取りに伺う個別収集（有料）を行っています。取り扱う粗大ごみは、一辺が50cm以上200cm以下で、重量が50kg以下の一般家庭で使用されたものです。1回1,100円の料金で、最大5点まで回収します（ただし、市で受け入れできないものは除く）。

申込方法

①生活環境課またはさしま窓口センターで「粗大ごみ処理券」を購入します。
※土・日曜日、祝日は市役所日直窓口で販売しています。
②排出する粗大ごみを登録し、収集日を確定します。
③確定した収集日の朝8:30までに、排出する粗大ごみを自宅前に出します。市が委託した業者が収集します。

さしまクリーンセンター寺久への自己搬入

事前手続きはありません。直接搬入し、退出時に料金を支払ってください（10kg200円）。搬入できるものは、集積所へ出せるものと同じです（ただし、スプリング入りのものは搬入できません）。

※搬入の際に身分証明書の提示が必要です。
搬入時間　9:00～11:30・13:00～16:30
（土・日曜日、祝日、年末年始は除く）

粗大ごみの自己搬入

岩井・猿島地域共通

ご自宅で出た粗大ごみを指定の場所に搬入することができます。

①粗大ごみを自分の車に積みます。
②生活環境課またはさしま窓口センターで手続きし、許可証の交付を受けます。
③許可証をもって「坂東市リサイクルセンター」へ自分で搬入します。
※市で受け入れできないものは搬入をお断りします。

坂東市リサイクルセンター

住　　所　山2178-110
搬入時間　9:00～12:00・13:00～16:30（土・日曜日、祝日、年末年始は除く）

搬入料金、搬入可能品目についてはお問い合わせください。

家電リサイクル品

家電リサイクル法にもとづく品目（テレビ〈ブラウン管・液晶・プラズマ〉、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）は粗大ごみ扱いとせず、リサイクルすることになっています。家電リサイクル品の出し方は、家電販売店に処理を依頼する方法、郵便局でリサイクル料金を支払った後に、自分で坂東市リサイクルセンターに搬入するか粗大ごみの個別収集（有料）を利用する方法などがあります。

使用済み小型家電のボックス回収

小型家電リサイクル法にもとづき、資源の有効活用による循環型社会を推進するため、使用済み小型家電のボックス回収を行っています。

回収ボックス設置場所

市役所、坂東市立岩井公民館風の砦、猿島公民館、ベルフォーレ、坂東郷土館ミューズ、さしま健康交流センター「遊楽里」

回収対象小型家電

携帯電話、デジタルカメラ、ビデオカメラ、ゲーム機器、携帯音楽プレーヤー、電卓、電子手帳、ＡＣアダプター、カーナビ、リモコン、ノートパソコン、タブレット端末、フラッシュメモリ、ハードディスクドライブ、ETC・VICSユニット

小型充電式電池の無料回収

破損や変形により発火する危険性が高いため、市内7カ所に回収容器を設置して小型充電式電池の無料回収を行っています。

取り外したもの、使用不可のものを含めて回収対象となります。必ずビニールテープ等で絶縁処理をしてから、専用の回収容器（缶）に入れてください。

回収容器設置場所

市役所、坂東市立岩井公民館風の砦、猿島公民館、ベルフォーレ、坂東郷土館ミューズ、さしまクリーンセンター寺久、さしま健康交流センター「遊楽里」

回収対象品

①小型充電式電池（リチウムイオン電池、モバイルバッテリーなど）
②その他（加熱式たばこ・電子たばこの本体）

パソコンリサイクル

資源有効利用促進法により、パソコンはメーカーなどが回収し、再資源化されます。処分する場合は、各メーカーのアフターサービスセンターへお問い合わせください。

坂東市リサイクルセンター（無料）や、さしまクリーンセンター寺久（有料）へも直接自己搬入できます。

資源物回収の補助金受付

さしま環境管理事務組合より、ごみの減量・リサイクルを目的として、集団回収を実施した団体に、資源物1kgあたり5円の補助金を交付しています。集団回収を実施する団体は、事前に届出をお願いします。

生ごみ処理容器および電気式生ごみ処理機購入補助金制度

ごみの減量および資源の有効利用を図るため、生ごみ処理容器または電気式生ごみ処理機を購入し、家庭から排出される生ごみの自家処理を推進する方へ補助金を交付しています。

補助対象者

①市内に住所を有する方
②処理容器などを、周辺に悪臭等迷惑をおよぼすおそれのない場所に設置できる方

〈広告〉

自然と現在と未来の環境を護る

浄化槽清掃維持管理　一般廃棄物　産業廃棄物収集運搬

猿島商事株式会社

〒306-0502　坂東市山1802-2

☎0280-88-1240　FAX0280-88-0897

③生ごみ処理後にできたものを、自分で有効利用できる方
④市税などを滞納していない世帯
※ただし、補助金の交付を受けた世帯については、処理容器または電気式生ごみ処理機購入日から3年以内は、補助金の交付を受けられません。

補助の対象となる処理容器または電気式生ごみ処理機

①耐水性および耐久性に優れ、悪臭や害虫などの発生を防止する構造であるもの
②生ごみ処理を目的として、製造および販売されているもの

補助金額

- 生ごみ処理容器
  1台につき購入価格の2分の1以内で最高1,500円まで(100円未満切捨)、1世帯につき2台まで
- 電気式生ごみ処理機
  1台につき購入価格の2分の1以内で最高20,000円まで(1,000円未満切捨)、1世帯につき1台まで

廃棄物の野焼きは禁止

廃棄物の処理および清掃に関する法律により、廃棄物の野外での焼却は原則的に禁止されています。簡易な焼却炉、空き地、ドラム缶、掘った穴などで廃棄物を焼却することはできません。

し尿処理

問 生活環境課 ☎0297-21-2189

岩井地域

し尿の処理については、坂東市ほか3市で構成する「常総衛生組合」で行っています。この組合の許可業者が、市内に2業者あり、し尿のくみ取り、浄化槽の汚泥くみ取りおよび清掃を行っています。し尿および浄化槽汚泥のくみ取り料金については、許可業者により異なることがあります。

浄化槽の清掃の料金については、浄化槽の規模および汚れの状況によって異なるため、許可業者にお問い合わせください。許可業者へのお申し込みは、直接電話でお願いします。

岩井地域の許可業者

㈱常陽清掃	☎0297-38-1163
平尾商事	☎0297-35-0610

猿島地域

し尿の処理については、坂東市ほか1市2町で構成する「さしま環境管理事務組合」で行っています。し尿および浄化槽汚泥のくみ取り料金については、業者により異なることがありますので、依頼したい業者にお問い合わせください。許可業者へのお申し込みは、直接電話でお願いします。

猿島地域の許可業者

猿島商事㈱	☎0280-88-1240
㈱サンズカンパニー	☎0280-23-5815
カワベ産業㈱	☎0280-62-1987
三和企業㈲	☎0280-76-0510
㈲サンワ浄化槽サービス	☎0280-77-2111
㈲壬生クリーンサービス	☎0280-31-4359
㈱新栄開発	☎0280-87-3122
㈲田山商事	☎0280-87-2464
㈱小島商事	☎0480-52-0367

合併処理浄化槽設置の補助

河川などの水質浄化を目的として、台所や風呂などの生活雑排水と、し尿をあわせて処理する合併処理浄化槽を設置する場合の補助制度を行っています。補助制度には、補助対象区域および年度ごとの補助基数がありますので、住居の新改築、単独処理浄化槽からの転換などを計画される時点で、お問い合わせください。

〈広告〉

鉄 銅 鉛 真鍮 電線 電動工具 アルミ
ステンレス バッテリー モーター 給湯器 基板
高価買取 持込み大歓迎 お気軽にご相談下さい。
工場・倉庫・産業・店舗・工事現場・機械撤去
など家庭から出た不要品 出張買取 見積無料
野田金属産業株式会社
坂東営業所 〒306-0651 茨城県坂東市半谷1981
TEL0297-21-7250 FAX0297-21-7251
本 社 〒270-0235 千葉県野田市尾崎1842-1
TEL04-7199-8001 FAX04-7199-8002

つまりなどでお困りのときはお電話下さい
親切・丁寧に対応致します
株式会社 常陽清掃
◎浄化槽清掃 ◎一般廃棄物収集運搬
◎一般汲み取り ◎浄化槽維持管理
◎産業廃棄物収集運搬 ◎遺品整理
坂東市小山 2097-1
☎0297(38)1163
FAX0297(38)0399

上下水道

上水道

問 上下水道課　☎0297-35-2114（上水道）
☎0297-21-2198（下水道）

水道工事の申込

ご家庭で上水道の新設・増設・修理・撤去などの工事を行うときは、市が指定した指定工事業者にお申し込みください。指定工事業者以外で工事を行うと、無資格・無届の違反工事となりますのでご注意ください。現在登録されている指定工事業者については、ホームページをご覧いただくか、お問い合わせください。

届出

次のときは事前にご連絡ください。

- 引越し等で、使用を開始するとき。
- 転出等で、使用を中止するとき。
- 水道の使用者や所有者の名義が変わるとき。
- 用途の変更をするとき。

水道の故障と修理

漏水は大切な水を無駄にするばかりでなく、料金の負担も大きくなります。わずかな漏水でもそのままにしておかないで、すぐに修理するようにしましょう。

宅地内で水道管が破裂して水が噴出した場合は、メーターボックス内の止水栓を右に回し水を止め、指定工事業者に連絡して修理を依頼してください。

＜ご家庭でできる漏水のチェック方法＞

①宅内の蛇口をすべて閉める。
②メーターボックスを開け、水道メーター器内のパイロット（コマ）を確認する。
③パイロットが回転していれば漏水です。

水道料金の支払方法

水道料金の請求は月に1回です。請求した水道料金の支払いは原則として、口座振替でお願いします。市内に店舗のある金融機関であればどの支店でも振替は可能です。振替依頼書は市内の金融機関にありますので、通帳と届出印をご持参のうえ、直接金融機関の窓口で手続きをしてください。

水道料金

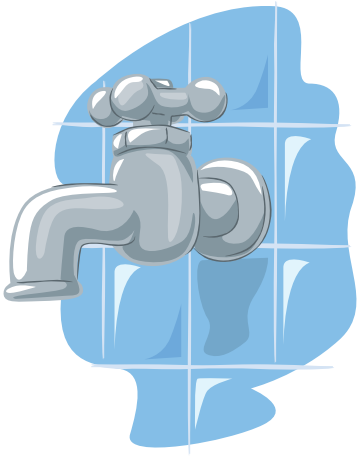
水道料金は、一般家庭の場合、基本料金と超過料金およびメーター使用料の合算になります。

現在、坂東市では、岩井地域と猿島地域で料金体系が異なりますのでご注意ください。

①岩井地域：用途別料金

ア. 水道料金

種別	用途	基本料金（1か月につき）		超過料金 1㎥につき
		水量	料金	
専用	一般用	10㎥につき	2,120円	225円
	一般営業用	20㎥につき	4,250円	225円
	浴場営業用	100㎥につき	15,640円	175円
	団体用	20㎥につき	4,250円	225円
	臨時	10㎥につき	4,250円	450円
共用	–	一世帯につき 5㎥まで	1,060円	225円



イ. メーター使用料

口径	料金(1か月につき)	口径	料金(1か月につき)
13mm	90円	40mm	705円
20mm	175円	50mm	1,145円
25mm	265円	75mm	2,200円
30mm	350円	100mm	2,750円

②猿島地域：口径別料金

ア. 水道料金・メーター使用料

口径	基本料金(1か月につき)		超過料金 1㎥につき	メーター使用料
	水量	料金		
13mm	10㎥につき	2,120円	225円	90円
20mm				175円
25mm				265円
30mm				350円
40mm				705円
50mm				1,145円
75mm				2,200円

下水道

問 上下水道課　☎0297-35-2114(上水道)
☎0297-21-2198(下水道)

排水設備工事

下水道または農業集落排水が使用できる区域にお住まいの方は、汲み取り式トイレでは3年以内に、浄化槽が設置されているところでは、速やかに工事を行ってください。この工事は、市が指定する排水設備指定工事店が行うよう制度化されています。また、3年以内に工事を行う場合に水洗便所改造融資あっせんおよび利子補給制度もあります。

現在登録されている排水設備指定工事店については、市ホームページをご覧いただくか、お問い合わせください。

下水道使用料

汚水の排水量は原則的に上水道使用水量に基づき計算します。使用料は水道料金と共に上下水道料金として納付していただきます(口座振替制度あり)。

使用水量の算定

①上水道のみを使用している場合、上水道の使用水量
②自家水(井戸)のみを使用している場合は、家族構成員により認定(1人当たり1か月7㎥とし4人目からは1人当たり5㎥)
③上水道と自家水を併用している場合は、②の認定水量と上水道使用水量を比較して多い方の水量

下水道使用料金

基本料金(1か月分)	超過料金	
1,550円(10㎥まで)	10㎥を超え20㎥まで	155円/㎥
	20㎥を超え30㎥まで	165円/㎥
	30㎥を超え50㎥まで	175円/㎥
	50㎥を超え100㎥まで	185円/㎥
	100㎥を超えるもの	195円/㎥

※上水道への切り替え、世帯人数等に変更があった場合は、上下水道課までご連絡ください。

農業集落排水施設使用料

使用料金は、下記の表により算出しています。

区分	使用料金(月額)	
	世帯割	人数割
一般家庭	2,100円	500円
事業所	2,100円	500円



交通・住宅・おくやみなど

市内の公共交通

問 企画課 ☎0297-21-2181

路線バス

市が運行(委託)するコミュニティバスのほか、民間のバス事業者3社が運行する路線バスがあります。

種別	運行区間・ルート	運行日	運行回数/日	運賃(一部条件あり)	運行事業者
コミュニティバス「坂東号」	坂東・水海道ルート	月～金	9回	100円 (未就学児・障がい者:無料)	＜委託先＞ 関東鉄道㈱ 守谷営業所 ☎0297-44-7190
	七郷・中川ルート	月・水・金	7回		
	長須・七重ルート	火・木・土	5回		
	矢作ルート	月～金 ※1	2回		
	半谷ルート	月～金 ※1	2回		
	観光周遊ルート	土・日	8回		
	守谷・坂東市内工業団地ライナー	月～金	3回	500円 (未就学児・障がい者:無料)	
茨城急行バス	野田市駅～愛宕駅～岩井車庫	毎日	32回	200～780円 (小学生・障がい者:半額、未就学児:無料)	茨城急行自動車㈱ 松伏営業所 ☎048-992-0031
関東鉄道バス	守谷駅西口～自然博物館入口～岩井バスターミナル(急行坂東号)	毎日	7～12回	190～770円 (小学生・障がい者:半額、未就学児:無料)	関東鉄道㈱ 守谷営業所 ☎0297-44-7190
	守谷駅西口～神田山～岩井バスターミナル(直行坂東号)	月～金 ※2	3回		
	守谷駅西口～ミュージアムパーク茨城県自然博物館	土・日・祝	6回		
昭和観光バス(巡回バス)	境ルート	月～金 ※2	4回	200円 (未就学児・障がい者:無料)	㈱昭和観光自動車 ☎0280-77-0308
	岩井ルート	月～金 ※2	4回		

※1 休校日は運休　※2 祝日は運休

路線バスの時刻表・路線図はこちら
※市役所でも配布しています

一般タクシー

民間のタクシー事業者5社が営業しています。

事業者	電話番号	所在地
岩井交通㈲	☎0297-35-0061	岩井4446-2
大久保タクシー㈲	☎0297-35-1031	岩井3322-1
大利根交通㈲	☎0297-35-0069	岩井4641
沓掛交通㈲	☎0297-44-2163	逆井2826-10
㈲ナガツマ交通	☎0297-38-1128	矢作105-5





デマンドタクシーの詳細はこちら

デマンドタクシー「らくらく」(予約制乗合タクシー)

予約に応じて、ご自宅等から目的地まで送迎する乗合タクシーを、市が運行(委託)しています。

※事前の利用登録が必要です。坂東市民であれば、どなたでも利用登録できます。利用登録は、市役所企画課およびさしま窓口センターで受け付けています。

種別	運行区域・運行先	運行日	運行時刻		運賃(一部条件あり)	利用方法
市内便	坂東市内全域 (自宅等 ⇔ 目的地)	月～土	8:00 9:00 10:00 11:00	13:00 14:00 15:00 16:00	300円 (小学生以下・障がい者:100円、3歳未満:無料)	①事前に市役所で利用登録する。 ②利用日の前日に、予約センター(下記)に電話で予約する。 【市内便】☎0297-38-0555 【市外便】☎0297-38-0033
市外便	坂東市内 ⇔ 茨城西南医療センター病院(境町)	月～金 (祝は運休)	市内発 7:45 9:15 11:45 14:45	病院発 － 10:45 12:30 15:45	1,200円 (小学生以下・障がい者:300円、3歳未満:無料)	

※路線バスとデマンドタクシーの年末年始等の運休情報については、各運行事業者または企画課へお問い合わせください。

犬や猫

問 生活環境課　☎0297-21-2189

飼い主のルールとマナー

飼い主は、周りに迷惑や危害を及ぼさない心くばりとしつけが大切です。ご近所の方すべてが、犬や猫の好きな方とは限りません。そんな方々からも理解を得られるよう、終生愛情と責任をもって飼いましょう。

犬の登録と狂犬病予防注射

家庭で飼われている生後91日以上のすべての犬は、生涯に1回の登録と毎年1回の狂犬病予防注射が義務づけられています。

狂犬病予防の集合注射を、毎年4月に実施しています。なお、集合注射実施日に都合の悪い方は、最寄りの動物病院で受けさせてください。

手数料

登録手数料	2,000円
注射済票交付手数料	350円

野犬の苦情

野犬がいてお困りの方は、茨城県動物指導センターに相談してください。また、市では野犬捕獲器を貸し出しています。貸し出しを希望される方は、生活環境課へお申し込みください。

茨城県動物指導センター

☎0296-72-1200

犬や猫が死亡したとき

概ね20kg未満の小動物の場合

市営斎場（小動物炉）で火葬ができます。

使用料は1頭当たり5,500円（税込み）、市外の方で、さしま環境管内の住民は、遺骨持ち帰り11,000円（税込み）遺骨持ち帰りなし5,500円（税込み）となります。電話予約をしたうえ、使用料を添えて生活環境課へお申し込みください。

20kgを超える動物の場合

さしま斎場をご利用ください。ご利用を希望される場合は、さしま斎場（☎0280-87-0619）に電話予約をしたうえ、さしま斎場で申請の手続をしてください。印鑑、犬の鑑札、住所等を確認できるもの（免許証など）が必要となります。

犬猫の避妊及び去勢手術補助金

犬猫の避妊・去勢手術に要する費用の一部を補助します。

補助額

手術に要した費用の2分の1以内とし、補助限度額は次のとおりです。

- 避妊手術　犬1頭　4,000円
  　猫1匹　3,000円
- 去勢手術　犬1頭　3,000円
  　猫1匹　2,000円

※予算がなくなり次第受付を終了します。
※当該年度1世帯当たり犬1頭、猫1匹までです。

土地取引の届出

土地を取引するとき（公拡法に基づく事前届出）

問 企画課　☎0297-21-2181

都市計画施設等の区域200㎡、それ以外の市街化区域5,000㎡以上の土地を有償で譲渡する場合には、譲渡予定日の3週間前までに市に届け出なければなりません。届出日から3週間以内に買取協議団体の有無が通知されますので、買取協議団体「有」の場合は、買取を希望する団体と買取協議を行っていただくことになります。

この協議が不成立になった以後でなければ、土地を譲渡（売買）することはできません。

土地を取引したとき（国土法に基づく事後届出）

問 企画課　☎0297-21-2181

市内にある市街化区域2,000㎡以上、または市街化調整区域5,000㎡以上の土地を取引したときは、契約締結日を含めて2週間以内に市に届け出なければなりません。届出が必要な土地取引とは、売買のみならず交換や譲渡担保、代物弁済などの権利移転も含まれます。

農地の転用

問 農業委員会　☎0297-21-2206

登記簿の登記地目および現況の地目が「農地」であるものを住宅、店舗、資材置き場、駐車場など農地以外の用途に使用する場合、農地法に基づく許可申請（届出）が必要になります。

土地利用

資材置場等を設置するときは

問 生活環境課　☎0297-21-2189

「坂東市資材置場等の土地利用に関する指導要綱」による、届出書の提出および関係法令等担当課との事前調整が必要になります。

※資材置場等：屋外において、土石、再生資源、土木建築資材、資機材、車両、車両に関する部品やその他の物件を堆積または保管する場所

道路

問 道路管理課　☎0297-21-2196

道路を使用するとき

合併浄化槽からの排水を側溝に流すときや宅地への出入口を設置する場合など、市道を占用するときは道路法に基づく許可等が必要となります。

建築

問 都市整備課　☎0297-21-2197

住宅などを建築するときは

建築基準法の規定により建築確認が必要となります。市街化区域の場合は、用途地域などによって、建築物の用途、建ぺい率、容積率、高さなどが制限されています。市街化調整区域の場合は、原則建築確認を受ける前に開発行為の許可等が必要となります。

開発行為の制限

市街化区域500㎡以上および市街化調整区域（面積にかかわらず）の土地を宅地に造成する場合などは、開発行為の許可が必要となります。

屋外広告物の許可

看板、広告塔、広告板などの屋外広告物を表示する際には、原則許可が必要となります。

許可には、有効期間（最長3年）があり、一度許可を受けた屋外広告物でも、引き続き表示する場合は、更新許可が必要となります。

市営住宅の申込み

問 管財課　☎0297-21-2179

市には、辺田山中住宅・藤田住宅・さしま住宅があります。入居者の募集は、広報・市ホームページなどによりご案内します。

入居資格

申込みは、次に掲げる要件をすべて備えている方に限ります。

①坂東市内に住所または勤務場所を有する方。
②現に同居しまたは同居しようとする親族がある方。（親族には、申込日から2か月以内に結婚し同居する方を含みます。）
③入居または同居しようとする親族が暴力団員でないこと。
④兄弟だけの申込みはできません。
⑤現在住宅に困っている方（持ち家のある方は申込みできません）。
⑥市税等を滞納していない方。
⑦世帯の収入の合計が基準内であること。
⑧3DKタイプは2人以上の世帯に限ります。
⑨自立して生活を営める方に限ります。
⑩その他、坂東市営住宅管理条例による。

斎場使用の申込み

問 生活環境課　☎0297-21-2189

市民課およびさしま窓口センターで、死亡届の受付と同時に、火葬許可の申請受け付けを行っています。告別式場などの利用を希望される場合は、申請を同時に行ってください。

受け付けは、土・日曜日、祝日でも行っています。

斎場

斎場名	所在地	電話番号
市営斎場	馬立1179	☎0297-35-9051
さしま斎場	境町長井戸1746	☎0280-87-0619



使用料

火葬場

区分	種別	単位	使用料	
			本市の住民	本市以外の住民
死体の火葬	13歳以上	1体	5,000円	50,000円
	13歳未満	1体	3,000円	30,000円
	死産児	1体	無料	15,000円
	身体の一部	1個	無料	15,000円
	改葬遺体	1体	無料	15,000円
汚物の焼却	胎盤、産じょく汚物の類	1個	無料	10,000円
小動物の火葬		1頭	5,500円	さしま環境管内の住民 遺骨あり 11,000円 遺骨なし 5,500円

告別式場等

区分	利用時間	使用料		超過料金（1時間ごと）	
		本市の住民	本市以外の住民	本市の住民	本市以外の住民
告別式場	3時間	22,000円	66,000円	5,500円	16,500円
霊安室	1棺 24時間ごと	無料	11,000円		

※さしま斎場についても、市営斎場と同じ扱いになります（差額分を市が負担します）。ただし、さしま斎場の待合室は有料になります。

おくやみ手続き一覧表

亡くなった方についての、主な手続きを記載しています。ご不明な点は、お問い合わせください。

項目	亡くなった方	主な手続き	担当課
年金	年金を受給している	未支給年金の請求	保険年金課 ☎0297-21-2187
	国民年金に加入したことがある	死亡一時金・遺族基礎年金・寡婦年金の請求	
後期高齢者医療	後期高齢者医療制度に加入している	●資格確認書の返還 ●葬祭費の申請 ●給付受領申請・保険料精算申出	
医療福祉	医療費助成制度（マル福・すこやか）を受けている	受給者証の返還	
	18歳未満のお子さんがいる	医療費助成制度の申請（ひとり親家庭になったとき）	
国民健康保険	国民健康保険に加入している（同世帯に国民健康保険加入者がいる世帯主）	●資格確認書・限度額認定証等の返還、世帯主の変更（国民健康保険税の変更を含む） ●葬祭費の申請 ●高額療養費の請求（該当者のみ）	
住民登録	印鑑登録をしている	印鑑登録証、市民カードの返納または破棄	市民課 ☎0297-21-2186
課税	個人住民税が課税されている	相続人代表者（納税通知書送付先）の指定	課税課 ☎0297-21-2213
	固定資産税が課税されている	相続人代表者（納税通知書送付先）の指定	
	未登記家屋を所有している	未登記家屋の所有者変更	
	原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車等を所有している	名義変更または廃車	
	排気量125cc超のバイク、軽自動車等を所有している	●納税通知書送付先の変更 ●名義変更または廃車（手続き：下記場所） バイク：茨城運輸支局土浦自動車検査登録事務所 軽自動車：軽自動車検査協会茨城事務所土浦支所	
収納	市税等の口座振替をしている	振替口座変更の届出	収納課 ☎0297-21-2208

項目	亡くなった方	主な手続き	担当課
こども	認定こども園等に入所しているお子さんがいる	支給認定証変更の届出	こども課 ☎0297-21-2191
	児童手当の受給者または支給対象児である	受給者変更または消滅もしくは額改定の届出	
	児童扶養手当の受給者または支給対象児である	受給者変更または消滅もしくは額改定の届出	
	18歳未満のお子さんがいる	●児童扶養手当の申請（ひとり親家庭になったとき） ●母子家庭等児童学資金または交通遺児学資金の申請（小学校児童・中学校生徒がいる）	
介護福祉	65歳以上または要介護認定を受けている	介護保険被保険者証の返還	介護福祉課 ☎0297-21-2193
社会福祉	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証・障害福祉サービス受給者証を持っている	手帳・受給者証の返還	社会福祉課 ☎0297-21-2190
	指定難病特定医療費受給者証・小児慢性特定疾病医療受給者証を持っている	受給者証の返還	
	障がい等を事由とする手当を受けている	受給者変更または喪失の届出	
上水道	上水道を使用している	給水装置の所有者、使用者変更の届出	上下水道課 ☎0297-35-2114（上水道） ☎0297-21-2198（下水道）
下水道	農業集落排水を使用している	使用人数変更の届出	
生活環境	犬の飼い主として登録している	飼い主変更の届出	生活環境課 ☎0297-21-2189
	墓地管理者になっている	墓地管理者変更の届出	
	浄化槽の管理者になっている	管理者変更の届出	
農業委員会	農地を所有している	権利取得（相続）の届出	農業委員会事務局 ☎0297-21-2206
	農業者年金に加入している	死亡関係の届出（提出先：JA（農業協同組合））	
住宅	市営住宅に入居している	異動または承継または返還の届出	管財課 ☎0297-21-2179

おくやみ窓口

問 市民課 ☎0297-21-2186

ご遺族の方の負担や不安を軽減するため、故人の方に関する市役所での手続きを、移動することなくワンストップで完了できます。

利用できる方

亡くなられたときに、坂東市に住民登録があった方のご遺族

場所

市役所1階　おくやみ窓口

受付時間

月～金曜日（祝日、年末年始を除く）　9:00～11:00、13:00～16:00



おくやみハンドブック

ご家族やご親族が亡くなられたときに、市役所を中心とした諸手続きについて、少しでも分かりやすく進めていただけるよう作成しました。

◀ウェブ版はこちらから

情報公開・広報広聴・市民協働

情報公開

問 総務課　☎0297-21-2178

情報公開制度

公正で透明な市政を推進するため、市が保有している情報（公文書）を皆さんからの請求によって開示する制度です。市民に限らずだれでも請求することができます。

開示の対象となる情報

実施機関の職員が職務上作成したり集めたりした文書、図画、写真、磁気的記録などで、実施機関が管理しているものです。（決裁手続きの終了しているもの）

実施機関とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会および議会をいいます。

開示しないことができる情報

①法令、条例で公にすることができないとされる情報
②個人に関する情報
③法人等の正当な利益を損なう情報
④人の生命、身体等の保護、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報
⑤国等との協力関係または信頼関係を害するおそれのある情報
⑥市または国等との審議、検討または協議等に支障が生じると認められる情報

個人情報保護

問 総務課　☎0297-21-2178

個人情報保護制度

市の保有する個人情報の適正な取扱いを定め保護するとともに、自ら自己の個人情報の閲覧等が請求できる権利を保障することにより、公正で開かれた市政を推進することを目的としています。

個人情報とは

市の管理する個人に関する情報で、それによってだれかが特定される情報をいいます。例えば、氏名と住所などによりその情報がだれに関するものか明確な場合または氏名などの記録がなくてもその記録の内容から推察し、ほかの情報と結びつけることによって間接的にだれに関するものか特定できる場合は「個人情報」となります。

具体的な保護対策

①個人情報取扱事務の登録
②収集の制限
③利用および提供の制限
④適正管理

開示請求

実施機関が保有する本人の個人情報の開示を請求することができます。

訂正請求

実施機関が保有する本人の個人情報について、事実と異なると思われる場合に、個人情報の訂正を請求することができます。

利用停止請求

実施機関が保有する本人の個人情報について、法律に反した取扱いがされていると思われる場合に、個人情報の利用停止を請求することができます。

シティプロモーション

問 秘書広報課　☎0297-20-8265

地域のブランドイメージ向上、観光客・移住者の誘致など交流人口の増加、地域経済の活性化などを目的に、地域の魅力を市内外に発信しています。

広報

問 秘書広報課　☎0297-20-8265

広報ばんどう

行政情報や市の話題などを掲載する「広報ばんどう」は毎月第3木曜日、行事案内などを掲載する「広報ばんどうお知らせ版」は毎月第1・3木曜日に発行し、各地区の区長さん、班長さんを通して各家庭にお届けしているほか、市ホームページにも掲載しています。

そのほか、市役所、公民館、体育館、図書館、郵便局、コンビニエンスストア、スーパーマーケットなどにも設置していますので、ご利用ください。

また、目の不自由な方のために広報紙の内容をCDに録音し、図書館で貸し出しています。

さらに、スマートフォンアプリ「マチイロ」や、インターネット上で広報紙の情報を閲覧できるサイト「イバラキイーブックス」「マイ広報紙」でも、広報ばんどうをご覧いただけます。

ホームページ

市からの最新情報をはじめ、市紹介や施設案内のほか、くらしの情報・教育・福祉などの行政情報をお知らせしています。

LINE

イベント・観光情報や防災・災害に関する情報などを、リアルタイムで配信しています。
登録は、LINEアプリのID検索で「@bando-city」を検索するか、二次元コードを読み取ってください。

フェイスブック

ホームページと連携して、イベント情報などを配信しています。

情報メール一斉配信サービス

パソコン・スマートフォン・携帯電話のメールアドレスを登録していただいた方に、市からの情報をメールで配信しています。「イベント・行政情報」「子育て情報」「幼・小・中学校情報」「災害情報等」「選挙情報」の5つの中から欲しい情報を選択できます。

Instagram

市の魅力を写真や動画で配信しています。

ばんどう政策特集

問 企画課　0297-21-2181

市が取り組んでいるさまざまな政策をお知らせする「ばんどう政策特集」を年1回発行しています。「広報ばんどう」と同様に配布や設置をしています。

広聴

問 秘書広報課　0297-20-8265

市民の声

市政に関する意見、要望、提案などを受け付けています。広報紙に刷り込まれた封筒を切り取って郵送いただくほか、Eメールでも受け付けています。お寄せいただいたご意見等には回答書を送付しますので、必ず住所・氏名・電話番号を記入してください。

自治組織

問 総務課　0297-21-2178

市では、市内を155の行政区に分けて、市から発信する必要な文書や情報は、区長さん、班長さんを通してお届けするシステムを採用しています。
自治組織は、地域の皆さんが快適な市民生活を送るため、ごみ集積所や地域の清掃、住民同士のふれあいの場づくり等を自主的に行っている大切な組織です。
新しく坂東市に住まわれた方や未加入の方は、行政区組織に加入しましょう。加入するときは、あなたのお住まいの行政区の区長さんまたは班長さんにお申し出ください。

市民協働

問 市民協働課　0297-21-2183

まちづくり出前講座

市民の皆さんと行政が力をあわせ、市民一人ひとりが生き生きと暮らす、豊かで住みよいまちづくりを推進するために「坂東市まちづくり出前講座」を実施しています。
出前講座は、皆さんの要請に応じて市の職員が講師として、それぞれの学習の場に出向く制度です。皆さんが知りたいこと、聞きたいことを気軽に学べるよう各種メニューをご用意していますので、サークル、企業の学習会、学校の授業、子ども会、PTA活動などにご利用ください。

坂東市いい夫婦の日

男女が対等なパートナーとして、夫婦のきずなおよび人格を高めてより良い家庭環境を築き、男女共同参画社会の実現を目指すため、坂東市いい夫婦の日を11月22日としています。

男女共同参画とは

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいいます。

市民協働のまちづくりとは

市民の皆さんと行政が共に手を取り合い、共通の目標を達成するためのひとつの手段です。市民、市民団体、住民自治組織、企業、事業者等と市役所が、力を合わせ「まちづくり」に取り組むことです。

ダイバーシティとは

ダイバーシティ（Diversity）とは、「多様性」を意味する言葉で、性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会といいます。

生涯学習・スポーツ施設

生涯学習

問 生涯学習課　0297-21-2204

生涯学習の普及・振興を図り、市民および地域の交流を深めながら心の豊かさや文化の香りに満ちたまちづくりを推進しています。

生涯学習事業

学習内容の充実と環境整備に努め、生涯学習社会の形成に向けての普及・振興を図っています。

- 成人教育
- 家庭教育
- 講師登録の推進
- 生涯学習啓発イベント
- 生涯学習情報提供

青少年育成事業

青少年を健全に育成するため、関係諸機関や地域が一体となり環境づくりを推進しています。

- 青少年教育
- 青少年相談員事業
- 放課後子ども教室

文化・文化財事業

文化団体等の育成に努め、市民の文化意識の高揚を図っています。また、文化財の保護・保全に努め、その周知・啓発を推進しています。

- 文化事業
- 文化財保護事業
- 逆井城跡公園管理

体育施設

問 スポーツ振興課（坂東市LIXIL総合体育館内）　0297-35-1711

体育施設

名称	施設
坂東市ＬＩＸＩＬ総合体育館	主競技場、卓球場、武道場、トレーニング室
八坂公園	陸上競技場、プール
岩井球場	野球場
岩井テニスコート	テニスコート
緑のスポーツ広場	サッカー場、フットサル場、スケートボードパーク、多目的グラウンド
宝堀運動公園	野球場
馬立運動公園	ソフトボール場
猿島体育館	主競技場
坂東市猿島前山記念武道館	剣道場、柔道場
坂東市立ポニーリーグ猿島球場	野球場
生子運動公園	野球場、サッカー場、テニスコート、健康遊歩道
内野山運動公園	野球場、ゲートボール場、健康遊歩道
沓掛球場	野球場
幸神平公園	テニスコート
創造の池多目的広場	サッカー場

休館日

月曜日（祝日の場合は翌平日）
祝日の翌平日
年末年始（12月28日～1月4日）

使用料

施設ごとに異なりますので、お問い合わせください。

その他

八坂公園陸上競技場、八坂公園プールについては、都市整備課☎0297-21-2197までお問い合わせください。

学校体育施設開放事業

市民のスポーツ・レクリエーション活動の場として、さらに継続的、組織的、計画的にスポーツ等の活動をするスポーツグループを育て、市の社会体育の振興を図るため、小中学校体育施設を開放しています。

スポーツ大会・講座の開催

市民の健康増進と体力向上を図るとともに、日頃の練習の成果を発揮するスポーツ大会を開催しています。また、スポーツ講座を開催することにより、将来継続して実施できる程度の技術の向上と競技人口の増大を図り、生涯にわたって健康で充実した生活を送れるようスポーツを推進しています。スポーツ講座の募集は、4月に市民講座の募集と同時に行います。

また、11月に日本陸上競技連盟公認の「坂東市将門ハーフマラソン大会」を開催しています。

市内のスポーツ団体

坂東市スポーツ協会は、体育・スポーツ・レクリエーションの普及・振興を図り、市民の体力と健康の保持増進に努め、生きがいと活力のある明るく住みよい豊かなまちづくりに寄与することを目的に活動する団体です。傘下にはスポーツ少年団・小中学校体育連盟・総合型地域スポーツクラブのほかに、21の専門競技部が活動しています。

公民館

問 坂東市立岩井公民館風の砦　☎0297-35-8800
猿島公民館　☎0297-44-3154／☎0280-88-0835
神大実分館　☎0297-30-1800

市民の皆さんが、趣味と生きがいづくりを目的に、楽しみながら学べる講座や教室を開催しています。
市民講座の募集は、4月にスポーツ教室の募集と同時に行います。公民館講座の募集は広報紙等でお知らせします。

公民館

名称	施設
坂東市立岩井公民館風の砦	研修室、会議室、視聴覚室、調理室、創作室、和室
猿島公民館	講堂、和室、研修室、会議室、音楽室、創作室、調理室、視聴覚室、学習室
神大実分館	多目的室、調理室、和室

開館時間
9:00～21:30

休館日
月曜日（祝日の場合は翌日）、年末年始（12月28日～1月4日）、そのほか臨時に休館することがあります。

使用料
施設ごとに異なりますので、お問い合わせください。

ベルフォーレ

問 市民音楽ホール　☎0297-36-1100
岩井図書館　☎0297-36-1300

総合文化ホール「ベルフォーレ」は、市民音楽ホール、岩井図書館、アトリウムからなる複合施設です。

市民音楽ホール

問 市民音楽ホール　☎0297-36-1100

市民音楽ホールは、ベルフォーレ内に岩井図書館と併設されています。各種コンサートなど、芸術鑑賞事業を開催するとともに、地域の文化・芸術活動の拠点となっています。

施設内容
ホール、楽屋、練習室、リハーサル室、アトリウム

開館時間
9:00～22:00
※施設の利用がない場合は、17:00に閉館します。

休館日
月曜日（祝日の場合は翌平日）、祝日の翌平日、年末年始（12月28日～1月4日）

使用料
施設ごとに異なりますので、お問い合わせください。

図書館

問 岩井図書館　☎0297-36-1300
猿島図書館　☎0297-44-0055
☎0280-88-8700

坂東市には、岩井図書館（ベルフォーレ内）と猿島図書館（坂東郷土館ミューズ内）があります。館内には、新聞、雑誌、絵本から郷土に関する資料まで、さまざまな本と、ビデオ、DVD、CDなどの視聴覚資料が豊富にそろっています。読書案内や調べ物のお手伝いもしています。おはなし会や映画会などの催し物も豊富です。

開館時間
火曜～金曜　10:00～18:30
土・日・祝日　10:00～17:00

休館日
月曜日（祝日の場合は翌日）、祝日の翌日（この日が祝日である場合を除く）、資料整理日、特別整理期間、年末年始（12月28日～1月4日）

蔵書検索
● インターネット・スマートフォン用アドレス
https://www.im.licsre-saas.jp/bando/webopac/index.do

坂東郷土館ミューズ

問 猿島図書館・資料館　☎0297-44-0055
☎0280-88-8700

坂東郷土館ミューズは、図書館、資料館、天体観測ドームからなる複合施設です。

資料館

問 資料館　☎0297-44-0055
☎0280-88-8700

資料館は、坂東郷土館ミューズ内にある施設です。本市出身の洋画家・二世五姓田芳柳をはじめ、茨城県ゆかりの作家の美術品や歴史・民俗資料を収蔵し、趣向を凝らした企画展を開催しています。

施設内容
常設展示室、企画展示室、ギャラリー、天体観測室（クーデ式天体望遠鏡）

開館時間
平日　10:00～18:30
土・日曜日、祝日　10:00～17:00

休館日
月曜日（祝日の場合は翌平日）、祝日の翌平日、年末年始（12月28日～1月4日）

清水丘診療所

坂東市と古河市で組織する清水丘診療所事務組合が運営する医療機関です。

診療時間

8:30～11:30、13:00～16:30
土・日・金曜日の午後は休診

電話番号

0280-88-1014

福祉センター

問 岩井福祉センター　0297-36-1901
猿島福祉センター　0297-44-2943
0280-88-1000

名称	施設
岩井福祉センター「夢積館」	和室、創作室、会議室、ふれあい広場

開館時間

会議室等　9:00～20:00

休館日

土・日・月曜日（祝日の場合は翌日）、年末年始（12月28日～1月4日）

名称	施設
猿島福祉センター「ほほえみ」	一般浴室（大浴場）、研修室、調理室

開館時間

会議室等　9:00～20:00
一般浴室　11:00～17:00（最終入館16:00）

休館日

会議室等　月曜日（祝日の場合は翌日）、年末年始（12月28日～1月4日）
一般浴室　土・日・月曜日（祝日の場合は翌日）、年末年始（12月28日～1月4日）

使用料

施設ごとに異なりますので、各福祉センターまでお問い合わせください。

八坂公園プール

問 都市整備課　0297-21-2197

恐竜のすべり台がある楽しいわんぱくプールのほか、幼児プール、50mプールもあります。スポーツ・レクリエーション活動の場としてご利用ください。

開設期間

毎年7月第1土曜日～8月末日まで（臨時に変更することがあります）

開場時間

9:00～17:00（入場は16:00まで）

休園日

月曜日（祝日の場合は翌平日）

入場料金

利用区分	市内の方	市外の方
大人	350円	700円
中学生以下	150円	250円

1歳未満は無料

さしま健康交流センター遊楽里（ゆらり）

問 0297-20-9822

浴場（寺久の湯）をはじめクリーンセンターで発生する余熱を有効利用した温水プールやトレーニングジムを備えた健康増進施設です。

所在地

寺久1290

施設内容

浴場（内湯、炭酸泉、露天風呂、ジャグジー、サウナ）、プール（20m、キッズ、ジャグジー）、大広間、トレーニングジム（エアロバイク、ロードランナー）、スタジオ、食堂、売店、会議室

開館時間

火曜～土曜：10:00～21:30
日曜・祝日　：10:00～21:00

休館日

月曜日（祝日の場合は翌日）

使用料

施設ごとに異なりますので、お問い合わせください。

生子菅地区農業構造改善センター

問 農業政策課　0297-21-2194

所在地

生子新田879-1

施設内容

多目的ホール、和室、研修室、調理実習室

使用料

施設ごとに異なりますので、お問い合わせください。

農産物直売所

坂東市農産物直売所　めぐみの里さしま

沓掛4129番地　0297-44-0530

坂東市産業経済交流施設　坂東将門の里

長須9621番地1　0297-44-7321

公共施設ガイド

市役所

名称	住所	電話番号
坂東市役所	岩井4365	0297-35-2121 0280-88-0111
さしま窓口センター	山2721	0297-35-2121 0280-88-0111

福祉・健康関係

名称	住所	電話番号
福祉事務所	岩井4365	0297-35-2121 0280-88-0111
岩井福祉センター夢積館	辺田48	0297-36-1901
猿島福祉センター ほほえみ	山2721	0297-44-2943 0280-88-1000
岩井保健センター	弓田2145-1	0297-35-3121 (健康づくり推進課)
猿島保健センター	山2717-1	
児童福祉センター	岩井4326-1	0297-35-8844
こども発達センター	山2717-1	0297-44-3907 0280-88-0100
坂東市社会福祉協議会 本所	辺田48	0297-35-4811
坂東市社会福祉協議会 支所	山2721	0297-44-2943 0280-88-1000
坂東市シルバー人材 センター	辺田48	0297-35-6405
さしま健康交流センター 遊楽里	寺久1290	0297-20-9822

浄水場・浄化センター・環境センター・斎場

名称	住所	電話番号
岩井浄水場	鵠戸421-2	0297-35-2114 0297-21-2198 (上下水道課)
猿島浄水場	山469-1	
岩井浄化センター	小山1820	
さしまクリーンセンター 寺久	寺久1353-1	0297-20-9977
市営斎場	馬立1179	0297-35-9051
さしま斎場	境町長井戸 1746	0280-87-0619

保育・教育施設関係

名称	住所	電話番号
認定こども園あかつき 保育園	大谷口1037	0297-38-0101
認定こども園岩井保育園	岩井2720-8	0297-35-1555
認定こども園小山保育園	小山123	0297-38-1171
認定こども園さしま 保育園	生子2220	0280-88-7505
認定こども園サンキッズ	岩井4678-3	0297-35-0334
認定こども園すずのき 保育園	長須3746	0297-35-4501
認定こども園若草明徳 保育園	逆井3503-14	0280-88-8000
認定こども園ひまわり	辺田1188-3	0297-44-8555
認定こども園ふたば	岩井2211-25	0297-38-7654
夢遊児園	辺田976-14	0297-35-1149
七星	沓掛4484-3	0297-44-0028
家庭的保育園バンビ	小山972	0297-38-2316
小山保育園 ひよこ教室	小山224-1	0297-38-1171
若草明徳幼稚園	逆井3503-10	0280-88-1919

小学校

名称	住所	電話番号
岩井第一小学校	岩井2029-1	0297-35-0019
岩井第二小学校	辺田1172-7	0297-35-6524
弓馬田小学校	馬立30-1	0297-35-1351
飯島小学校	幸田新田 1468-1	0297-35-3764
神大実小学校	猫実805	0297-39-2311
七郷小学校	矢作87-1	0297-38-2436
中川小学校	小山108	0297-38-2449
長須小学校	長須1243	0297-35-5518
七重小学校	借宿683-2	0297-34-2301
生子菅小学校	生子2219	0280-88-0001
逆井山小学校	逆井1825-30	0280-88-1527
沓掛小学校	沓掛3775	0297-44-2016
内野山小学校	内野山849	0297-44-3159

中学校

名称	住所	電話番号
岩井中学校	上出島1053	0297-34-3141
東中学校	猫実1093-2	0297-39-2313
南中学校	矢作326	0297-38-2602
猿島中学校	山2807	0280-88-0907 0297-44-3211

高校

名称	住所	電話番号
坂東清風高等学校	岩井4319-1	0297-35-1667

大学校

名称	住所	電話番号
農業大学校園芸部	岩井5205-3	0297-34-2141

学校施設

名称	住所	電話番号
岩井学校給食センター	神田山3062-6	0297-36-8888
猿島学校給食センター	逆井1824-1	0280-88-0268
教育支援センターひばり	岩井3108	0297-20-8380
教育支援センターちゃのはな	山2730	0280-23-1120

公民館・コミュニティセンター・集会施設

名称	住所	電話番号
坂東市立岩井公民館 風の砦	岩井3108	0297-35-8800
猿島公民館	山2730	0280-88-0835 0297-44-3154
岩井公民館神大実分館	猫実794-2	0297-30-1800
飯島コミュニティ センターいなほの里	大口新田50	0297-35-8800 （岩井公民館内）
馬立コミュニティ センターふれあい館	馬立680	
新町コミュニティ センターホロニック	岩井4624-8	
莚打コミュニティ センター芽吹の郷	莚打711-1	
七郷コミュニティ センターみどりのさと	矢作90-1	
生子菅地区農業構造改善 センター	生子新田879-1	0280-88-0900

教育・文化・観光施設

名称	住所	電話番号
市民音楽ホール	岩井5082	0297-36-1100
岩井図書館	岩井5082	0297-36-1300
猿島図書館	山2726	0280-88-8700 0297-44-0055
資料館	山2726	0280-88-8700 0297-44-0055
観光交流センター秀緑	岩井3351	0297-35-0002
農産物直売所めぐみの里 さしま	沓掛4129	0297-44-0530
坂東将門の里	長須9621-1	0297-44-7321
ミュージアムパーク 茨城県自然博物館	大崎700	0297-38-2000

体育施設・公園

名称	住所	電話番号
坂東市ＬＩＸＩＬ 総合体育館	岩井3086	0297-35-1711
猿島体育館	山2724	0280-88-0596
坂東市猿島前山記念武道館	山2724	0280-88-0596
岩井球場	鵠戸255	0297-35-1716
坂東市立ポニーリーグ 猿島球場	生子新田804	0280-88-1160
沓掛球場	沓掛6083	－
岩井テニスコート	鵠戸268	0297-35-1711
生子テニスコート	生子新田884-1	－
宝堀運動公園	神田山2137-1	－
馬立運動公園	馬立1185	－
内野山運動公園	内野山854-1	－
坂東市グラウンドゴルフ場	駒跼903-1	－
緑のスポーツ広場	鵠戸1-1	－
八坂公園	岩井3162-3	－
八坂公園プール	岩井3162-3	－
幸神平公園	幸神平34	－
創造の池多目的広場	幸神平45	－
逆井城跡公園	逆井1262	－
生子運動公園	生子新田884-1	－
坂東市逆井前山公園	逆井2845-3	－
しど谷津公園	沓掛2487	－
八坂水生公園	鵠戸15-1	－
ぼうけん広場	辺田1516-60	－
坂東インター前山公園	緑の里123	－
坂東インター東1号公園	緑の里100	－
坂東インター東2号公園	緑の里106	－
坂東インター中央公園	緑の里109	－
坂東インター南公園	緑の里110	－
坂東インター みはらしヶ丘公園	緑の里115	－
坂東インター西公園	緑の里116、 118	－
(仮称)桜の里山公園	弓田1255-2	－
中央児童公園	岩井4323-1	－

議会・選挙

議会

問 議会事務局　☎0297-21-2199

市議会

市議会は、選挙で選ばれた市民の代表者である議員によって構成され、条例の制定・改廃をはじめ、市政の重要案件を審議・決定する議決機関です。

坂東市議会は平成31年1月1日から通年会期制を導入しており、定例的に開く「定例会議」と、必要に応じて開く「随時会議」があります。定例会議は、年4回（3月・6月・9月・12月）開くことが条例で定められています。

議会の会議には、本会議と委員会があり、本会議は、全議員が出席して市政全般に関わる議案等を審議し、市議会として意思決定を行う場です。委員会は、少数議員で特定の分野について専門的・効率的に調査・審査を行う場です。委員会には、部門ごとの常任委員会と、特別な事案だけに限って設置される特別委員会があります。

議会の傍聴

議会本会議は、どなたでも傍聴することができます。傍聴を希望する方は、本会議当日に4階議会事務局窓口へお越しください。

なお、議会の日程については、市議会のホームページなどでお知らせします。

議会への請願・陳情

どなたでも、市の行政などについて要望や意見などを「請願」・「陳情」として文書で市議会に提出することができます。

請願は、1人以上の紹介議員が必要ですが、陳情には紹介議員は必要ありません。

「請願書」・「陳情書」には、趣旨、提出年月日、請願・陳情者の住所、氏名（団体および法人の場合は名称・代表者の氏名）を署名または記名および押印し、議長宛に提出してください。

議長が、要件を満たしていると認めるものについては、所管の常任委員会などで審査し、本会議において採決されます。

提出方法や様式などについては、市議会のホームページをご覧いただくか、お問い合わせください。

選挙

問 選挙管理委員会（総務課内）　☎0297-21-2178

選挙管理委員会

委員長1人と委員3人で構成する行政委員会で、各種選挙の管理執行をはじめ、選挙人名簿の調製、市民の政治意識の向上等にかかる事務を行っています。

選挙

満18歳以上の日本国民で、選挙人名簿に登録されている人は、衆議院議員、参議院議員、県知事、県議会議員、市長、市議会議員などの選挙ができます。

投票所や投票時間などは、選挙のあるたびに広報紙などでお知らせします。

選挙人名簿

住民基本台帳に登録された満18歳以上で、坂東市に引き続き3か月以上住所のある人を、毎年3・6・9・12月の定時登録と選挙時に登録します。

期日前投票

投票日当日に、仕事などの理由で投票所に行くことができない人は、選挙の公示または告示日の翌日から投票日の前日までの間に、期日前投票所で投票することができます。

なお、疾病・負傷などで、次の不在者投票指定施設に入院中の人は、施設内において不在者投票ができます。また、市外にも指定施設があります。

市内の不在者投票指定施設

病院：木根淵外科胃腸科病院、ホスピタル坂東
介護老人保健施設：きねぶち、寿桂苑、
特別養護老人ホーム：長寿の里、ハートフル広命、恵愛荘、延寿館

郵便等投票（郵便等による不在者投票）

身体に重度の障がいのある方や、介護保険の被保険者証に要介護状態区分が「要介護5」と記載されている方が、事前に申請をすることにより自宅等で投票できる制度です。

重度の障がいに該当するかどうかは、身体障害者手帳や戦傷病者手帳に記載されている障がいの種類や程度により決まります。

困ったとき

休日診療当番（医）病院

問 健康づくり推進課　☎0297-35-3121

市内の医療機関が当番制で、祝日や年末年始などに休日診療を行っています。休日診療当番病（医）院は、保健事業予定表や広報ばんどうお知らせ版、市ホームページでお知らせしています。

診療時間

9:00～17:00

小児救急当番医

問 健康づくり推進課　☎0297-35-3121

休日や夜間における小児救急患者に対応するため、病院が輪番（交替）制で救急医療を行っています。対象は14歳以下の小児です。小児救急当番医は、広報ばんどうお知らせ版、市ホームページでお知らせしています。

実施病院

茨城西南医療センター病院（境町）	☎0280-87-8111
友愛記念病院（古河市）	☎0280-97-3000
古河赤十字病院（古河市）	☎0280-23-7111
古河総合病院（古河市）	☎0280-47-1010

診療日時

月～土曜日　18:00～23:00
日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
9:00～16:00

茨城救急電話相談

問 健康づくり推進課　☎0297-35-3121

急な病気やけがで救急要請の要否や、すぐに医療機関を受診した方が良いのかといった判断に迷った際に、ご利用ください。いつでも医師や看護師等の専門家から電話でアドバイスを受けることができます。
※相談は無料。通信料は利用者負担となります。

おとな救急電話相談

365日　24時間対応
#7119
（プッシュ回線の固定電話・携帯電話から、局番なし）
☎**050-5445-2856**（全ての電話から）

子ども救急電話相談

365日　24時間対応
#8000
（プッシュ回線の固定電話・携帯電話から、局番なし）
☎**050-5445-2856**（全ての電話から）



Resident Registration for Foreign Citizens〈外国人の住民登録〉

inquiry Citizen Division
0297-21-2186

Under the Basic Resident Register System, if a foreign resident moves to a different city, he/ she must report his/her move out to the former city office, while he/ she must report his/her move in to the city where his/her new residence is located.

Note: The Basic Resident Registration System only apply to the "Foreign residents" who have "mid-to-long term residents" residing in Japan or "special permanent residents" who have their own addresses within a specific city.
(People who stay in Japan with a status of residence of "temporary visitor" and people who have permission to stay "3 months" or less are exempted.)

Please note

- When you report your move out to your city, the city office is to issue you a "Move out Certificate". If you move to a different city, you are to bring the "Move out Certificate" to your city office and report your move in within fourteen (14) days after you have settled in a residence at a new address in the city.
- If you change address within the same city, you must notify your city of the change of address.
- If you leave Japan to live abroad, you must report your move out to your city.
- When you report your move in or move out, please bring either your residence card or special permanent resident certificate (or previous foreign registration certificate).

※In the case of the above, if a foreign resident is newly added to a family whose householder is also a foreign resident, please note that original document and translation (for example a certificate of acceptance of marriage notification etc. issued by municipal authority in Japan) proving that person's relationship with the householder are required.

Bando city homepage for Multilingual

Daily Life〈日常生活〉

Water Supply〈水道〉

inquiry Water Supply & Sewage Division
0297-35-2114／0297-21-2198

Please call Water Supply & Sewage Division when you need to have water supplied, or to discontinue water use.

Sewage〈下水〉

inquiry Water Supply & Sewage Division
0297-35-2114／0297-21-2198

Please call Water Supply & Sewage Division when you need to use, or to discontinue sewage use.

Garbage Collection Service〈ごみ収集〉

inquiry Consumer & Environment Protection Division
0297-21-2189

Make sure everyone observes the rules and sorts out their garbage correctly. Please put garbage at the garbage collection site from 6:00am to 8:00am on the collection day.
Do not leave garbage the night before the collection day to prevent mess caused by animals, such as crows.
When disposing garbage, please be sure to use transparent plastic bag. (Maximum length=80cm.)
1.Burnable Garbage
2.Non-burnable Garbage
3.Oversized Garbage (50cm or more and 2m or less)
4.Hazardous Garbage
5.Recyclable Items

Household Garbage Collection Schedule

Area	Burnable Garbage	No garbage collection service on holidays		
		Non-burnable Garbage Oversized Garbage Hazardous Garbage	Cans Used Paper Clothes	Glass Bottles Plastic Bottles
Sashima.Iwai	Tue.Fri	Wed	Mon	Thu
Yumata.Nagasu.Nanae	Mon.Thu	Wed	Fri	Tue
Iijima.Kamiomi.Nanagou.Nakagawa	Mon.Thu	Wed	Tue	Fri

Consumer Affairs Center〈消費生活センター〉

inquiry Bando City Consumer Affairs Center
0297-36-2035

Consultation services relating to complaints about goods and services, from 9:00am to 4:00pm. Monday through Friday.

Health〈健康〉

inquiry Health Promotion Division
0297-35-3121

Health Consultation〈健康相談〉

Citizen health checkups and consultations are provided throughout the city.
Please call Health Promotion Division for inquiry.

Maternal and Child Health Handbook〈母子健康手帳〉

The city issues maternal and child health handbook for pregnant women by interviewing and consulting individually about their health during pregnancy. We issue them in the Health Promotion Division.

Culture〈文化〉

Library〈図書館〉

Facility	Address	Telephone
Iwai Library	5082 iwai	0297-36-1300
Sashima Library	2726 yama	0297-44-0055 0280-88-8700

Open:10:00am-6:30pm (Until 5:00pm on Saturdays and national holidays)
Closed:Mondays (the following day if a national holiday falls on a Monday),the day following national holidays,December28th-January4th

Civic Music Hall〈市民音楽ホール〉

Address	Telephone
5082 iwai	0297-36-1100

Open:9:00am-10:00pm
Closed:Mondays (the following day if a national holiday falls on a Monday),the day following national holidays,December28th-January4th

Museum〈資料館〉

Address	Telephone
2726yama	0297-44-0055 0280-88-8700

Open:10:00am-6:30pm (Until 5:00pm. on Saturdays and Sundays and national holidays)
Closed:Mondays (the following day if a national holiday falls on a Monday),the day following national holidays,December28th-January4th

Sports Facilities〈体育施設〉

inquiry Sports Promotion Division
0297-35-1711

Facility
General Gymnasium.Yasaka Park.Iwai Baseball Ground.Iwai Tennis Courts.Green Sports Field.Houhori Sports Park.Matate Sports Park Bando City Ground Golf Field.Sashima Gymnasium.Sashima Martial arts Hall.Sashima Baseball Stadium.Oigo Sports Park. Uchinoyama Sports Park.Kutsukake Baseball Stadium. Koushindaira Park. Sozo-no-ike Multipurpose Field

Disaster Preparedness 〈災害に備えて〉

inquiry Transportation and Disaster prevention Division
0297-21-2180

Japan is subject to frequent natural disasters such as earthquakes, typhoons or floods.
We should prepare for such an event to minimize damage.
※ Please contact the Transportation and Disaster Prevention Division if you are unsure about the disaster prevention measures.

1 When an earthquake occurs.

When an earthquake occurs, it is important for each person to stay calm in order to minimize possible damage and injuries.

①It is important to be prepared.

- Confirm the evacuation routes from home.
- Secure tall and heavy furniture to prevent them from collapsing and make your home safe.
- Place a fire extinguisher in the kitchen.
- Place flashlights, slippers, and thick cotton gloves in all rooms.

②What to do when an earthquake occurs

- Hide under a sturdy table to protect yourself, or use a bag or hand luggage to protect your head.
- Secure escape routes by opening doors and windows.
- Once the tremor stops, turn off all electrical and gas appliances.
- Act calmly. Do not rush outside in a panic.
- When evacuating, work together and help each other.
- Take proper action based on accurate information.

2 When Rivers Overflow

When the water of the Tone River, or other rivers, rises to dangerous levels due to heavy rains or a typhoon, the city will issue evacuation alerts in 3stages.

①When to evacuate

※Terms of Evacuation Information

Alert Level	Evacuation Information	Status, Action You Need to Take
5	Emergency Safety Measures	A life-threatening situation in which you can no longer safely evacuate.
	～<Be sure to evacuate by Alert Level 4!>～	
4	Evacuation Instruction	All residents should evacuate from affected areas.
3	Evacuation of the Elderly, Etc.	Elderly people, those with disabilities, and others who may need more time to evacuate should evacuate from affected areas.

②Be prepared to take the following actions!

- Evacuate immediately if you feel in danger, even if evacuation information is not issued.
- Evacuate in comfortable clothing to move in. Wear sneakers rather than rain boots.
- If possible, help others evacuate.
- Use the safest evacuation route possible.
- Sometimes, it is safe to move to the second floor or up, and if necessary, to the roof. If the water is at your knee-deep level, do not rush to evacuate, but wait for help to arrive.

3 Disaster preparedness in daily life

①Prepare emergency supplies

☐ Valuables	☐ Cash, passbooks, Inkan(seal), driver's license, health insurance card
☐ Emergency food and water	☐ Canned food, chocolate, biscuits, Drinking water etc.
☐ First aid kit and hygiene items	☐ Basic First-aid kit with such as gauze, soap, bandages, cold medicine, pain reliever etc.
☐ Daily necessities	☐ Clothing, towel, blanket, masks, hand sanitizer, prescription medication etc.
☐ Others	☐ Portable radio, flashlights, lanterns, batteries, matches/ candles/lighter etc.

②

Go immediately to the designated evacuation center if a major disaster occurs. Confirm the nearest emergency evacuation site and route. If you are unsure, please contact the Transportation and Disaster prevention Division.

③Communicating in an emergency

Discuss with your family and friends in advance how to get into contact with one another in case of emergency. Contact can be made by using the emergency message dial.

- Disaster Emergency Message Dial (Voice)

To leave your message
1 7 1 ⇒ 1 ⇒Telephone Number
To hear the message
1 7 1 ⇒ 2 ⇒Telephone Number

- Disaster Message Board of your mobile phone company

④Getting information in the event of a disaster.

When a public announcement vehicle is going around during an earthquake, heavy rains, or typhoon, ask someone who understands Japanese to confirm the information.

- TV NHK-BS1 ※sublanguage
- Radio
  NHKFM(83.2MHz)
  NHK1(594KHz), NHK2(693KHz)
- Internet
  NHK WORLD
  Yahoo! Japan
  Google
  } Search for information using the search box (keyword search)

Useful Guide〈ユースフルガイド〉

【EMERGENCY CALLS IN JAPANESE】

FIRE DEPARTMENT Call 119〈消防〉

Besides protecting residents from fire, the fire department also responds to emergencies resulting from earthquake, flood or other disasters.
It also provides ambulance services.
When you call for the fire department's services, please give your name, address (location), your request (fire engine or ambulance), and your telephone number clearly and correctly.

Dial 119〈救急〉

Fire department…for fire and ambulance for serious illness, injury and traffic accident.

1.State the emergency

Example

"There is a fire. Please come immediately."
→KAJI DESU.SUGU KITEKUDASAI.
"Someone is seriously ill. Please come immediately."
→KYUBYOU DESU. SUGU KITEKUDASAI .
" Someone has been injured in a traffic accident. Please come immediately."
→KOTSU JIKO DE KEGANIN GA IMASU. SUGU KITEKUDASA I.

2.Give the address or location.

Example

"The accident is near XX"
→JIKONO BASYOWA XX FUKIN DESU.
"The fire is at Iwai, X-X"
→KAJIWA "IWAI,X-X " DESU.

3. Give your name.

Example

"My name is XX ."
→WATASHIWA XX DESU.

4.Give your telephone number.

Example

" My telephone number is (XX) XXXX."
→DENWA BANGOWA (XX)XXXX.

Emergency Medical Treatment at Night or on Holidays〈救急医療〉

inquiry **Health Promotion Division**
0297-35-3121

For information regarding the clinic on duty at night or on holidays, please call Health Promotion Division or visit the Bando City website.

Telephone Consultation for Illness〈健康電話相談〉

Consultation hours: For 24 hours
Telephone: #7119 (Over 15 years old)
#8000 (Under 15 years old)

TSUNAHIRO

Website for Foreign Nationals as Residents to Learn Japanese Language.

医療機関マップ



緑野クリニック

内科・小児科・透析

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00～12:00	●	●	●	●	●	●
15:00～18:00	●	●	●	／	●	／

休診日：木曜午後・土曜午後・日曜日

※祝日は休診日以外は診療しています。

〒306-0515
坂東市沓掛西村2526-1

☎0297-30-3311

吉原内科

内科・循環器内科・消化器内科・呼吸器内科

受付時間	月	火	水	木	金	土	日
午前8:30～11:30	●	●	●	●	●	●	／
午後2:30～ 5:30	●	●	／	●	●	／	／

休診日：日曜・祝日・水曜午後・土曜午後

坂東市岩井3324

☎0297-35-0008

内科・小児科・外科・皮膚科・整形外科

高橋医院

受付時間	月	火	水	木	金	土	日
8:45～11:30	●	●	―	●	●	●	●※
14:15～17:30	●	●	―	●	●	―	●※

休診日・水曜日・土曜日午後・祝日

※日曜日に休診あり。HPをご覧下さい。

坂東市岩井4595

☎0297-35-1026(代)

きねぶち歯科医院

診療時間：9:30～13:00／14:30～18:30

休　診　日：水曜、土曜午後、日曜、祝日

※祝日の月曜日は午前診療になります。

※休診時は、留守番電話になります。



坂東市長谷989-102

☎0297-38-8444



医療法人社団 健美会　Iwai Green Dental

いわいグリーン歯科・矯正歯科

幸せな人生を共につくる「グッドパートナー」をめざします

診療時間	月	火	水	木	金	土	日	祝
9:00～12:30	●	●	／	●	●	●	／	／
14:00～18:00	●	●	／	●	●	▲	／	／

▲・・・17時まで　水曜・日曜・祝日休診

Tel.0297-47-5151

坂東市辺田635-1
（岩井自動車学校前）

COME CAFE　併設する「COME CAFE×タニタカフェ」内に託児スペースあり。



HOSPITAL BANDO ホスピタル坂東

診療科目
●内科 ●精神科 ●神経内科 ●呼吸器内科
●消化器内科 ●循環器内科 ●外科 ●整形外科
●脳神経外科 ●皮膚科 ●リハビリテーション科
●歯科口腔外科

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00～12:00	●	●	●	●	●	／
9:00～12:30	／	／	／	／	／	●
13:30～17:00	●	●	●	●	●	／

休診日/土曜日午後・日曜・祝日
〒306-0515　坂東市沓掛411
☎0297-44-2000

■内科・プライマリケア（皮膚科・心療内科）■
内科全般・発熱診療（コロナ検査等）
睡眠障害、認知症対応可、オンライン診療可
松崎医院

診療時間	月	火	水	木	金	土	日	祝
午前8:30～12:00	○	○	○	／	○	○	○	／
午後3:00～ 6:00	○	○	○	／	○	○	／	／

休診日：木曜日・日曜日午後・祝日
坂東市猫実1421
☎0297-39-2011

内科・胃腸内科・小児科
海老原医院
休診日　毎週木曜日・日曜・祝日
坂東市神田山645
☎35-7411

+A ADACHI 安達医院
【診療科目】内科 循環器内科 小児科

受付時間	月	火	水	木	金	土	日
午前8:30～11:30	●	●	●	休	●	●	休
午後3:00～ 5:30	●	●	●	休	●	休	休

休診日：木曜日・土曜日午後・日曜日・祝日
坂東市矢作72
☎0297-38-2811

天王前クリニック 内科・小児科 循環器内科 発熱診療
◆安心の診察環境
小児科の待合室にはキッズコーナー有り。
◆発熱診療について
受診歴の有無に関わらず発熱患者様等の受入れ可能です。
◆診察時間予約システム
待合室で長くお待たせしないよう目安時間をご予約いただくサービスです。
予約用電話 050-5840-3451
（２回目の受診からご利用になれます）

診察時間表	月	火	水	木	金	土	日
午前 9:00～11:30	●	●	●	●	●	●	休
午後14:00～18:00	●	休	●	休	●	休	休

坂東市矢作1680-1　休診日：日曜、祝日
TEL 38-1711　FAX 30-2226

一般社団法人 茨城県きぬ医師会

きぬ医師会は、昭和62年にそれまでの結城郡医師会から改名しました。

そして、昭和63年に「きぬ医師会病院」を開設し、平成4年には「茨城県きぬ看護専門学校」を開校しました。その後、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、休日夜間急患センター、通所リハビリテーションセンターなど多くの事業を手がけてまいりました。県内でも有数の医師会であると自負いたしております。

また、市の嘱託医や学校医として、学校保健や予防接種などにも関わっております。きぬ医師会の背景には、常総市（旧水海道市・旧石下町）、坂東市（旧岩井市・旧猿島町）、つくばみらい市（旧谷和原村）の絶大なご支援の存在があります。地域のニーズにあった医療の提供に努め、高齢者の方が安心して元気に過ごせる地域作りにも貢献できればと思っております。

私達きぬ医師会会員は、会員間の連携を密にし、地域自治体との連携も密にして地域の皆様に心のこもった、良質な、きめ細かい医療を提供できますように努力してまいりたいと考えております。

一般社団法人 茨城県きぬ医師会 会長　中川 邦夫

一般社団法人 茨城県きぬ医師会一覧

医療機関名	住所	電話番号
安達医院	矢作72	0297-38-2811
石川眼科クリニック	岩井5078	0297-36-7711
石塚医院	岩井4500-13	0297-35-1161
いのもと整形外科	辺田310-52	0297-47-5200
岩本医院	沓掛850	0297-44-2033
海老原医院	神田山645	0297-35-7411
木根淵外科胃腸科病院	辺田1430	0297-35-3131
存身堂医院	岩井3293	0297-35-1011
高橋医院	岩井4595	0297-35-1026
田所医院	長谷510-17	0297-35-9567
天王前クリニック	矢作1680-1	0297-38-1711
ホスピタル坂東	沓掛411	0297-44-2000
松崎医院	猫実1421	0297-39-2011
緑野クリニック	沓掛西村2526-1	0297-30-3311
吉原内科	岩井3324	0297-35-0008

一般社団法人茨城県きぬ医師会
〒303-0016 常総市新井木町13-3　TEL 0297-23-1771(代表)

坂東市歯科医師会

坂東市歯科医師会は、日本歯科医師会及び茨城県歯科医師会（その下部組織、茨城西南歯科医師会）の参加組織・運営しております。

現在、坂東市内で歯科医療に従事している茨城県西南歯科医師会員が、マタニティ歯科検診、乳幼児歯科検診（1歳6か月児、2歳児、3歳児の歯科検診 ）、学校歯科医として市内の小中学校の歯科検診及び歯科保健指導を実施、さらに、坂東市歯周疾患検診（20歳、30歳、40歳、50歳、60歳、70歳）後期高齢者歯科検診（75歳、80歳、85歳）を実施しております。

近年言われている、オーラルフレイルとは【オーラル〈口腔〉】と【フレイル〈虚弱〉】という2つの言葉を掛け合わせた言葉で、加齢によって噛む、飲み込む、話すといった口腔機能が衰えることを意味します。

食べ物をしっかり噛んで（咀嚼）できる重要性、お口の中を清潔に保つことの重要性が、様々な全身疾患に影響を与えることが分かってきており、オーラルフレイル向上のため各医院にて口腔ケアや口腔リハビリ対応させていただいております。

坂東市では、医療・介護連携・地域ケア会議、生活支援、介護予防の充実強化を図る地域包括ケアシステムの構築を進めており、我々も協力しているところです。

この度、新たに発刊される【坂東市 暮らしの便利帳 2026】を、住民の皆様が活用して頂くことを切に願っております。

坂東市歯科医師会 会長　木村 大

坂東市歯科医師会一覧

名称	住所	電話番号
東歯科	逆井4112	0280-88-1116
いわいグリーン歯科・矯正歯科	辺田635-1	0297-47-5151
岩本歯科医院	沓掛853	0297-44-0033
梅沢歯科医院	上出島1152	0297-34-3544
おおくら歯科医院	辺田1402-83	0297-36-1755
加藤歯科医院	岩井4678-1	0297-35-2846
神田山歯科クリニック	神田山1427-1	0297-36-0605
神大実中央歯科医院	神田山322	0297-36-1313
沓掛歯科医院	内野山1199-1	0297-44-2155
くらもち歯科医院	辺田1144-54	0297-35-6407
小林歯科医院	岩井2828-1	0297-35-0016
さくら歯科	沓掛3327-1	0297-44-0021
白鳥歯科医院	辺田995-1	0297-35-8007
高野歯科医院	岩井4322-8	0297-35-2120
仁平歯科医院	岩井2228-6	0297-35-0607
吹上歯科医院	上出島484-3	0297-34-3388
ホスピタル坂東　歯科口腔外科	沓掛411	0297-44-2000
MAOデンタルクリニック	沓掛1602-1	0297-44-3375
真中歯科医院	岩井4657-1	0297-35-1168

坂東市薬剤師会

私たち坂東市薬剤師会は、坂東市民の皆様の公衆衛生の向上に寄与するため、薬剤師及び登録販売員、その他医療に関わる者の倫理及び学術的水準を高め、薬学及び薬事関係の進歩発達を図ることを目的としています。

地域の皆様の「かかりつけ薬局」として、お薬のことはもちろん健康や介護・福祉などお気軽に相談でき、正確な情報を提供できる信頼される薬局となるべく日々研鑽を積んでまいります。

坂東市薬剤師会を今後ともどうかよろしくお願い申し上げます。

坂東市薬剤師会 会長　元橋 克

坂東市薬剤師会一覧

薬局名	住所	電話番号
アイセイ薬局 坂東店	矢作天王前1680-2	0297-30-2626
アイン薬局坂東岩井店	岩井3322-2	0297-36-2121
アイン薬局坂東沓掛店	沓掛字神明842	0297-44-2882
いしつか薬局	岩井3292-18	0297-36-0515
ウエルシア薬局 坂東岩井本町店	岩井2746	0297-36-7906
カワチ薬局 坂東店	辺田1104-1	0297-20-8650
共創未来 岩井薬局	辺田307-7	0297-47-5371
クスリのアオキ岩井薬局	岩井3285-1	0297-38-5567
倉持調剤薬局沓掛店	沓掛372-4	0297-44-0003
さくら薬局 坂東岩井店	岩井4597-1	0297-47-4717
スガヌマ薬局	岩井4443	0297-35-0003
つむぎ薬局	沓掛西村2525-7	0297-44-0269
マスダ調剤薬局	辺田1423-1	0297-35-9665
もとはし薬局	岩井4462	0297-35-0073
もとはし薬局ナカネ	岩井1159-4	0297-36-0118

坂東市商工会

経営のことで、悩んでいませんか？

その悩み、坂東市商工会が一緒に考えます！
経営、資金調達、税金、人手のこと…。事業の悩みは尽きません。
私たち坂東市商工会は、そんな地域事業者の皆さんを全力で応援する公的なパートナーです！

あなたの事業を支える5つのサポート



経営支援

経営の悩みを一緒に解決！
専門スタッフがサポート！

金融斡旋

低利な融資制度をご紹介。
資金調達も安心！

共済・保険制度

リスクに備えた各種共済や
保険制度のご紹介！

税務・経理

帳簿のつけ方から申告まで
丁寧にアドバイス！



労務関係

社会保険・退職金など
福利厚生の相談もOK！



地域づくり

商店街整備やイベント開催で
まちを元気に！

仲間になりませんか？

坂東市内の商工業者なら、規模や業種を問わずどなたでもご加入いただけます。
（会費は全額、経費として計上できます）

- 入会金　個人・法人 10,000円
- 月会費　個人 1,000円 / 法人 1,500円
- 特別会費　事業所規模や資本金等により変動有（詳細はお問い合わせください）



坂東市商工会　〒306-0631 坂東市岩井3230-1
TEL 0297-35-3317　FAX 0297-35-3321　Mail info@bando.or.jp



社会福祉法人 坂東市社会福祉協議会

わたしたちは、地域福祉の担い手として、
誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりのために日々、活動しています。

社会福祉協議会がお手伝いできること

高齢者の方へ
高齢者に関する
サービス紹介

障害のある方へ
障がいのある方に関する
サービス紹介

子育て・教育
子育て中の方や
児童学生・教諭の方に関する
サービス紹介

相談窓口
困りごとのある方へ

ボランティア
ボランティア活動に
興味のある方へ

地域の福祉
安心生活のための
サービス紹介

会費・寄附
会費、寄附と募金に
関すること



介護保険事業所
介護が必要に
なったときには



施設案内

岩井福祉センター「夢積館」



和室、創作室、会議室、ふれあい広場

猿島福祉センター「ほほえみ」

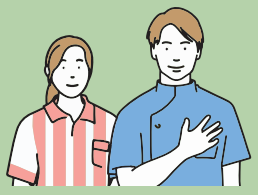


一般浴室（大浴場）、研修室、調理室

社会福祉法人 坂東市社会福祉協議会

本所 〒306-0632 坂東市辺田48 TEL 0297-35-4811

支所 〒306-0502 坂東市山2721 TEL 0280-88-1000/0297-44-2943



坂東市を盛り上げる!!
地元採用企業 スタッフ大募集



このページは有料広告ページです



一瞬を大切にしながら働く方を募集

詳しくはHPをご覧ください。

バンドールーフ

株式会社
BANDO ルーフ

Bando Roof Co.,Ltd.

大型の物流倉庫への工事をメインに、住宅等様々な建物の屋根や外壁、
雨樋工事を行うスタッフを募集しています。
即戦力となって活躍できる経験者を中心に、他業種からの転職者や未経験者、
現場経験が少なくブランクがある方など、やる気を持って働ける方であればどなた様でも大丈夫です。
資格取得支援制度も導入しており、スキルアップ目指せる環境を整えているためぜひご応募ください。

新築屋根工事・リフォーム屋根工事・外壁工事一式・雨樋工事全般
茨城県知事許可（般－05）第38233号
坂東市逆井3209-1
TEL0280-23-5492

未経験から“手に職”を。成長できる環境があります。

◆フォークリフト操作や倉庫作業は、未経験からでも着実に身につく技術です。
◆資格取得支援をはじめ、キャリアアップを応援する制度が整っています。
◆未来の自分のために、ここから新しい一歩を踏み出しましょう。

採用情報QR



SMART LOGISTICS INNOVATOR
MAEYAMA
前山倉庫株式会社
TEL 0297-36-8003
茨城県坂東市神田山1129

企業HP

前山倉庫㈱ 検索

正社員・パートアルバイト募集中です。





みんなの笑顔をつくる仕事。安心安全な美味しさを一緒に届けよう

包装事業 製造事業 加工事業

人々に寄り添うような優しく安全なお菓子の製造を続けて参ります。

株式会社タカミ製菓
坂東市長谷5036-1 TEL.0297-35-8289



ZOUEN
HORIKOSHI JAPAN LANDSCAPE STYLE

緑に囲まれて働く
アットホームな環境で、
一緒に成長しよう。

社員募集

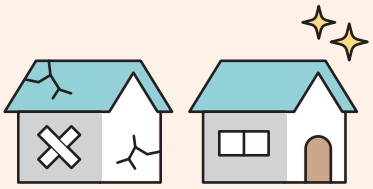
堀越造園株式会社
坂東市長谷953番地23 TEL:0297-36-2460

リフォームの基礎知識 1

Q.1 リフォームの費用はどのくらいかかりますか？

A. 改装の範囲で変わっていきます

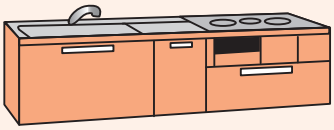
建物の一部分の改装もリフォームですし、全面改装でもリフォームです。当然のことですが、手を加えれば加える程かかる費用は増えていきます。例えば、畳敷きの6畳間をフローリングに替える場合は十数万円ですが、家全体に及ぶ大掛かりな改装の場合は、建替えの方が安くなる事もあります。



Q.2 満足いくリフォームのポイントは？

A. まずは現在の不満点を挙げてみましょう

現在のお住まいの不満のある所をリストアップする事をおすすめします。そうする事でただ漠然と不満に感じていた事も具体的に検討出来るようになり、優先順位をつけて内容の整理もしやすくなります。また、キッチンなどの設備の取り替えをお考えの場合は、ショールームなどで実際に見て触ってみる事も重要です。



Q.3 信頼のおける業者とは？

A. 2～3社は候補を挙げて比較しましょう

- 費用の安さで決めずに、契約内容に納得した上で契約をかわしましょう。
- 建築士や増改築相談員などの資格者がいるか確認しましょう。
- 経験豊富で実績がある事業者かどうか確認しましょう。
- アフターフォローはどうなのか、必ず確認しましょう。



想いをカタチにガレージのある暮らし



新築住宅をはじめ、リフォーム・リノベーションに至るまで
子育て世代を中心に、１棟１棟親身になって一緒に考えます。
お客様の「夢をかたちに」をモットーに
一生安心して過ごせる理想の住宅を、全力でご提案させていただきます。





スタイルも様々に対応
モダンスタイル、シンプルスタイル、
カリフォルニアスタイルなど、
外観スタイルも幅広く提案。
人気のガレージハウスも得意としている。



(株)ウッドスタイルホーム
TEL.0297-21-3388 坂東市上出島449
ウッドスタイルホーム
woodstylemanaka@kuh.biglobe.ne.jp

雨漏り修理工事・雨トイ修理工事 他

大黒（だいこく）瓦工業

坂東市長須 4547-3 ☎(0297)35-5447 FAX (0297)35-5634

外壁塗装 屋根・雨漏り 専門店

KOKUEI 株式会社 克栄

【本社】坂東市矢作 471-1









ホームページ

ご相談 見積り 診断 は無料 お気軽にお問合せ下さい

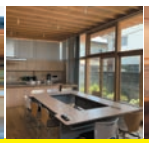
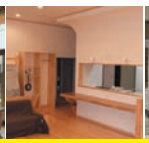
うちの塗装リフォーム費用を知りたい そんな方はぜひお電話ください

迷ったら聞いてみよう 0297-44-7832

LINE






顔の見える仕事で、地元の暮らしを支える。

土木・建築・リフォーム・設計・施工・宅地建物取引業

有限会社倉持総合建設

〒306-0515 坂東市沓掛3971-3

☎0297-44-2510 FAX0297-44-3826

お気軽にお問い合わせください

大工の育成

大工の育成に力を注ぐ!4つの分業体制!

※１級建築大工技能士　※登録建築大工基幹技術講習終了証
※住宅省エネルギー施工技術者　※職長・安全衛生責任者教育
※木造建築物の組立て等作業主任者 ※建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者
※玉掛け技能講習　※足場の組立て等作業主任者 ※石綿作業主任者技能講習
※石綿取扱い作業従事者　※フルハーネス型安全帯使用作業
※丸のこ等従事者教育 ※低圧電気取扱（開閉器の操作）
※高所作業車（10m未満）　※職業訓練指導員免許証（建築科、枠組壁建築科）
※厚生労働省 ものづくりマイスター（ものつくり大学非常勤講師）



学ぼう 建築。




手に職をつけよう!
未来の家を造る。大工求む!

茨城県知事許可（般-06）第34966号

株式会社高島工務店

明日の技術者を育てます 代表取締役 高島　克之

鳶・新築設計施工・リフォーム全般・解体改修・外構工事

〒306-0504 坂東市生子2056-6

☎/FAX0280-88-7237

リフォームの基礎知識 2

リフォームの進め方とポイント

1 Step 具体的な計画をたてる

- 時期、期間は？　● 予算は？

リフォームの目的から具体的な計画を立てましょう。この時点での情報収集も大切なポイントです。

2 Step 事業者を決める～契約する

- 施工業者の事業内容がリフォーム目的と合致しているか？
- 実績や業務内容を吟味。信頼できる事業者か？
- 候補を数社選んで同じ条件で見積書を提出してもらい、検討したか？

契約前に疑問点・不安点は徹底的に確認しましょう。見積書・提案書や契約書だけでなく、打ち合わせの際の資料やメモなど書類にはしっかり目を通し、保管しておきましょう。

3 Step 着工

- 工事に向けての準備や近隣への周知は大丈夫か？
- 工程表に基づいて進んでいるか？
- 変更・追加などが発生していないか？

定期的に施工業者から報告・連絡を受けるようにしましょう。また、不安がある場合は施工業者の担当者を通じて確認するようにしましょう。



4 Step 着工後

- 事業者立ち会いの下、確認をし説明を受けたか？
- 今後のメンテナンスや保証先を確認したか？









「部屋を広く見せる」ためにできること

進出色と後退色

色には、実際の位置より近くにあるように見える「進出色」、実際の位置よりも遠くにあるように見える「後退色」があります。

部屋の中に進出色がたくさんあると部屋が狭く感じ、後退色がたくさんあると部屋が広く感じられます。



進出色　暖色系で彩度の高い色



後退色　寒色系で彩度の低い色

背の低い家具を選ぶ

家具選びのポイントのひとつは、「背の低い家具を選ぶ」ことです。ある程度、床が家具で埋まってしまっていても空間の高い位置を開けておくことで、部屋が広く感じるという錯覚を起こします。



住まいの開口部を快適に。
建具（ドア・障子・襖）
の製作・修理・設置はお任せください
有限会社張替建具店
坂東市矢作317−4



住まいの表情を一新しませんか？
TEL.0297-38-2143

リフォーム工事の保証期間

新築住宅の基本構造部分には、最低10年間の瑕疵（かし）担保期間が業者に義務付けられていますが、リフォーム工事に関してはそのような法的義務はありません（一定の条件を満たす増改築工事を除く）。だからといって、一切保証を設けていないという業者は、信頼性に欠けるといえるでしょう。



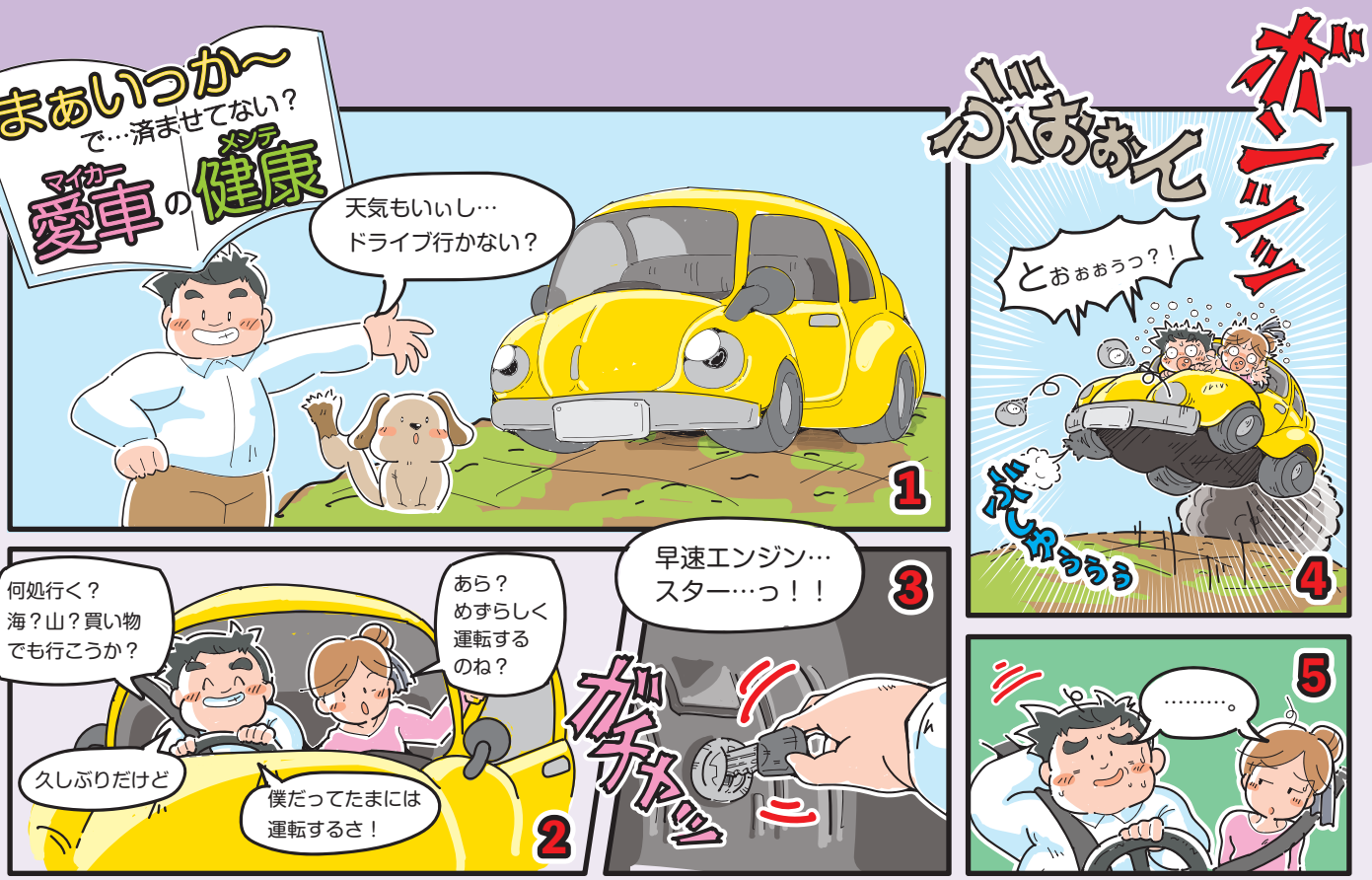
外構工事一式・設計施工
朝日屋工業株式会社
TEL（0297）35-3133
E-mail asahi-2010611@orchid.plala.or.jp
介護支援センターあさひ
PRODUCED.BY, ASAHIYA.CO.,LTD.
坂東市幸田 367 TEL（0297）47-3533



Instagram
HP



豊富な知識と幅広い商品展開
土木・建築資材は渡辺建材店に
お任せください。
小型生コン・コンクリート製品
製造販売
左官材料・土木建築資材販売
info@watanabekenzaiten.jp
快適で豊かな
住環境を目指して
株式会社　渡辺建材店
坂東市大口2599-1
TEL　0297-39-2160





車の事なら何でもご相談下さい



有限会社 オークション代行 民間車検場
間中モータース
坂東市長須2264-2
0297-35-0964



Garage Ono
Trust comes first
車検･整備／鈑金･塗装／新車･中古車販売



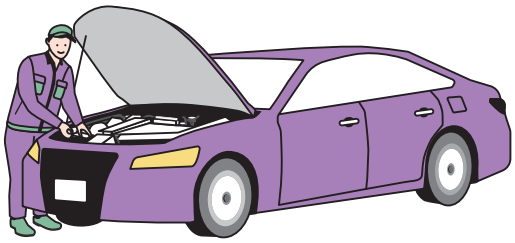
株式会社 ガレージ オノ
坂東市神田山1621-3　関東運輸局長指定 第5-1427号
TEL 0297-47-4646　FAX 0297-47-4647



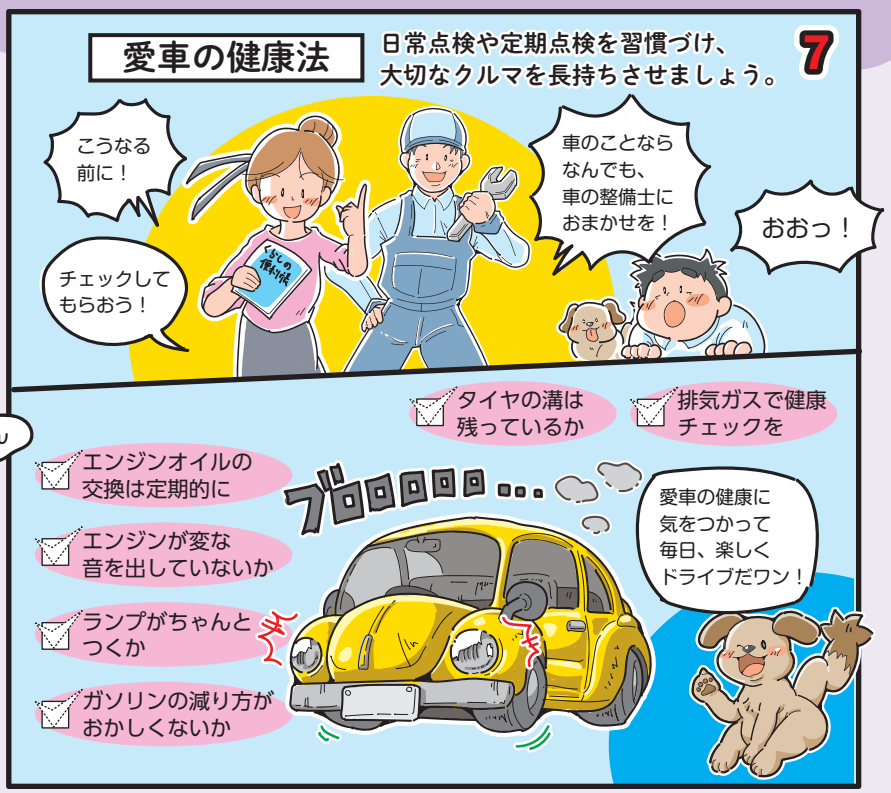
www.garageono.jp

エンジンオイルの交換は定期的に

エンジンオイルは次第に汚れ、機能が低下します。交換時期はエンジンの状態や使用状況によって異なりますが、一般的に5,000～10,000km経過時（走行距離が少ない場合でも6ヶ月～1年ごと）と言われています。オイルのグレードによって交換時期が定められているので、状況に合わせ、早めに交換しましょう。







信頼と安心のトラック販売
様々な車種のトラックをとり扱っています！
トラックの販売、買取トラックに関する事全般
【置き場】坂東市馬立956-1
営業時間/8:00～17:00　定休日/土曜・日祝日
株式会社トラックトーマス
【本店】〒306-0505 坂東市菅谷639-3
TRUCK THOMAS ☎0280-23-5946

地域の皆さまのカーライフをサポートしております。
お車の車検・整備・点検から保険まで、お気軽にご相談ください。
スバルショップ坂東
各種自動車販売・民間車検
張替自動車
〒306-0514　坂東市内野山530-10
☎0297-44-2404　FAX0297-44-0130

ランプはこまめに点検を

車のランプ類はドライバーが状況を確認する他に、周りに対して意思表示を伝える役割もあります。安全に走行するために、日頃から故障しているランプが無いか点検しましょう。



(有)吉田自動車工業
LOTAS CLUB
ロータス吉田はお客様の幸せを最優先に考え、
安全で快適なカーライフを提供することを心から追求しています。
車検・整備
新車・中古車
I'm Professional. LOTAS CLUB
お車のことなら、なんでもお気軽にご連絡ください！
TEL：0297-35-0744　坂東市長谷2689－2
受付時間 8:30-17:30　定休日：日曜祝日・年末年始・GW・お盆

株式会社つくばトランスポート



”地図に残る”　仕事を
”家族に誇れる”仕事を

坂東営業所

茨城県坂東市弓田2436
TEL:0297-38-6186

本社営業所

茨城県つくば市高野1258-1
TEL:029-847-3608
FAX:029-847-3752

